# 平成23年（第５回）山鹿市議会９月定例会

## 会　期　日　程　表

| 日次 | 月　日 | 曜　日 | 本　　会　　議 | 委 員 会 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 9月　6日 | 火 | 開　会　・　提　案　理　由　説　明 | |
| 2 | 9月　7日 | 水 | 休　　会 | |
| 3 | 9月　8日 | 木 | 休会（発言通告締切午後５時まで） | |
| 4 | 9月　9日 | 金 | 休　　会 | |
| 5 | 9月　10日 | （土） | | |
| 6 | 9月　11日 | （日） | | |
| 7 | 9月　12日 | 月 | 質疑・一般質問 | |
| 8 | 9月　13日 | 火 | 質疑・一般質問・委員会付託 | |
| 9 | 9月　14日 | 水 | 本会議なし | 経済観光 |
| １０ | 9月　15日 | 木 | | 福祉厚生 |
| １１ | 9月　16日 | 金 | | 建設環境 |
| １２ | 9月　17日 | （土） | 休　　会<br>敬老の日 | |
| １３ | 9月　18日 | （日） | | |
| １４ | 9月　19日 | （月） | | |
| １５ | 9月　20日 | 火 | 本会議なし | 総務文教 |
| １６ | 9月　21日 | 水 | | 議会運営 |
| １７ | 9月　22日 | 木 | 委員長報告・討論・採決・閉会 | |

# 平成23年（第５回）山鹿市議会９月定例会

## 目　次


第１号（９月６日）　頁

１．議事日程 …… 3

２．本日の会議に付した事件 …… 4

３．出席議員 …… 4

４．説明のため出席した者 …… 5

５．事務局職員出席者 …… 6

６．日程第１　会議録署名議員の指名 …… 7

７．日程第２　会期の決定 …… 8

８．日程第３　議案第76号～議案第79号
認定第１号～認定第14号
報告第12号～報告第21号 …… 8

９．提案理由の説明 …… 9

（１）議案第76号（本多総務部長） …… 9

（２）議案第77号（本多総務部長） …… 10

（３）議案第78号（富田市民福祉部長） …… 12

（４）議案第79号（富田市民福祉部長） …… 13

（５）認定第１号（本多総務部長） …… 13

（６）認定第２号（山口市民福祉部次長） …… 14

（７）認定第３号（山口市民福祉部次長） …… 15

（８）認定第４号（山口市民福祉部次長） …… 15

（９）認定第５号（古荘環境部長） …… 16

(10) 認定第６号（山口市民福祉部次長） …… 16

(11) 認定第７号（宮本水道局長） …… 17

(12) 認定第８号（冨田農林部次長） …… 18

(13) 認定第９号（冨田農林部次長） …… 18

(14) 認定第10号（冨田農林部次長） …… 18

(15) 認定第11号（冨田農林部次長） …… 19

(16) 認定第12号（宮本水道局長） …… 19

(17) 認定第13号（荒木市民医療センター事務部長） …… 20

(18) 認定第14号（古荘環境部長） …… 21

(19) 報告第12号（本多総務部長） …… 22
(20) 報告第13号（本多総務部長） …… 23
(21) 報告第14号（富田市民福祉部長） …… 23
(22) 報告第15号（富田市民福祉部長） …… 24
(23) 報告第16号（富田市民福祉部長） …… 24
(24) 報告第17号（緒方建設部長） …… 25
(25) 報告第18号（倉原教育部長） …… 25
(26) 報告第19号（本多総務部長） …… 25
(27) 報告第20号（潮﨑農林部長） …… 27
(28) 報告第21号（潮﨑農林部長） …… 27
10. 散　会 …… 28

第２号（６月12日）

１．議事日程 …… 31
２．本日の会議に付した事件 …… 32
３．出席議員 …… 32
４．欠席議員 …… 33
５．説明のため出席した者 …… 33
６．事務局職員出席者 …… 34
７．日程第１　質疑・一般質問 …… 35
（１）森川昭彦議員第１問目一般質問（１回目） …… 35
〇杉本教育長答弁 …… 36
（２）森川昭彦議員第１問目一般質問（２回目） …… 37
〇杉本教育長答弁 …… 39
（３）森川昭彦議員第２問目一般質問（１回目） …… 40
〇古荘環境部長答弁 …… 41
（４）森川昭彦議員第３問目一般質問（１回目） …… 42
〇本多総務部長答弁 …… 43
（５）古荘克郎議員第１回目一般質問 …… 44
〇潮﨑農林部長答弁 …… 45
（６）古荘克郎議員第２回目一般質問 …… 45
〇潮﨑農林部長答弁 …… 46
（７）古荘克郎議員第３回目一般質問 …… 46
〇潮﨑農林部長答弁 …… 47

（８）原　　徹議員第１回目質疑・第１問目一般質問（１回目）…… 48
〇富田市民福祉部長答弁 …… 50
〇中嶋市長答弁 …… 50
（９）原　　徹議員第２回目質疑・第１問目一般質問（２回目）…… 51
〇富田市民福祉部長答弁 …… 53
〇中嶋市長答弁 …… 53
〇古荘環境部長答弁 …… 54
(10) 原　　徹議員第３回目質疑・第１問目一般質問（３回目）・第２問目
・第３問目一般質問（１回目）…… 54
〇中嶋市長答弁 …… 56
〇富田市民福祉部長答弁 …… 57
〇本多総務部長答弁 …… 57
(11) 原　　徹議員第２問目・第３問目一般質問（２回目）…… 59
〇富田市民福祉部長答弁 …… 60
〇本多総務部長答弁 …… 61
〇富田市民福祉部長答弁 …… 61
(12) 原　　徹議員第３問目一般質問（３回目）…… 62
(13) 稲葉　昇議員第１問目一般質問（１回目） …… 63
〇潮﨑農林部長答弁 …… 64
(14) 稲葉　昇議員第１問目一般質問（２回目） …… 65
〇潮﨑農林部長答弁 …… 65
(15) 稲葉　昇議員第２問目一般質問（１回目） …… 66
〇緒方建設部長答弁 …… 66
(16) 稲葉　昇議員第２問目一般質問（２回目） …… 67
(17) 北原昭三議員第１回目一般質問 …… 68
〇古荘環境部長答弁 …… 69
〇倉原教育部長答弁 …… 70
〇中嶋市長答弁 …… 70
(18) 北原昭三議員第２回目一般質問 …… 71
〇倉原教育部長答弁 …… 72
〇富田市民福祉部長答弁 …… 72
(19) 北原昭三議員第３回目一般質問 …… 73
〇倉原教育部長答弁 …… 74
(20) 冨丸洋一郎議員第１問目一般質問（１回目） …… 75

○倉原教育部長答弁 …… 77
(21) 冨丸洋一郎議員第２問目・第３問目一般質問（１回目） …… 78
○潮﨑農林部長答弁 …… 80
８．散　会 …… 81

第３号（９月13日）

１．議事日程 …… 85
２．本日の会議に付した事件 …… 86
３．出席議員 …… 86
４．説明のため出席した者 …… 87
５．事務局職員出席者 …… 88
６．日程第１　質疑・一般質問 …… 89
（１）福本義文議員第１問目一般質問（１回目）…… 89
○本多総務部長答弁 …… 90
（２）福本義文議員第１問目一般質問（２回目）…… 91
○本多総務部長答弁 …… 91
（３）福本義文議員第１問目一般質問（３回目）…… 92
○本多総務部長答弁 …… 93
（４）福本義文議員第２問目一般質問（１回目）…… 93
○本多総務部長答弁 …… 94
（５）福本義文議員第２問目一般質問（２回目）…… 94
○潮﨑農林部長答弁 …… 95
○倉原教育部長答弁 …… 95
（６）福本義文議員第２問目一般質問（３回目）…… 96
○本多総務部長答弁 …… 96
（７）吉本政幸議員第１回目一般質問 …… 97
○潮﨑農林部長答弁 …… 99
○本多総務部長答弁 …… 100
（８）吉本政幸議員第２回目一般質問 …… 101
○潮﨑農林部長答弁 …… 102
○本多総務部長答弁 …… 103
（９）池田誠一議員第１回目一般質問 …… 104
○本多総務部長答弁 …… 107
○杉本教育長答弁 …… 108

○古荘環境部長答弁 …… 110
(10) 池田誠一議員第２回目一般質問 …… 111
(11) 川野　功議員第１問目一般質問（１回目） …… 112
○富田市民福祉部長答弁 …… 113
(12) 川野　功議員第１問目一般質問（２回目） …… 114
○富田市民福祉部長答弁 …… 115
(13) 川野　功議員第２問目一般質問（１回目） …… 115
○川野首席教育審議員答弁 …… 117
○倉原教育部長答弁 …… 117
(14) 川野　功議員第２問目一般質問（２回目） …… 118
(15) 太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（１回目） …… 119
○潮﨑農林部長答弁 …… 121
(16) 太田黒鐵郎議員第１問目一般質問（２回目） …… 121
○潮﨑農林部長答弁 …… 123
(17) 太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（１回目） …… 124
○潮﨑農林部長答弁 …… 126
(18) 太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（２回目） …… 127
○潮﨑農林部長答弁 …… 128
○中嶋市長答弁 …… 128
(19) 太田黒鐵郎議員第２問目一般質問（３回目） …… 129
(20) 永田紘二議員第１問目一般質問（１回目） …… 131
○杉本教育長答弁 …… 131
(21) 永田紘二議員第１問目一般質問（２回目） …… 132
○杉本教育長答弁 …… 132
(22) 永田紘二議員第２問目一般質問（１回目） …… 133
○川野首席教育審議員答弁 …… 133
(23) 永田紘二議員第２問目一般質問（２回目） …… 134
○杉本教育長答弁 …… 135
(24) 永田紘二議員第２問目一般質問（３回目） …… 136
○杉本教育長答弁 …… 137
７．日程第２　委員会付託…… 139
８．散　会 …… 139

第４号（９月22日）

１．議事日程 …… 143
２．本日の会議に付した事件 …… 144
３．出席議員 …… 145
４．説明のため出席した者 …… 146
５．事務局職員出席者 …… 146
６．日程第１　議案第76号～議案第79号
　　認定第１号～認定第14号
　　陳情第10号～陳情第12号…… 148
７．各常任委員長の報告 …… 149
（１）経済観光常任委員長報告 …… 149
（２）福祉厚生常任委員長報告 …… 150
（３）建設環境常任委員長報告 …… 151
（４）総務文教常任委員長報告 …… 152
８．質　疑 …… 152
９．討　論 …… 153
10．採　決 …… 153
11．日程追加　日程第２　意見書案第２号～意見書案第４号 …… 154
12．提案理由の説明 …… 154
（１）意見書案第２号（職員朗読） …… 155
（２）意見書案第３号（職員朗読） …… 156
（３）意見書案第４号（職員朗読） …… 158
13．質疑 …… 159
14．討論 …… 160
15．採決 …… 160
16．閉　会 …… 160

９月６日（火曜日）

# 平成23年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

## 議　事　日　程（第１号）

平成23年９月６日（火曜日）午前10時開会

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期の決定

第３　議案第76号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）

議案第78号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第79号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第２号　平成22年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第３号　平成22年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第４号　平成22年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第５号　平成22年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第６号　平成22年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第７号　平成22年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第８号　平成22年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第９号　平成22年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第10号　平成22年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第11号　平成22年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第12号　平成22年度山鹿市水道事業会計決算の認定について

認定第13号　平成22年度山鹿市病院事業会計決算の認定について

認定第14号　平成22年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について

報告第12号　平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第13号　専決処分の報告について

報告第14号　専決処分の報告について

報告第15号　専決処分の報告について
報告第16号　専決処分の報告について
報告第17号　専決処分の報告について
報告第18号　専決処分の報告について
報告第19号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第20号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第21号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（30名）**

| | | |
|---|---|---|
| １番 | 永田　健 | 君 |
| ２番 | 稲葉　昇 | 君 |
| ３番 | 藤本芳雄 | 君 |
| ４番 | 福本義文 | 君 |
| ５番 | 冨丸洋一郎 | 君 |
| ６番 | 藤本峰秀 | 君 |
| ７番 | 北原昭三 | 君 |
| ８番 | 芹川正美 | 君 |
| ９番 | 藤原　豊 | 君 |
| 10番 | 立山秀木 | 君 |
| 11番 | 立山　隆 | 君 |
| 12番 | 原　徹 | 君 |
| 13番 | 平井邦廣 | 君 |
| 14番 | 吉本政幸 | 君 |
| 15番 | 池田誠一 | 君 |
| 16番 | 堀　茂幸 | 君 |
| 17番 | 永田紘二 | 君 |
| 18番 | 森川昭彦 | 君 |
| 19番 | 川野　功 | 君 |
| 20番 | 古荘克郎 | 君 |
| 21番 | 森　芳顕 | 君 |
| 22番 | 家入憲隆 | 君 |

23番　横手啓介君
24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 杉本作徳君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎君 |
| 農林部長 | 潮﨑昭二君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪 |
| 市民福祉部次長 | 有働　博君 |
| 市民福祉部次長 | 山口敦子君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |
| 水道局長 | 宮本　稔君 |
| 職員課長 | 阿蘇品貴司君 |
| 財政課長 | 木下　実君 |
| 農林企画課長 | 戸次由夫君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 建設課長 | 宮崎錦也君 |
| 市民医療センター経理課長 | 永田臣司君 |
| 農業委員会事務局長 | 西田博之君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |
| 書記 | 森英州君 |

○

午前10時00分　開会

○

**○議長（横手啓介君）**

ただいまから平成23年（第５回）山鹿市議会９月定例会を開会いたします。

お手元に議案の正誤表が提出されておりますのでご了承願います。

会議に先立ち、市長からあいさつの申し出があっておりますので許可いたします。中嶋市長。

**○市長（中嶋憲正君）**

９月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成23年９月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、ご参集を賜り厚くお礼を申し上げます。

説明に入ります前に、たび重なる職員の交通事故につきましてお詫びを申し上げます。交通事故防止に対しましては、交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることが重要です。全職員挙げての再発防止に向けての取り組み、交通安全教室を通しての継続的な指導を強化し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮を行うなど、交通事故防止の徹底に努めてまいりたいと考えております。

さて、ご承知のとおり、東日本大震災からやがて半年、政局におきましては、震災対策、原発事故処理、歴史的な円高の進行など、国難ともいうべき課題を抱えた中で、新政権が発足したところです。また、一月遅れとなっておりました来年度予算の概算要求が財務省から示されたところです。その骨子を見ますと、政策的経費が平成23年度当初予算に比べ、一律10％の削減が指示されるなど、極めて厳しいものとなっております。

このような状況のもと、今般の定例会におきましては、本市の重点施策として取り組んでおります学校規模適正化事業、新庁舎整備等に係る予算をご提案申し上げております。

本定例会におきましてご審議いただきます議案は、条例１件、予算３件です。その他、認定14件と報告10件です。これらの諸議案につきましては、職員をして説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

○

**日程第１　会議録署名議員の指名**

**○議長（横手啓介君）**

直ちに本日の会議を開きます。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、藤原豊議員、立山秀木議員を指名いたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

**日程第２　会期の決定**

**○議長（横手啓介君）**

日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から９月22日までの17日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定いたしました。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

**日程第３　議案第76号～議案第79号**
**認定第１号～報告第14号**
**報告第12号～報告第21号**

**○議長（横手啓介君）**

日程第３、議案第76号から報告第21号までの全案件を一括議題といたします。

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

**議案第76号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**
**議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）**
**議案第78号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）**
**議案第79号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）**
**認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について**
**認定第２号　平成22年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**
**認定第３号　平成22年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について**
**認定第４号　平成22年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**
**認定第５号　平成22年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について**
**認定第６号　平成22年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について**
**認定第７号　平成22年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について**
**認定第８号　平成22年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について**

認定第９号　平成22年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成22年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成22年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成22年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第13号　平成22年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第14号　平成22年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
報告第12号　平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について
報告第13号　専決処分の報告について
報告第14号　専決処分の報告について
報告第15号　専決処分の報告について
報告第16号　専決処分の報告について
報告第17号　専決処分の報告について
報告第18号　専決処分の報告について
報告第19号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について
報告第20号　株式会社小栗郷の経営状況の報告について
報告第21号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告について

○

○議長（横手啓介君）

提案理由の説明を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

○総務部長（本多隆文君）

議案第76号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等をすることができる職員の範囲の拡大等をするため、山鹿市職員の育児休業等に関する条例について、所要の規定の整備を行うものです。

今回の改正は、非常勤職員においても仕事と育児の両立支援を図る観点から、子育てをしながら働くことができる雇用環境を整備するものです。

主な改正内容は、これまで育児休業の対象外とされていた一般職の非常勤職員に対して、引き続き在職した期間が１年以上であるなど、特定の要件を満たす場合には原則として子が１歳まで、夫婦共に育児休業をしている場合は１歳２カ月まで、継続的な勤務の場合に特に必要と認められる場合には１歳６カ月まで育児休業をすることができるよう改めるものです。また、１日２時間を上限とした部分休業をす

ることができることとしたものです。あわせて所要の規定の整備を行うこととしています。

附則といたしまして、この条例は平成23年10月１日から施行いたします。

続きまして、議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正、債務負担行為の補正及び地方債の補正です。

第１条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に４億5519万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を305億5396万円とするものです。

５ページをお開きください。

第２表、債務負担行為補正につきましては、新庁舎整備事業（実施設計業務）に係る事項を追加し、債務の期間、限度額を記載のとおり定めるものです。

６ページをお開きください。

第３表、地方債補正です。地方債の変更につきましては、義務教育施設整備事業及び災害復旧事業において、限度額の変更を行うものです。

７ページにあります地方債の追加につきましては、新庁舎整備事業に係る地方債を追加するものです。地方債の限度額及び起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

次に、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

17ページをお開きください。

３　歳出、（款）総務費、（目）財産管理費の補正額1408万6000円は、新庁舎の整備に伴う教育委員会事務所の仮庁舎への移転、整備等に係る経費です。なお、仮庁舎につきましては、九州電力旧山鹿営業所です。

次の（目）庁舎建設費の補正額8155万7000円は、新庁舎整備に係る実施設計です。なお、当該経費につきましては、債務負担行為を設定の上、その総額は１億1418万円です。

18ページをお開きください。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の補正額2412万1000円、次の（目）高齢者福祉総務費の補正額15万7000円、さらに19ページにあります（目）児童福祉総務費の補正額99万9000円は、それぞれ平成22年度に交付を受けております国・県支出金に係る精算返納金です。

続きまして、（目）生活保護総務費の補正額は155万6000円です。管理計費100万

5000円につきましては、生活保護費の受給等に係る電算システム改修費です。また、国・県支出金精算返納金55万1000円は、平成22年度交付の国庫支出金に係る精算返納金です。

続きまして、（款）衛生費、（目）保健衛生総務費の補正額1296万7000円につきましても、同じく平成22年度交付の国・県支出金に係る精算返納金です。

20ページをお開きください。

（目）ごみ処理費の補正額450万円は、資源循環型社会構築の一環として、生ごみ処理機の普及促進により、排出ごみの減量化を図るものです。なお、この度の生ごみ処理機の助成につきましては、補助率を現行の２分の１から３分の２にかさ上げし、限度額につきましても、電動式で２万円を４万円に、コンポストで2000円を5000円に拡充することとしております。

続きまして、（款）農林水産業費、（目）農業振興費の補正額548万9000円は、県の地域づくり夢チャレンジ推進事業の補助内示を受け、地域資源を活用した高齢者が担い手となる企業化への取り組み、コミュニティーレストランの創設を支援するものです。

次の（目）農地費の補正額2588万8000円は、県の追加内示に伴い、地域が取り組む農業用排水路等の補修、更新への支援を拡充するものです。

21ページになりますが、（目）林業振興費の補正額は95万1000円です。林業振興事業65万1000円は県の補助内示を受け、タケノコ運搬用モノレールの設置を支援し、特用林産物による農山村地域の振興を図るものです。また、協働の森づくり事業30万円は、県と市町村、そして企業が$CO_2$排出削減計画に基づき、協働で森づくり活動を行うものです。協働企業は株式会社ブリヂストンです。

続きまして、（款）商工費、（目）商工総務費の補正額449万円は、県の緊急雇用創出基金事業の要件緩和による追加内示に伴い、さらなる雇用確保を図るものです。

22ページをお開きください。

中段の（款）消防費、（目）非常備消防費の補正額5472万円は、東日本大震災により被災された消防団員251名に係る補償金支給に対する臨時の共済掛金です。また、（目）災害対策費の補正額285万円は、被災自治体の復旧・復興に係る本年10月以降の支援経費です。

23ページになりますが、（款）教育費、（項）小学校費、（目）学校管理費の補正額５万円は、山鹿小学校合唱部の九州大会への出場を支援するものです。

次の教育振興費の補正額10万円は、児童への歯、口の保健指導を行うことにより、生涯にわたる健康な生活の基礎づくりに資するものです。なお、本事業は熊本県からの研究校指定を受けて実施するものです。

次の（目）学校建設費の中にあります学校規模適正化事業（鹿北地区統合小学校）の補正額7700万円は、鹿北地区総合小学校の平成25年４月１日開校を目指し、校舎建設予定地の造成等を行うものです。また、安全・安心な学校づくり事業の補正額1990万6000円は、国の学校施設の耐震化に係る指針に基づき、二次診断を実施するものです。対象施設は、来民小学校ほか６校です。

次の（項）中学校費、（目）学校管理費の補正額159万2000円は、市内各中学校各部の全国大会等への出場を支援するものです。

24ページをお開きください。

（項）中学校費、（目）学校建設費の補正額366万2000円並びに次の（目）幼稚園費の補正額123万2000円につきましても、国の耐震化指針に基づき二次診断を実施するものです。対象施設は、菊花寮及び川辺幼稚園です。

続きまして、（目）社会教育施設費の補正額1210万円は、財団法人自治総合センターからの補助決定を受け、鹿本地域川南区のコミュニティーセンター建設を支援するものです。

25ページになりますが、（目）文化財保護費の補正額140万円につきましても、同じくコミュニティー助成の決定を受け、平山神楽保存会における神楽太鼓等の購入を支援するものです。

続きまして、（款）災害復旧費、（目）現年発生農業用施設災害復旧費の補正額2525万8000円及び次の（目）現年発生林業施設災害復旧費の補正額536万1000円につきましては、本年６月から７月にかけての集中豪雨により被害を受けた農地、農業用施設並びに林業施設に係る災害復旧事業です。

26ページをお開きください。

（目）現年発生土木施設災害復旧費の補正額6920万1000円、次の（目）現年発生公立学校施設災害復旧費の補正額400万円につきましても、同じく被害を受けております道路、河川並びに学校施設に係る災害復旧事業です。

以上が歳出予算の概要であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

議案第78号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正です。

第１条、歳入予算の総額にそれぞれ8812万3000円を追加し、総額を76億4833万6000円とするものです。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書の歳出によりご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

３　歳出、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額8812万3000円は、平成22年度に交付を受けた国・県支出金及び支払基金交付金に係る精算返納金です。財源は一般財源です。

続きまして、議案第79号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。

１ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正です。

第１条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2583万9000円を追加し、総額を60億5291万8000円とするものです。

内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

７ページをお開きください。

３　歳出、（款）総務費、（目）介護基盤緊急整備特別対策事業費の補正額421万円は、中山間地域等24時間在宅サービス提供モデル事業で、地理的条件等から介護サービス基盤が乏しく、必要なサービスの利用が容易でない中山間地域等において在宅サービス提供の体制づくりを推進するものです。財源は県支出金です。

次に、（款）諸支出金、（目）償還金の補正額2162万9000円は、平成22年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴います国・県支出金及び支払基金交付金に係る精算返納金です。

以上、概略ご説明しましたが、よろしくご審議賜りますようお願いしまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

７ページをお開きください。

下段の歳入合計欄においてご説明いたします。合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業に係るもの、下段が現年度決算額です。合算し

てご説明いたします。

予算現額287億9623万9000円、調定額299億1006万1373円に対しまして、収入済額は290億9782万9702円となっております。不納欠損額7008万9076円、収入未済額は７億4214万2595円です。

10ページをお開きください、

歳出につきまして、歳出合計欄において同じく合算してご説明いたします。予算現額287億9623万9000円に対しまして、支出済額267億523万8619円、翌年度繰越額７億3497万8240円、不用額が13億5602万2141円です。執行率92.7％となっております。

11ページになりますが、歳入歳出差引残額は23億9259万1083円です。

67ページをお開きください。

実質収支に関する調書です。３　歳入歳出差引額23億9259万1000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源は１億1718万8000円であり、結果、実質収支額は22億7540万3000円です。この実質収支額のうち、地方自治法第233条の２及び地方財政法第７条並びに山鹿市財政調整基金条例第２条第２項の規定に基づき、10億円を財政調整基金へ編入いたしております。

12ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、68ページ以降に財産に関する調書を添付いたしておりますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

また、決算に係る付属資料としまして、主要施策の成果に関する説明書及び財政状況に関する資料を作成いたしておりますので、あわせてご参照いただきたいと存じます。以上、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

山口市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　山口敦子君　登壇］

**○市民福祉部次長（山口敦子君）**

認定第２号　平成22年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

一番下の歳入合計欄によりご説明申し上げます。

予算現額73億8854万8000円、調定額79億8065万1413円に対しまして、収入済額74億3012万7678円です。不納欠損額は9643万5657円、収入未済額４億5408万8078円です。

７ページをお願いいたします。

歳出につきまして、歳出合計欄によりご説明申し上げます。

予算現額73億8854万8000円に対しまして、支出済額71億9500万575円、不用額１億9354万7425円です。

次に、８ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は２億3512万7103円です。

21ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。３　歳入歳出差引額２億3512万7000円、実質収支額は同額です。実質収支額のうち、地方自治法第233条の２及び山鹿市国民健康保険事業特別会計財政基金条例第２条第２項の規定に基づき、5000万円を同財政調整基金へ編入いたしております。

なお、９ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、22ページに財産に関する調書を添付いたしております。

続きまして、認定第３号　平成22年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

歳入合計欄によりご説明いたします。

予算現額6154万5000円、調定額3249万1437円に対しまして、収入済額は同額です。

４ページをお願いいたします。

歳出合計欄によりご説明いたします。

予算現額6154万5000円に対しまして、支出済額3249万1437円、不用額2905万3563円です。

次に、５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円です。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を添付いたしております。

続きまして、認定第４号　平成22年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお願いいたします。

歳入合計欄によりご説明いたします。

予算現額７億424万円、調定額６億2654万2306円に対しまして、収入済額６億2385万4106円です。不納欠損額は６万200円、収入未済額262万8000円です。

４ページをお願いいたします。

歳出合計欄によりご説明いたします。

予算現額７億424万円に対しまして、支出済額６億2153万1417円、不用額8270万

8583円です。

５ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は232万2689円です。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を添付いたしております。

よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

認定第５号　平成22年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入につきまして、合計欄においてご説明いたします。

予算現額15億1753万9000円、調定額15億1491万1807円に対しまして、収入済額は14億8008万1277円となっております。収入未済額は3483万530円です。

５ページをお願いします。歳出につきましても、合計欄によりご説明いたします。

予算現額15億1753万9000円、支出済額14億8008万1277円、不用額3745万7723円であります。

６ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円です。

なお、７ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

山口市民福祉部次長。

［市民福祉部次長　山口敦子君　登壇］

**○市民福祉部次長（山口敦子君）**

認定第６号　平成22年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

歳入合計欄によりご説明いたします。合計欄が２段書きになっておりますが、上段が前年度からの繰越事業に係る決算額、下段が現年度決算額です。合算してご説

明いたします。

予算現額56億5471万3000円、調定額56億3157万3336円に対しまして、収入済額55億7807万96円です。不納欠損額は501万7076円、収入未済額4848万6164円です。

６ページをお願いいたします。

歳出合計欄によりご説明いたします。

予算現額56億5471万3000円に対しまして、支出済額54億9640万2583円、不用額１億5831万417円です。

７ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は8166万7513円です。

19ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。３　歳入歳出差引額8166万7000円、実質収支額は同額です。実質収支額のうち地方自治法第233条の２及び山鹿市介護給付費準備基金条例第２条第２項の規定に基づき、2000万円を介護給付費準備基金へ編入いたしております。

なお、８ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、20ページに財産に関する調書を添付いたしております。

よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

**○水道局長（宮本　稔君）**

認定第７号　平成22年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

３ページをお開きください。

下段の歳入合計欄においてご説明いたします。

予算現額２億1145万円、調定額２億306万8366円に対しまして、収入済額は２億239万1306円となっております。不納欠損額は8090円、収入未済額は66万8970円です。

４ページをお開きください。

歳出につきまして、歳出合計欄においてご説明いたします。

予算現額２億1145万円に対しまして、支出済額は２億239万1306円、不用額は905万8694円です。

５ページになりますが、歳入歳出差引残額はゼロ円です。

なお、６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付いたしております。

よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

冨田農林部次長。

［農林部次長　冨田弘海君　登壇］

**○農林部次長（冨田弘海君）**

認定第８号から第11号まで、財産区特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

まず、認定第８号　平成22年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計についてご説明いたします。

予算現額218万3000円、調定額71万6627円に対しまして、収入済額は同額です。

４ページをお願いいたします。

歳出合計についてご説明いたします。

予算現額218万3000円に対しまして、支出済額は29万1481円です。

５ページの歳入歳出差引残額は42万5146円となっております。

なお、６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第９号　平成22年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計についてご説明いたします。

予算現額1762万円、調定額1240万1001円に対しまして、収入済額は1237万6001円となっております。なお、収入未済額は２万5000円です。

４ページをお願いいたします。

歳出合計についてご説明いたします。

予算現額1762万円に対しまして、支出済額は991万7074円です。

５ページの歳入歳出差引残額は245万8927円となっております。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

次に、認定第10号　平成22年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

ご説明いたします。

３ページをお願いいたします。

歳入合計についてご説明いたします。

予算現額80万9000円、調定額77万3835円に対しまして、収入済額は同額です。

４ページをお願いいたします。

歳出合計についてご説明いたします。

予算現額80万9000円に対しまして、支出済額は32万3539円です。

５ページの歳入歳出差引残額は45万296円となっております。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。

最後に、認定第11号　平成22年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

３ページをお願いします。

歳入合計についてご説明いたします。

予算現額97万5000円、調定額67万8534円に対しまして、収入済額は同額です。

４ページをお願いします。

歳出合計についてご説明いたします。

予算現額97万5000円に対しまして、支出済額は８万6038円です。

５ページの歳入歳出差引残額は59万2496円となっております。

６ページ以降に歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書を添付しております。ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

宮本水道局長。

［水道局長　宮本　稔君　登壇］

**○水道局長（宮本　稔君）**

認定第12号　平成22年度山鹿市水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

２ページをお開きください。

収益的収入についてご説明いたします。

第１款　水道事業収益は、予算額４億1919万3000円に対しまして、決算額は４億2876万854円です。

次に、収益的支出についてご説明いたします。

第１款　水道事業費は、予算額４億163万3000円に対しまして、決算額は３億

8580万7045円となっております。

３ページをお願いいたします。

資本的収入についてご説明いたします。

第１款　資本的収入は、予算額２億7853万円に対しまして、決算額は１億8150万1576円です。

次に、資本的支出についてご説明いたします。

第１款　資本的支出は、予算額４億9243万円に対しまして、決算額は３億4518万9410円で、翌年度繰越金は8000万円です。

７ページをお開きください。

平成22年度山鹿市水道事業会計剰余金処分計算書（案）ですが、未処分利益剰余金8866万4561円が生じましたので、減債積立金に1000万円、建設改良積立金に7866万4561円を積み立てるものです。

以上、概略ご説明申し上げましたが、４ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他の関係書類を添付いたしております。よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

荒木市民医療センター事務部長。

［市民医療センター事務部長　荒木　隆君　登壇］

**○市民医療センター事務部長（荒木　隆君）**

認定第13号　平成22年度山鹿市病院事業会計決算の認定についてご説明いたします。

以下、平成22年度山鹿市病院事業会計決算報告書によりご説明いたします。

１ページをお開き願います。

１　収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　病院事業収益は、予算額合計27億5968万4000円に対しまして、決算額は27億78万2960円です。

次に、支出についてご説明いたします。

第１款　病院事業費用は、予算額合計30億8476万9000円に対しまして、決算額は28億5990万7552円です。

２ページをお願いいたします。

２　資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　資本的収入は、予算額合計10億5662万円に対しまして、決算額は９億9882万円です。

次に、支出についてご説明いたします。

第１款　資本的支出は、予算額合計13億5424万円に対しまして、決算額は12億8176万2654円です。

３ページをお願いいたします。

平成22年度山鹿市病院事業損益計算書について、医業損益からご説明いたします。

１　医業収益25億5646万8696円に対して、２　医業費用は24億9610万6823円となり、本業での収支を示す医業損益は6036万1873円を医業利益として計上したところです。

経常損益については、医業外収益１億3899万3243円に対しまして、医業外費用２億3376万2153円となり、経常損失3440万7037円を計上したところです。

次に、当年度純損益につきましては、特別利益37万3051円に対して、特別損失は過年度損益修正損506万2100円、及びその他の特別損失として、新病院建替えに伴う旧中央病棟等の解体撤去に係る固定資産除去費１億2084万9728円の合計額１億2591万1828円となり、結果として１億5994万5814円の純損失を計上したところです。よって、当年度未処理欠損金は、22年度純損失と前年度繰越欠損金を合せて15億1485万7652円として、同額を翌年度繰越欠損金としたところです。

以上、ご説明しましたとおり、22年度も結果として純損失が約１億5995万円という赤字を計上することとなり、経営上の好転は見せているものの、これは厳しい経営状況にあると認識しているところです。ご承知のとおり、当院では本年５月２日から新外来棟、７月１日からは産婦人科病棟が開棟し、来春の４月１日には緩和ケア病棟の開棟が予定、医療法に定める201床での運用を予定しているところです。

平成24年度は、経営改革プランに定める黒字転化を計画している年度であり、引き続き、地域医療連携の推進と救急医療体制の充実・強化に努め、急性期医療を担う地域中核病院を目指して邁進し、経営健全化を図る所存です。

以上、概略ご説明いたしましたが、４ページ以降に剰余金計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

認定第14号　平成22年度山鹿市下水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　下水道事業収益、予算額９億999万円に対しまして、決算額は９億863万5369円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。

第１款　下水道事業費用、予算額８億4867万6000円に対しまして、決算額は７億5882万4161円となりました。

３ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出について、収入よりご説明いたします。

第１款　資本的収入、予算額６億9952万4000円に対しまして、決算額は５億6999万9249円となりました。

次に、支出についてご説明いたします。

第１款　資本的支出、予算額11億4787万6000円に対しまして、決算額は10億202万3624円です。なお、資本的収入が資本的支出に不足する額４億3202万4375円につきましては、当年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税資本的収支調整額及び減債積立金処分額で補てんいたしました。

７ページをお願いいたします。

平成22年度山鹿市下水道事業会計剰余金処分計算書（案）ですが、未処分利益剰余金５億3578万1920円を生じましたので、減債積立金に２億円を積み立て、翌年度繰越利益剰余金を３億3578万1920円で処分いたします。

以上、概略ご説明申し上げましたが、４ページ以降に損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表、その他関係書類を添付いたしておりますので、ご参照の上、認定いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

報告第12号　平成22年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

このたびの健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率につきましては、平成21年４月１日から施行されております地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、ご報告申し上げるものです。

１　健全化判断比率の中の実質赤字比率につきましては、一般会計におきまして12億7540万3000円の実質収支ですので、マイナス指数となっております。

続きまして、連結実質赤字比率ですが、当指標につきましては、病院事業会計において１億8861万3000円の資金不足が生じておりますが、全会計を合わせますと18

億3826万4000円の収支ですので、マイナス指数となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、12.3％となっております。この指標は、早期健全化基準の25％はもとより、地方債の同意基準であります18％を下回っております。

次の将来負担比率は57.6％です。この指標の定義は、一般会計等の地方債の残高や将来支払っていく可能性のある経費、退職金、債務負担行為のうち公債費に準ずるものなど、言うなれば現時点での債務残高の程度を数値化したものであり、将来の財政運営に及ぼす負担の度合いを示すものです。その対象は、一般会計、特別会計等、一部事務組合はもとより、地方公社並びに第三セクターまで及ぶものです。当指標につきましても、早期健全化基準から判断しまして、適正水準を確保いたしております。

続きまして、２　資金不足比率、この指標の定義は、公営企業の資金繰りなど、経営状況の深刻度を示すものですが、当指標におきましては、病院事業会計において１億8861万3000円の資金不足が生じております。結果、資金不足比率が7.3％となっております。以上、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第13号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、消防用施設の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、ご報告を申し上げます。

２ページをお願いします。

事故発生日時は、平成23年３月16日、午前11時頃です。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要は、山鹿市中の火の見櫓につるしていた消防用ホースが強風にあおられ、その先端に取りつけられた金具が相手方の車両に接触し、これを損傷させたものです。損害賠償の額は47万8475円です。和解事項といたしまして、山鹿市は相手方に対して損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。以上、ご報告申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

報告第14号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、ご報告申し上げます。

２ページをお開きください。

事故発生日時は、平成23年６月２日、午前９時30分頃です。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要は、県道津留鹿本線の山鹿市蒲生80番地付近を走行していた公用車が、対向車との衝突を避けようとした際、道路左側に設置された相手方所有の安全施設に接触し、これを損傷させたものです。損害賠償額は3350円です。和解事項としまして、本件事故により損傷させた相手方所有の安全施設を原状に回復し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

続きまして、報告第15号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、ご報告申し上げます。

２ページをお開きください。

本件は、この後に報告します報告第16号と同一事故によるもので、和解の相手方を異にすることから、２本に分けて報告するものです。

事故の発生日時は、平成23年４月21日、午後３時40分頃です。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要は、国道325号の山鹿市鹿校通２丁目３番１号付近を走行していた公用車が、歩行者を横断させるために停止していた相手方車両に追突し、当該相手方車両を損傷させるとともに、相手方を負傷させたものです。損害賠償額は50万4162円です。和解事項としまして、山鹿市は損害を賠償し、山鹿市と相手方は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し、何ら債権債務がないことを確認するものです。

続きまして、報告第16号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での車両事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分しましたので、ご報告申し上げます。

２ページをお開きください。

事故発生日時は、報告第15号に記載の日時と同じです。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要についても、報告第15号と同様ですが、本件は車両に同乗していた相手方を負傷させたものです。損害賠償額は９万1793円です。和解事項としまして、山鹿市は損害を賠償し、山鹿市と相手方は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

**○建設部長（緒方淳一君）**

報告第17号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、市営住宅の管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について専決処分をいたしましたのでご報告申し上げるものです。

２ページをお開きください。

事故発生日時は、平成22年12月23日、午後２時50分頃です。相手方の住所並びに氏名は記載のとおりです。事故の概要は、中町団地１階において、窓から洗濯物を取り込もうとされた際に、窓の防護柵に手を掛けたところ、防護柵が外れ、柵とともに転落し、負傷したものです。これに係る損害賠償額は70万6152円です。和解事項としまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、両者は本和解条項に定めるほか、本件事故に関し何ら債権債務がないことを確認するものです。

以上、ご報告申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

報告第18号　専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第１項の規定に基づき、公用車での事故による損害賠償に係る額の決定及び和解について専決処分をいたしましたのでご報告申し上げます。

２ページをお願いいたします。

事故発生日時は、平成23年４月25日、午後６時50分頃です。相手方の住所、氏名は記載のとおりです。事故の概要は、市道花見坂明治町線を走行していた公用車と、対向してきた相手方車両が接触したものです。損害賠償額は4074円です。和解事項としまして、山鹿市は相手方に対し損害を賠償し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立てをしないものとするものです。以上、ご報告申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

報告第19号　財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況の報告について、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づきご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

平成22年度の事業報告です。２事業の内容ですが、（１）自主事業としまして、文化、福祉、スポーツ関係などの様々な地域振興事業を行っております。

また、５ページの（２）受託事業ですが、当振興公社の主な事業を占めております勤労青少年ホームなど、市の五つの施設を指定管理者として指定を受け、その管理業務を行っております。また、三つの業務を受託し、運営に当たっております。

次に、６ページから７ページまでは、管理施設それぞれの入場者数や使用料収入などの実績です。

次に、８ページから11ページにかけては、公益法人の会計であります収支計算書を掲載しております。

各事業項目の決算内訳につきましては、ご一読願いたいと存じますが、収入につきまして、８、９ページをお願いします。

当期収入合計の決算額が１億1631万6964円、前期からの繰越収支差額6415万5768円を加えまして、収入合計が１億8047万2732円です。

支出につきまして、10、11ページをお願いします。

当期支出合計の決算額は１億2323万8359円です。当期の収支ですが、当期収入合計から当期支出合計を差し引いた当期収支差額は692万1395円のマイナスとなりました。受託事業の管理計費等の削減や予備費の支出がなかったことで、予算段階で予想しておりました単年度赤字に比較いたしますと、当初見込みよりマイナス額を大幅に抑えることができました。

なお、次期への繰越収支差額は、９ページの収入合計から当期支出合計を差し引きまして、5723万4373円となりました。

次に、12ページの正味財産増減計算書をお願いいたします。

下から６行目、当年度の一般正味財産期末残高は6142万7373円となり、市が出資しました基本財産である指定正味財産の3000万円を加えた正味財産期末残高は9142万7373円となりました。

13ページは前年度と当年度の貸借対照表、14ページには財産の内訳であります財産目録を掲載しておりますので、ご参照をお願いします。

15ページ以降に平成23年度の事業計画、収支予算書を掲載しております。

財団法人山鹿市地域振興公社の経営状況につきましては、市の施設の管理運営を主としており、新公益法人制度への移行など、厳しい経営環境が予想されます。したがいまして、行政としましても、公社の経営基盤の強化と経営改善への取り組みにつきまして、今後とも指導・支援していきたいと考えております。

以上をもちまして、報告を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

報告第20号及び第21号の２件についてご報告申し上げます。

市が２分の１以上出資しております株式会社小栗郷、株式会社鹿本町振興公社につきまして、地方自治法243条の３第２項の規定に基づき報告するものです。

まず、報告第20号　株式会社小栗郷の経営状況の報告についてです。

４ページをお願いします。

平成22年度の事業報告書です。株式会社小栗郷は、小栗館、小栗茶屋、木遊館、カントリーパークの管理運営に当たっております。ＰＯＳレジシステムの更新による携帯メールでの売上情報の配信など、出荷者の利便性の向上に取り組むほか、販売促進に力を注いだものの、来客者数は46万9070人で、前年度に対し12.9％の減となり、売上高も５億8763万2,000円と、前年度に対し10.4％の減となっております。その結果、営業活動では約2200万円の損失を出しておりますが、保険の解約金等の営業外収益により、最終的には672万円の黒字決算となっております。

５ページから６ページにかけては、貸借対照表及び損益計算書を掲載しておりますのでご参照願います。

８ページをお願いいたします。

表の中程になりますが、利益の蓄積を表します利益剰余金の当期末残高は4530万4532円となっており、前年度から575万円ふえております。

９ページから10ページにかけましては、平成23年度の事業計画などを掲載しておりますので、ご参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、報告第21号　株式会社鹿本町振興公社の経営状況の報告についてです。

４ページをお願いします。

平成22年度の事業報告書です。管理運営されております水辺プラザかもとの来客者数は74万375人で、前年度に対し6.1％の減となり、売上高も６億2424万3000円と、前年度に対し10.7％の減となっております。

このような中、大豆パンを初めとする新商品の開発のほか、販売促進活動に力を注ぐ一方、組織のスリム化や、消耗品、光熱費等の経費削減への努力により、営業活動では869万1669円の利益を上げ、最終的には136万4000円の黒字決算となっております。

６ページから７ページにかけては、貸借対照表及び損益計算書を掲載しておりますのでご参照願います。

８ページをお願いします。

表の中程になりますが、利益の蓄積を表します利益剰余金の当期末残高はマイナ

ス1366万2265円と、前年度に比べましてマイナス額が136万円ほど減っております。

９ページから10ページにかけましては、平成23年度事業計画などを掲載いたしておりますのでご参照いただきますようお願いいたします。

ただいま報告申し上げました２つの法人につきましては、市といたしましても引き続き法人の経営力の向上と安定を促していきたいと考えております。

以上で報告を終わります。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（横手啓介君）**

以上で、本日の会議は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時14分　散会

～～～

９月１２日(月曜日)

# 平成23年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

## 議　事　日　程（第２号）

平成23年９月12日（月曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

○

発言通告

１．森川　昭彦

一般質問

（１）学校教育について

①小学校における重点教育について

②中学校歴史教科書選定について

（２）ごみ処理について

（３）指定金融機関の選定について

２．古荘　克郎

一般質問

（１）農地・水・環境保全向上対策事業について

３．原　　徹

質疑

（１）認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について

①解放同盟補助金の歳出状況について

一般質問

（１）原発事故と自然（再生可能）エネルギーの本格的導入について

（２）民間移譲した養護老人ホームの運営状況について

（３）過疎対策について

４．稲葉　昇

一般質問

（１）有害鳥獣被害対策について

①防護柵の設置状況について

②来年度における予算について

（２）鹿北広見細永交差点拡張工事及び芋生線改良工事について

①具体的な工事計画と予定工期について

５．北原　昭三

一般質問

（１）環境対策について

①使用済インクカートリッジの回収について

（２）教育行政について

①図書館のサービスの充実について

②セカンドブック事業について

（３）福祉行政について

①子ども医療費の現物給付について（市長）

②３ワクチン（子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌）の接種について

６．冨丸　洋一郎

一般質問

（１）学校再編計画の現状と今後について

（２）農業（防災）用施設の維持管理について

（３）農業用水路で活用できる発電システムについて

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（29名）**

| | | |
|---|---|---|
| １番 | 永田　健 | 君 |
| ２番 | 稲葉　昇 | 君 |
| ３番 | 藤本芳雄 | 君 |
| ４番 | 福本義文 | 君 |
| ５番 | 冨丸洋一郎 | 君 |
| ６番 | 藤本峰秀 | 君 |
| ７番 | 北原昭三 | 君 |
| ８番 | 芹川正美 | 君 |
| ９番 | 藤原　豊 | 君 |
| 10番 | 立山秀木 | 君 |
| 11番 | 立山　隆 | 君 |
| 12番 | 原　徹 | 君 |
| 13番 | 平井邦廣 | 君 |
| 14番 | 吉本政幸 | 君 |
| 15番 | 池田誠一 | 君 |

16番　堀　茂幸君
17番　永田紘二君
18番　森川昭彦君
19番　川野　功君
20番　古荘克郎君
21番　森　芳顕君
22番　家入憲隆君
23番　横手啓介君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

欠席議員（１名）

24番　高野誠二君

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 杉本作徳君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎君 |
| 農林部長 | 潮崎昭二君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪君 |
| 市民福祉部次長 | 有働　博君 |
| 市民福祉部次長 | 山口敦子君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |

| | |
|---|---|
| 環境部次長 | 中川秀人君 |
| 教育部首席教育審議員 | 川野富士夫君 |
| 企画課長 | 大林秀樹君 |
| 企画課地域振興室長 | 吉里明弘君 |
| 子育て支援課長 | 坂梨真樹君 |
| 人権啓発課長 | 前田泰秀君 |
| 農村整備課長 | 池田廣二君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 建設課長 | 宮崎錦也君 |
| 環境課長 | 冨田龍也君 |
| 社会教育課長 | 森　宏一君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |
| 書記 | 森　英州君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（横手啓介君）**

これより本日の会議を開きます。

○

**日程第１　質疑・一般質問**

**○議長（横手啓介君）**

日程第１　質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。森川昭彦議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

**○18番（森川昭彦君）**

議席番号18番、森川です。発言通告にしたがいまして、一般質問を行います。一問一答方式でお願いいたします。

まずは、学校の教育について、お尋ねいたします。鳴り物入りで導入されましたゆとり教育が、新学習指導要領によって見直されるということになりました。導入時には、地域を上げてということで、その説明会等も開かれたわけですが、まさにこのことは文部科学省の朝令暮改の教育指針であるというふうに思います。本来、教育とはその指針、方針を決定いたしましたならば、20年、30年の長いスパンを持って実践していくべきものと考えます。今、子どもたちの体力、気力の低下、そして生きる力そのものが低下していると大変心配されております。また、東日本の大震災の後は、危険の予知能力を身につける、そのことが喫緊の課題であると言われております。今こそ地域も家庭ももう一度基本に返って、それぞれやるべきことをやらなければならない、そのように思います。今大切なことは、実践教育、そして体験教育によって強い体、強い気力、洞察力を養い、生きる力を身につけることだと思いますが、管内小学校における重点教育は、いかにあるべきと教育長はお考えになっておられますか。教育長のお持ちの裁量権の中でのお話で結構ですので、お聞かせいただきたいと思います。

教育問題の２点目、中学校教科書、特に歴史教科書の選定についてお尋ねいたします。今、中学校の教科書、特に歴史教科書の選定が全国でいろいろと議論を呼んでおります。１番目に、歴史教科書の検定合格となった出版社は何社ございますか。２番目に、どこの出版社を選定されましたか。既に山鹿市では選定が済んでいることと思います。３番目に、選定の手順、その方法についてお聞かせください。４番目、選定に当たって何に重点を置いて選定をされたのか。特に歴史教科書について、お答えいただきたいと思います。

１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

これより、執行部の答弁を求めます。

杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

**○教育長（杉本作徳君）**

森川議員の小学校における重点教育についてのご質問にお答えいたします。ご承知のとおり、平成23年度より小学校において新学習指導要領が全面実施となりました。この新学習指導要領の基本方針は、第１に、教育基本法改正等で明確となりました教育の理念を踏まえ、生きる力を育成することです。第２に、知識、技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視すること。第３に、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することです。また、主な指導内容の改善事項といたしまして、各教科等の指導において言語活動の充実を図ること。算数、数学、理科などの理数教育の充実を図ること。日本古来の伝統や文化に関する教育の充実を図ること。規範意識の育成など道徳教育の充実を図ること。自然体験活動や職場体験活動などの体験活動の充実を図ること。小学校に外国語活動の導入、充実を図ることなどが挙げられます。これらを受けて、山鹿市でも教育目標、「限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成」を掲げ、豊かな心の育成、確かな学力の育成、健やかな体の育成、安心・安全で潤いのある教育環境の整備、この４点の重点指導事項を定めて教育指導に当たっているところです。

続いて、２点目のご質問、中学校歴史教科書選定についてのご質問について、お答えいたします。まず、教科書の選定につきましては、文部科学省の検定を受けた教科用図書見本が採択地区に送られてまいります。検定を受けました中学校歴史教科書は、７社です。文部科学省発行の教科書目録の順に発行者を述べますと、東京書籍、教育出版、清水書院、帝国書院、日本文教出版、自由社、育鵬社の７社となります。選定の結果は、山鹿市が平成24年度使用する中学校社会科歴史教科書については、東京書籍を選定いたしました。その選定の方法につきましては、山鹿市教科用図書選定調査委員会規程に基づきまして、教科用図書の採択に関し、専門的な意見を聞くために、山鹿市教科用図書選定調査委員会を置いております。この選定調査委員会では、幅広い視野からの意見を取り入れ、教科用図書に係る専門的な調査及び研究を行い、種目ごとにすべての教科用図書について、特徴を明確にした資料を作成し、山鹿市教育委員会に報告をいたしました。選定調査委員会は、選定委員15人で組織され、学校の校長及び教頭、学識経験者、生徒の保護者などから教育

委員会が委嘱または任命をしております。また、選定調査委員会は、教科用図書の種目ごとに専門的事項を調査研究する必要がありますので、さらに具体的に調査研究を進める専門部会を設置いたしました。専門部会員は、学校の校長及び教員のうち、各教科に詳しい者で構成され、本市の中学生にふさわしいものを選ぶという観点に基づき、教科用図書の特徴について意見をまとめ、選定調査委員会に報告をいたしました。選定調査委員は、専門部会員の報告等も参考にしながら、さらに各種目ごとに教科用図書の調査研究を行い、山鹿市の生徒の実態に応じた教科用図書の選定報告を山鹿市教育委員会に答申します。最終的には、この答申をもとに山鹿市教育委員会で選定いたしました。

最後に、選定に当たって重点を置いたことについて説明をいたします。山鹿市の教科書採択に係る基本方針としまして、教育基本法や学校教育法に規定された教育の理念や目標を達成し、学習指導要領の趣旨に則したものであることを基本に据え、山鹿市の生徒の実態を考え、思考力、判断力、表現力等を育てることができること。学習の見通しを持ち、主体的な学習活動ができること。学習意欲を高めることができること。こういう観点に重点を置いて社会科の教科書の選定に当たったところです。以上、答弁を申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員、了解ですか。

**○18番（森川昭彦君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

**○18番（森川昭彦君）**

日本の国が今、混迷のときにございます。このようなときだからこそ、正しい歴史観をもって、そして日本の国に誇りと自信を持てる子どもたちが育つような歴史教育、そして歴史教科書の選定を切望いたしておきます。

小学校教育について、ただいま教育長から新学習指導要領どおりの模範解答をいただきました。再度、質問をさせていただきます。

教育長は、体験学習は非常に大切なことであり、これからも充実を図っていくという答弁をされました。本市には、多くの協議会、そして審議会等がございます。その一つに、菊池川とその支流を美しくする関係団体連絡協議会というものがございます。そのことはご承知であろうかと思います。再認識をいただくために、その役員構成、目的を申し上げます。役員構成は、山鹿市長が顧問、そして国土交通省

の所長、鹿本地域振興局の局長がそれぞれ顧問です。メンバーとしては、議会から３名、そして鹿本農業協同組合、地区の区長連絡協議会、菊池川漁業協同組合、山鹿商工会議所、山鹿商店街連盟、山鹿青年会議所、城北地区砕石業協同組合、山鹿市商工会、砕石公害懇談会、山鹿温泉観光協会、そして山鹿市地域婦人会というメンバーになっております。そして、その目的は小学校高学年を対象として、身近な川の様子を調べ、それを評価し、望むべきふるさとの水環境について考え、環境保全に対する意識の高揚を図るということです。記録に残っているだけでも、ちょうどゆとり教育が始まる年でありますが、平成14年から、その参加者数、そして水環境の水位のデータが残っております。開始以来、100名近くの参加者がずっとありましたが、ここ２、３年、参加者が激減いたしました。本年は８月10日午前９時より実施いたしましたが、大変残念ながら、管内小学校からの参加者はゼロでした。急遽、当協議会の副会長でございます愛隣園の園長に環境課よりお願いをいたしました。愛隣園の児童が12名、そして私の孫が京都におりますが、13日に山鹿に来るはずでしたので、急遽前倒して９日に呼び寄せまして３名参加をさせて、総員15名ということになりました。私の孫は小学校４年生のときからずっと参加させていただいておりましたが、京都の教育委員会主催で夏休みの自由研究コンクールというのがあります。そこにこの山鹿の菊池川とその支流を美しくする関係団体連絡協議会の岩野川の調査の結果というのを提出をいたしました。京都の教育委員会の金賞をいただきました。教育長のコメントが載っておりました。「あなたのおじいさん、おばあさんは、ふるさとの熊本県山鹿、自然、そして川の美しい所にお住みになって大変幸せですね。京都でも皆さんと一緒にこのような環境調査ができるなら大変嬉しいと思います。」これは京都の教育長のコメントでありました。ちなみに、今回大人の参加者は関係団体が15名、愛隣園の引率の先生が３名、県の方が２名、指導者の先生１名、そして環境課は環境部長、環境部次長を初め７名の合計27名でありました。管内小学校から参加がなかったことも残念ですが、それ以上に残念なことは、その経緯です。

４月22日に役員会を開催いたしまして、本年度の計画を立てました。そして、水生生物実態調査の参加者が激減しているから、私が小学校校長会議にお願いに行くと申し上げましたが、環境課の方で対応するということでした。順を追ってその経緯を説明いたします。５月16日に管内の校長会がありました。その席に資料を持って環境課の職員が参加要請にまいりました。６月10日、再び管内の小学校長宛に参加依頼を丁寧な文書をつけて郵送をしてあります。そしてその中に、７月22日までに出欠の回答をしてください。そのようにお願いをしてあります。７月15日、再度、全小学校にＦＡＸで参加依頼をしております。21日に１校、22日に１校、この２校

から欠席の連絡がありました。このような状況ですし、その中には、もし引率の先生がいないならば、こちらで対応しますよ、また送迎の車がなかったらそれぞれの支所にお願いをして送迎もいたします。まさに至れり尽くせりの参加依頼でした。このような対応をしたにもかかわらず、20校中たった２校しか出席の連絡すらしてこない。これが子どもたちに規律規範を指導する学校の対応であるか。私が持ちあわせている常識の範疇においては全く理解することができません。

参加をした児童、生徒の目の輝き、そしてその楽しそうな様子を見るとき、管内小学校の対象者、高学年は1000人近いだろうと思いますが、１人の参加希望もなかったということは考えられません。二、三人の参加希望があっても、もう面倒だからと不参加となったということが、もしあるのならば、参加希望した生徒の心を傷つける結果ということになったのではありませんか。

調査終了後、関係者の方と、きょう愛隣園の児童が参加をしていただかなかったら、私たちは腹切りものだなというお話をいたしましたが、今後このようなことであるならば、役員会を開催いたしまして、この実態を説明の上、小学校を対象としたこの調査は取りやめなければなりません。そして、学校には頼らない、地域社会との連携で新しい施策を考えてまいります。

るる経過を説明いたしましたが、以上のようなことを教育長はいかにお考えでしょうか。また、５月６日の校長会議に教育委員会からはどなたがご出席をされておりましたか。

２番目、校長会での環境課からの岩野川水生生物実態調査についての説明、そして参加依頼について、会議終了後、何か話題となりましたか。３番目、８月10日、小学校高学年を対象とした水生生物実態調査が開催されたこと、教育長や学校教育の担当者は果たして承知しておられたのか。あわせてお答えください。

教育長、私はこのこと以来、大変意気消沈しておりますので、答弁書の棒読みではなく、本当に心のこもった、私が少し元気が出るような答弁をお願いいたします。２回目を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。

杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

**○教育長（杉本作徳君）**

森川議員の２回目のご質問にお答えいたします。菊池川とその支流を美しくする関係団体連絡協議会が主催をされております。岩野川水生生物実態調査は、小学生が身近な川の様子を調べ評価し、望むべきふるさとの水環境について考えるなど、

環境保全に対する意識の高揚を自然体験活動をもって図ることができ、大変価値のある取り組みであると思っております。あわせて、山鹿市の教育の重点、豊かな心の育成や、確かな学力の育成にも深くかかわる取り組みであるともいえます。

議員ご指摘の５月16日の校長会ですが、私も教育部長、首席教育審議員、各課課長、指導室長、指導室審議員、学校教育指導員と教育委員会のそれぞれの担当から私まで含めて全員が出席したその園長校長会の中で、協議会事務局から実態調査の参加依頼についての説明がございました。しっかり聞いて私もメモをしております。その後、文書等による周知・通知もなされ、教育委員会として当日の開催を把握していたにもかかわらず、小学校からの参加がありませんでした。まずは、このことにつきまして議員初めご尽力をいただきました関係者の皆様に、この場を借りて深くお詫びを申し上げます。

当日の校長会の協議の中で、十分な協議がなされなかったこと、その後、各学校への調査参加の働きかけが十分でなかったことなど、教育委員会として深く反省をしております。また、参加の有無の回答をきちんとしない学校が多かったことはまことに遺憾であり、各学校の対応につきましても今後、指導をしていく所存です。なお、次年度は事務局である環境課と教育委員会との連携を密にして、まずはこの岩野川水生生物実態調査の意義を各小学校に十分に周知するとともに、開催期日等の調整を図るなどして、小学生の積極的な参加を促していくようにしてまいりたいと思います。なお、この岩野川水生生物実態調査以外に、菊池川を美しくする会、あるいは中富小学校の前に特別な子どもたちのための研修施設が設けられて、そして水生生物を調査したり、自然体験学習をさせるような、そういった催しも行われておりまして、私も積極的にそういうところを応援している状況ですが、今回の件に限りましては、この場をもちまして深くお詫びし、今後、指導、改善をしてまいりたいと思います。以上、答弁を申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員、了解ですか。

**○18番（森川昭彦君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

**○18番（森川昭彦君）**

この席に環境部長、環境部次長、環境課長もお出でです。今、教育長からも答弁をいただきました。私たちの関係団体もまた考えなければならないところもあるの

でしょうが、環境課、教育委員会、しっかりと打ち合わせをされて、このような事態が起きないように、ぜひともお願いをしておきます。

ごみ問題につきまして、お尋ねをいたします。ごみ処理につきましては、６月議会において、焼却施設を新たに建設する旨、答弁がございました。循環型社会を目指すことは社会の趨勢です。しかしながら、最低限のごみについては、焼却に頼る以外ないと思います。既存の施設の使用が平成25年３月までとなっております。今から焼却施設の建設に取りかかっても用地の選定、そして住民への説明、住民の了解を得ること、用地の買収等を考えますと、最低５年ぐらいの時間が必要ではないかと思います。平成25年３月から新しい施設建設までの間、焼却の方法を早急に考えられ、その準備を進めていくべきであると思います。方法としましては、他の自治体への依頼、民間業者への委託、既存施設の使用延長をお願いする。この三つの方法であろうかと思います。民間委託は、６月議会でお聞きをいたしましたように、膨大な経費を要します。他自治体への依頼、そして既存施設の使用延長をお願いするにいたしましても、いつまでに新しい施設をどこにつくるんだ、中間処理施設を整備し、燃やすごみの排出量を正確に示す。そのことがなければテーブルにも着いてもらえないものと思います。早い時期に平成25年３月以降の処理方法、焼却方法を市民の皆様にお知らせするべきであろうと思いますが、いかがでしょうか。

循環型社会の構築には、中間処理施設の整備充実で、焼却ごみの減量を図ることが喫緊の課題であろうと思います。排出ごみの総量の最大のものは生ごみであろうと思います。また、生ごみの90％は水分であると言われておりますが、適正な処理方法をお考えでしょうか。市内にある処理施設で山鹿市全体の処理が可能なのでしょうか。今後、どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせをいただきます。１回目を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

森川議員の一般質問の１点目、新たな焼却施設建設までの燃やすごみの処理方針について、お答えいたします。議員ご指摘のとおり、新たな焼却施設建設には相当の期間が必要であり、平成25年４月以降、新たな焼却施設が使えるようになるまでの間の燃やすごみの処理方法について、現在検討を行っているところですが、難しい課題もございます。この間における処理方法につきましては、限られた選択肢の中から、安全処理の確保を前提として経済性、効率性の観点から検討し、リスクが

少なく、確実に実施可能な処理方法を検討したいと考えております。したがいまして、市民の皆様に対してご説明申し上げる要件整理を行うに当たり、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。

続きまして、２点目、今後の生ごみの処理方針についてお答えいたします。生ごみに限らず、ごみについては基本的にごみをつくらない、ごみにしない、ごみを出さないことが最も好ましいことであり、市民の方がライフスタイルを見直すことでごみの排出抑制に取り組んでいただくことが最善の方法であると考えております。

そこで、生ごみの処理方針の一つとして、できる限り家庭において各自処理することを推進してまいりたいと考えております。具体的には、今議会で補正予算を計上させていただいておりますが、山鹿市生ごみ処理機器設置補助金交付要綱に基づき、平成27年３月までを重点期間とし、補助率及び補助上限額をかさ上げし、コンポストや電動生ごみ処理機の購入に対する補助を行ってまいりたいと考えております。山鹿市全域から排出される生ごみの量につきましては、全国的な統計、他市の状況、本市の鹿本町のデータやモデル地区における組成調査の結果から推計いたしますと、年間約4000トンと考えられ、このように家庭における各自処理を推進しましても、まだ相当量の生ごみが排出されると考えられます。このどうしても排出される生ごみにつきましては、本市の基本方針である資源循環型社会の構築を目指し、本市の基幹産業である農林業への活用を念頭に、堆肥として資源化を図ってまいりたいと考えております。処理施設といたしましては、鹿本町にあるバイオマスセンターの堆肥舎内に新たに堆肥製造装置を設置することで、山鹿市全域から排出される生ごみの堆肥化は可能と考えております。また、現在地元と締結いたしております環境保全協定書の見直しを含め、関係者の皆様や関係部署と協議を進めているところです。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員、了解ですか。

**○18番（森川昭彦君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員。

［18番　森川昭彦君　登壇］

**○18番（森川昭彦君）**

循環型社会を目指すには生ごみの処理が課題となる、そのように思います。排出ごみの50％を超える生ごみですから、その処理方法、しっかりとお考えをいただきたいと思います。処理方法についても、日進月歩、技術向上もしております。いろ

いろな処理方法もあるようです。処理能力が高く、そしてコストの安い処理方法をしっかりと考えていただきたいと思います。

要件の整備につきましては、大変難しい、厳しいこともあろうと思います。市長、副市長、そして執行部の皆様、英知を結集してしっかりとした方向づけをされ、そして市民にお知らせをいただきたいと思います。

一般質問の３問目、指定金融機関の選定について、お尋ねをいたします。合併当時、合併協議会において十分に検討されたのだろうと思いますが、市の指定金融機関が鹿本農業協同組合ということで選定をされました。県下14市において、約３分の１程度が農業協同組合を指定金融機関とされているようです。市の指定金融機関に指定されるということは、市内にあります金融機関にとってはステータスシンボルです。合併をいたしまして６年以上が経過いたしましたが、日銀の代理店ではない金融機関、そして県の指定金融機関でないという金融機関で、また市民の持つ口座の普及率等、いろいろと勘案をいたしまして、現在までに特段のそごはありませんか。一度指定されたなら未来永劫ということではなく、金融機関としての市民の利便性、口座の普及率、金融機関としての健全度等を総合的に検証され、10年をめどに新たに再選定をされてはいかがでしょうか。そのことで執行機関、金融機関、相互の緊張感も保てるものと思いますが、ぜひご一考いただきたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

森川議員の一般質問の３問目、指定金融機関の選定について、お答えいたします。指定金融機関である鹿本農業協同組合につきましては、合併協議の中で指定金融機関選定委員会の選定により、指定を受けたものであります。合併協議会の報告に、「新市の指定金融機関に鹿本農業協同組合を指定する。ただし２年後には指定金融機関の指定に関して再検討するものとする。」とあり、指定に関しての再検討を市役所内部で組織する公金取扱検討委員会で行いました。その結果、鹿本農業協同組合における業務体制の見直し、強化に鋭意努められており、指定金融機関の変更は行わないという結論を得、本市の公金の収納及び支払事務を鹿本農業協同組合が現在まで執り行っているところです。

国庫金の返済遅延事件以後は、法令及び本市の定める諸規定に従い、適性に公金事務が取り扱われている状況であります。選定の理由でもありました、窓口の派遣時間の拡充、収支日計報告の当日報告など、本市における出納事務の効率的運用の一翼を担っているものと考えております。今後の指定金融機関の選定につきまして

は、ただいま森川議員からいただきました貴重なご意見を真摯に受けとめ、公金取り扱いのさらなる効率的運営と安全を図り、金融機関相互の公平、公正さに資するため、合併後の10年をめどに総括的に検証をすべきではないかと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

森川議員、了解ですか。

**○18番（森川昭彦君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、森川議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、古荘克郎議員の発言を許します。

古荘議員。

［20番　古荘克郎君　登壇］

**○20番（古荘克郎君）**

20番、鹿進会、古荘克郎です。通告いたしておりましたとおり、一般質問をさせていただきたいと思います。

この問題につきましては、多岐にわたりますのでお断りを申し上げておきたいと思います。

さて、この事業ですが、ご案内のとおり、平成19年から５年間をかけ、農村地域の過疎化、高齢化、混住化などにより、環境保全が困難になった水路等を地域住民の全体で将来にわたり良好な状態で保全しようというものです。本年度がその最終年度に当たるところですが、逆に今年度の取り組みが大変不安という地域もあるようです。有機肥料の使用であったり、減農薬であったりした場合、農家への直接支払を除いても水田10アール当たり4400円、畑地10アール当たり2800円の金額は、それぞれの地区の管理運営費としてはまさに大金です。多いところでは毎年400、500万円を超える集落もあるところですが、農村環境を集落全体で守ろうというこの事業、ぜひとも継続の必要性があろうかと思うものです。この実績と評価につきましては、今年の３月議会で吉本議員からも一般質問があっておりますが、答弁では120集落、4300ヘクタールが取り組まれており、農業施設の維持管理、世代交代など、さまざまな効果が上がったと答えられております。いよいよこの事業、残り半年で終了するわけです。まず、市全般的に見て、この事業が本当に農村地域を守るため有効であったか、再度評価をお伺いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。

潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

古荘議員の農地・水・環境保全向上対策事業の評価につきまして、お答えをいたします。議員ご紹介のとおり、この事業につきましては集落が一体となって地域の環境保全に取り組む組織に対して支援をする事業です。現在120組織で4288ヘクタールの農地を対象に、保全管理活動がなされております。各組織においては、それぞれの地域の慣行等を十分尊重しながら、地域の皆様が共同活動に取り組まれており、農業施設の長寿命化や、耕作放棄地の発生防止など、農村集落の環境維持や保全に役立っているものと高く評価をしております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

古荘議員、了解ですか。

**○20番（古荘克郎君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

古荘議員。

［20番　古荘克郎君　登壇］

**○20番（古荘克郎君）**

前回と特に変わった答弁ではなかったように思いますが、私はもっと現実的に掘り下げて考えてみる必要があるのではなかろうかと思うわけです。この事業の主要な目的の一つに、高齢化に対する対応が挙げられております。

ところで、潮﨑部長お住まいの地区では、高齢化率はどれだけで、どんな公役が年間何回あるか、お答えいただく必要はありませんが、先般、ある地区で取られたアンケート調査では、農村部では公役が多いから若者の定住が進まないのではないかという意見もまとめられております。確かに多いところでは、委託費を受けた河川の草刈り作業や神社の清掃、そして春、秋の美化作業等、年間五、六回を超えるところもあります。しかしながら、公役、いわゆる集落全体で汗を流し作業をする、この事業は大変重要な意味を持つものだろうと思います。これまでこういった作業の繰り返しの中、地域の絆が生まれ、お互いに助け合える農業集落独特の「もやい」といったものができ上がってきたところです。ただいま大震災以来、「集落の防火組織を」という勧めがあっておりますが、どんな立派な組織がつくられても、肝心な絆とかもやいの心とか無くては何もなりません。動きはしないだろうと思います。そういった意味で、公役は大切な作業であるわけです。ただ、山鹿市における農村地域と呼ばれる120集落の中にも、この公役実施が限界に近づいている地区

が数多くあるのは事実です。ある集落では、75歳以上で公役免除の高齢者の方さえ今回の補助事業で日当が出るならと参加されているのをお見受けいたします。心配する点がここです。今までボランティア、いわゆる奉仕作業で行われてきた公役作業に日当がついたことで、考えが少しずつ変わってしまい、大切な地域を守る心から逆行している。このことを心配されている区長が大変多いと聞いております。この点について、今回の事業をどのように考えておられるか、再度お尋ねいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

この事業につきましては、共同活動等に参加された方々への人件費の支出も認められていることから、それぞれの組織の考えにより、従来からの公役等の奉仕作業への日当を支払われているところもあります。さまざまな作業やイベントなどを共同で行うことで、世代間交流や近隣住民との交流が活発となり、絆やもやいの心といった集落機能を改めて認識していただき、地域の共同活動の衰退に歯止めをかけなければなりません。地域の環境整備や保全は、そこにお住まいの住民すべての方が共同で行っていくものであり、この事業を効果的に利活用していいただくことで、絆をより深めていただき、より豊かな地域の活性化へと進んでいくと期待をしているものです。なお、日当の支払いにつきましては、これは事業といたしましては支払ってもいいということになっておりますので、支払われているところもございます。ですから、日当を支払う、支払わないということにつきましては、十分地元の方で検討をいただいて、この事業を有効に活用していただければと思っております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

古荘議員、了解ですか。

**○20番（古荘克郎君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

古荘議員。

［20番　古荘克郎君　登壇］

**○20番（古荘克郎君）**

ぜひとも地域の絆を守るため、方策をご検討いただきたいと思います。

関連して、平成23年から27年度に予定をされている、農地・水・環境保全管理支払交付金事業につきまして、お伺いをいたします。

端的にこの事業の概要を見てみますと、現在行われている農地・水・環境保全向上対策事業が農村地域の環境を住民全体が参加して守る、そのための日当も支払いましょうというものに対しまして、日当は支払われないが地域全体での作業を続けていただくことが前提条件で、農業用施設の維持管理に係る予算を直接地区へ交付しようというものです。特に山鹿では、用水路の改修を重点的に考えておられるようですが、それぞれの地区で状況を聞いてみますと、その事業実施にはなかなか厳しい面があるようです。今年７月までにそれぞれ計画要望が出されているようでありますが、内容はどのようになっているのでしょうか。ここで、ぜひとも考えておかなければならないことは、先ほど申し上げましたように、集落で草刈り、泥上げなど、排水路の管理作業を行う公役作業が大変厳しい状況にあるということです。今とめるわけにはいかないのであります。５年間支払った日当は支払われない、さらに高齢化が進んでいる、また作業内容は年々厳しくなっている。このような状況、実態を十分踏まえた上で、地域での管理が少しでも軽減されるような方策を現実的に考慮し、検討すべきではないでしょうか。どうも今回の事業の目的が施設の保全が主要目的であり、大切な地区の環境保全事業とは合致しないようでもありますが、山鹿市の方針、水が大切だから用水路を重点的にはわかりますので、さらに地区の実態を考慮した上での対策を今後のスケジュール等とあわせてお伺いをいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

新たな交付金事業につきましては、これまで共同活動支援の対象としてきた農地や農業用水などの日常の保全管理活動に加え、活動組織が行う農地周りの水路、農道等の施設の長寿命化のための補修、更新などの活動に対して支援するものであり、施設に係る工事については建設業者等への工事委託が可能となっております。なお、活動組織の管理する水路がある場合は、まず水路を最優先に整備する施設として位置づける必要があります。このことから、７月に各活動組織に対して事業説明会を開催し、集落内で整備すべき農業用施設等の調査と整備計画の提出をお願いしたものであります。平成23年度は、29活動組織が1765ヘクタールを対象に当該事業に参加する予定となっております。現在、各組織の整備内容の確認のため、集落内の農業用施設の現地調査を実施している状況です。来年度以降も地域の実態を考慮いたしまして、当該事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、古荘議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時01分　休憩

―――――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――――

午前11時11分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、原　徹議員の発言を許します。

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

**○12番（原　　徹君）**

12番、日本共産党の原　徹です。私は質疑を１点、一般質問３点、これを二つに分けて質問をいたします。

まず、認定第１号、平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。その中の、解放同盟への補助金について質問いたします。この件につきましては、公平公正な税金の使い方という立場から、私は決算ごとに取り上げ、是正を求めてきました。担当課の努力によりまして、徐々に改善されてきているわけであります。以前は、主要施策の成果に関する説明書が添えてあったわけでありますが、最近はありません。ぜひ来年度から備えてほしいと思います。

まず、２点質問します。１点目、解放同盟への補助金の歳出状況について。事業費、研修費、日当ごとに歳出額並びにその割合を明らかにしていただきたい。２点目、研修参加状況について。平成21年度で最も多く研修に参加した人は60回もありました。年間２カ月間も研修会に参加したことになります。30万円の日当が支給されているという異常な状態でありました。平成22年度の研修参加状況はどのようになっているか、ご説明ください。

一般質問の１問目です。原子力発電、すなわち原発事故と自然エネルギーの本格的な導入についてということで質問をいたします。

東京電力の福島原発事故は、日本と世界の人々に大きな衝撃を与え、原発に依存したエネルギー政策をこのまま継続させていいのかという重大な問題を投げかけております。福島原発事故から６カ月が経過しましたが、まだ収束のめどは立っておりません。まさに日本の災害史上類を見ない深刻な状況となっているわけであります。今回の事故から次の点が明らかになっております。一つは、現在の原発技術は未完成であり、原発は常に危険な状況にあるということであります。今、開発されている原子炉は、核エネルギーを取り出す過程で莫大な放射性物質を生み出し、

1000キロワットの原発が１年間稼働すると広島型原爆の1000発分の死の灰がたまると言われております。人類はこの莫大な死の灰を無害にする方法をまだ開発していないわけです。ただ閉じ込めるという方法以外にないわけであります。ここに原発の持つ最大の危険性があるということです。二つ目は、原発事故は飛行機事故や自動車事故には見られない特有な異質の危険性があるということであります。ひとたび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、それをコントロールする手段を持たず、被害はどこまでも広がっていきます。福島原発事故による放射能汚染は、福島県だけではなく岩手、宮城、茨城、埼玉、千葉、東京など12都県に広範に広がり、米、野菜、牧草、牛肉などの農畜産物、魚や海藻などの海産物、学校の運動場、プール、水道水などにも大きな被害を及ぼしております。また、放射線汚染による影響は長期にわたって続き、特に影響が大きいのが子どもたちへの健康被害であります。放射線被曝は例え低線量であっても将来、発がんなどの障害が起こる危険性があると言われております。福島県民は30年間、毎年健康調査をしなければならない。こういう状況です。まさに放射能が数十年間も不安と恐怖をあおるわけであります。さらに原発事故による被害は、人間の絆、地域社会の絆を破壊してしまう危険性を持っております。避難指示が12市町村に出され、約10万人の人がいつ戻れるかわからない避難生活を強いられております。これらの地域では、地域が丸ごと喪失してしまうという危険に見舞われているわけであります。福島県外に籍を移した人が今朝のテレビでは２万2000人と発表されていました。また学校では転校生が８月時点で4700人、２学期になるとさらに1000人が県外に転校するということで、友人や家族の絆も断たれ、学校の存続さえも危ぶまれております。こんな恐ろしい事故がほかにあるでしょうか。三つ目に、地震予知連絡会元会長の茂木清夫東大名誉教授は、今まで大きな地震はなかったから今後もないとは言えない、今回の東日本地震で学んだと言っております。地震学の専門的な考え方を変えなければならない。地震については、まだよくわかっていない、原子炉の本体は頑丈でも、複雑な配管や装置が取り巻く複合体だから、何が起こるかわからない。絶対に安全とは言えない。こう述べているわけです。日本列島のどこに行っても大地震や大津波の危険性のない安全な土地と呼ばれる場所はないわけです。原発が存在する限り、安心な生活は保障されないと思うわけであります。

ここで、原発の問題点を３点指摘しましたけれども、この福島原発事故を契機に、原発からの撤退とそれにかわる自然エネルギーへの大胆な転換は、世界的な流れとして急速に拡大しております。ドイツでは国会が2022年までに17基すべての原子炉を全廃する法案を決議しております。イタリアでは国民投票で94％が原発に反対しました。日本には現在、原子炉が54基ありますが、その中の15基の原子炉が集中立

地している福島県の小浜市議会は、期限を定めて原発から脱却し、代替エネルギーに転換するよう全会一致で意見書を決議しております。

市長にお尋ねします。熊本県の蒲島知事は６月県議会で、福島原発事故によって安全神話は崩壊し、自然エネルギーへの転換が必要であると見解を明らかにされました。中嶋市長の原発に対する見解を伺いたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

原議員の質疑の１点目、部落解放同盟支部活動補助金の使途についてお答えします。平成22年度において、補助金交付要綱に基づき実施された事業費の総額は、799万9930円となっております。そのうち補助金が781万3297円、自己資金が18万6633円となっております。総事業費のうち研修に係る旅費が255万7205円、日当が489万600円、参加資料代が51万4100円、事業費が３万8025円となっております。総事業費に占める割合といたしましては、旅費が32％、日当が61.1％、資料代が6.4％、事務費が0.5％です。

ご質問の２点目、研修会等への参加の状況ですが、各支部それぞれに各種研究集会、人権同和問題に関する研究大会、資質を高める交流会や研修会、女性部研修会等への参加があります。個人ごとの参加状況につきましては、各支部とも最も参加回数が多いのは支部長です。回数にして32回から40回となっております。研修会などの参加につきましては、一部の方に偏らず、できるだけ多くの方が参加できるよう、配慮をお願いしているところです。以上、お答えします。

**○議長（横手啓介君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

ただいまの原議員の一般質問、原発事故と自然エネルギーの本格導入についてに関する市長の見解について、お答えいたします。

今回の原子力発電所事故に対して、私が率直に感じましたことは、大自然の力の前にいかに人間の力が小さなものであるか、まざまざと知らされたということ。さらには、私どもは大自然の中に生かされていることへの感謝の念、畏敬の念、恐れ、それらをしっかりと大切にして、謙虚に生きていくことが大切であるとつくづく感じたところです。

さて、我が国においては戦後の急速な経済発展により、電化製品の普及やオール

電化などの生活及び産業情勢が電力依存型へ大きく拡大してまいりました。このため、大幅な電力需要に対応するエネルギーとして、電力供給が安定し、ＣＯ２排出が少なく、発電コストにすぐれ、安全性が確保されていることを前提に、国策として原子力発電所の設置を推進しながら、これまで国内に50数基が設置されており、安定的な電力供給により、国民も恩恵を受けてきたところです。しかし、今回の東日本大震災による福島第１原発の事故により、多くの周辺住民の方々が不自由な避難生活をされ、また復興にはかなりの年数がかかると予想されております。このことは、設置の前提でありました安全への信頼が失われたものです。今後は、新規の原発建設は現実的に厳しい情勢であるため、現在稼働中のものは安全性を確保し、電力の需給関係を保ちながら稼働させ、寿命がきたものについては廃炉という流れの中で、国において新たな自然エネルギーを含めたエネルギー政策を丁寧に検討、実施することが必要であると考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

原議員、了解ですか。

**○12番（原　　徹君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

**○12番（原　　徹君）**

２回目です。解放同盟への市の補助金781万円に対しまして、日当が489万円、補助金の６割も日当が占めている。ここは問題だと思います。平成19年６月に市民から提出された監査請求に対して、当時の監査委員は、補助は事業費補助とすると、このように指摘しております。この指摘がまだ遵守されていない。こういうことであります。

２点質問いたします。支部長４名が年間40回前後の研修会に参加しております。平成21年度の最高参加回数は先ほど述べましたように、鹿本支部長の60回でした。それからすると20回も減少したことになります。しかし、研修参加は野放し状態です。だから、慰安旅行のような研修が毎年繰り返されているのではないでしょうか。常識的に考えて、１人が年間５回程度、支部長が10回程度、こういうことではないでしょうか。適切な参加基準を設けて、回数を制限すべきだと思いますが、いかがですか。

２点目、私はこれまで、一運動団体の会議や日当について誤りを指摘してきました。その結果、山鹿市内での研修会や支部長会並びに解放同盟主催の新春旗開きな

どの日当は廃止されました。一歩前進であります。担当課の前向きな取り組みを評価したいと思います。しかしながら、山鹿市外での日当は１日5000円となっております。行政の仕事の一部を担っております嘱託員あるいは民生委員の研修は、年１回ありますが、日当を支給したことはありません。それなのに、民間の一運動団体にすぎない研修に日当を支給すること自体、全く道理がないのではないでしょうか。市職員は、九州管内は日当ゼロ円であります。研修です、自分のためになるわけですから、日当など不要ではないでしょうか。答弁を求めます。

原発の問題についてであります。市長見解は、新たな自然エネルギーを含めたエネルギー政策の検討が必要ということで、脱原発の意向を示されました。しかし今、稼働の原発は、安全性を確保して、寿命がくるまで稼働させると述べられ、原発推進の立場にも立っておられるわけであります。市長の脳裏には、まだ原発への安全神話が残っているのではないでしょうか。再度、市長にお尋ねをいたします。安全性の確保とは、何を基準に判断されるのか。安全基準を決めても、自動車事故などのように実験ができないわけであって、有効かどうか実証することができないわけです。寿命がくるまで稼働させていている途中で、今回のような大事故が起こらないとも限りません。原発事故被災者の無念な気持ちを考えれば、市長の見解は出てこないのではないでしょうか。繰り返しますが、地震学専門家の茂木清夫東大名誉教授は、これまでの地震学の考え方を変えなければならない。絶対に安全などとは絶対に言えないと断言されているわけであります。一方、日本の自然エネルーには巨大な可能性があるということです。環境省の試算でも、我が国の利用可能な自然エネルギーは、今ある原発の総発電能力の40倍にもなるということを明らかにしております。この自然エネルギーを本格的に導入して、危険極まりない原発は、放射能を無害にできる技術が確立されるまで廃止すべきではないでしょうか。日本もドイツのように原発撤退へ期限を決めたプログラムを策定して、同時に自然エネルギーを本格的に導入し、国民の安全と生命を守るべきだと考えるわけであります。国民の世論調査でも、原発の縮小、廃止は70％から80％と圧倒的であります。市長の明解なご見解をもう一度伺います。

次の質問に入ります。原発撤退への歩みと並行して、国を挙げて取り組まなければならないのは、先ほどから申し上げております自然エネルギーの本格的な活用であります。自然エネルギーとして太陽光発電、風力発電、ダムを必要としない小型水力発電、地熱発電などがありますが、日本における自然エネルギーの技術は世界でもトップクラスだと言われております。

そこで、山鹿市における太陽光発電システムの普及状況について、２点質問いたします。

１点目、山鹿市の公共施設への太陽光発電システムの配置状況についてご説明ください。２点目、山鹿市の太陽光発電システム設置補助金制度の利用状況について、ご説明をお願いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

２回目の質疑にお答えします。１点目、研修会等への参加に対する基準の設定についてですが、現時点では基準を設けておりません。昨年度の研修会等への参加状況を見ますと、参加回数が１回から５回の方は全体の82％を占めております。各種研修会等への参加に際しましては、一部の方に偏らず、多くの方の参加に配慮し、効果的な研修となるようお願いしているところであり、その成果があらわれております。今後とも、このような参加体制を取ることとしておりますので、改めて基準を設ける必要はないのではないかと考えております。

ご質問の２点目、市の職員の旅費規程に近づけることにつきましては、平成22年度において市内の日当をなくしたところです。市外日当につきましても、現在、段階的な削減に取り組んでいるところです。以上、お答えします。

**○議長（横手啓介君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

原議員の２回目の質問にお答えいたします。

原発事故犠牲者の無念さは、重々認識をいたしているところですし、安全神話は崩壊したと考えております。私が先ほど申し上げました、現在稼働中のものは安全性を確保し、電力の需給関係を保ちながら稼働させるとは、将来自然エネルギーへの転換について、まず我が国のエネルギー政策の国民的議論が必要であるということです。また、既存の原子力発電所を直ちに撤去することは、電力の需給関係を考えれば、現実的ではないと考えてのことであり、厳格なストレステストにより、安全性が確保されることと、地元住民の理解のもとに使用するというものです。その中で、より安全で持続可能な太陽光や、小水力などの再生可能エネルギーをふやしていくことが重要であると考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

○環境部長（古荘秀幸君）

原議員の一般質問の２点目、山鹿市の公共施設への太陽光発電システムの設置状況及び太陽光発電システム設置補助金制度の利用状況について、お答えいたします。

まず、公共施設への太陽光発電システムの設置状況ですが、保育園４カ所、小中学校４カ所、保健福祉施設２カ所、鹿本幼稚園、鹿本総合支所、総合体育館の合計13カ所に設置いたしております。また現在、施設改修を行っております鹿央総合支所にも設置予定です。

次に、太陽光発電システム設置補助制度の利用状況ですが、まず本市の補助内容は、議員ご案内のとおり、１キロワット当たり３万円、上限額15万円です。国、県の補助額は、国が１キロワット当たり４万8000円、上限額47万9520円、県は１件当たり定額の５万円となっております。本市では、平成21年度から平成23年度までの３カ年計画で実施しており、その目標数値を事業開始前の設置世帯数であった544戸の倍増に設定し、実施しております。補助制度の利用実績といたしましては、平成21年度が202戸で3774万円、平成22年度が126戸で2395万5000円の補助を行っております。平成23年度におきましても９月１日現在、116戸が申請済みで、予算額がすべて執行された場合には190戸程度が予測され、３年間で518戸程度の利用状況となり、当初目標をおおむね達成する見込みであります。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

解放同盟の補助金について、意見を２点述べておきたいと思います。１点目は、山鹿植木合同支部長会というのが開かれております。ちょっと領収書を見ていないので、たしか２カ月に１回、あるいは毎月だったかもしれません。以前は植木と山鹿で会場を交互にして開いておりました。ところが最近では、植木中心に行われているわけです。なぜだと思われますか。山鹿で開いたら日当は出ないのです。場所を植木に移した場合、日当が5000円つきます。だから植木でした方がいいわけです。こういうことを部長は知っているのかどうか。こういう抜け道があるということを知っておいてほしいと思います。２点目は、研修参加の基準は設けない、必要ないとの答弁でしたが、それなら年間30回も40回もの理不尽な研修参加を認めるべきで

はありません。毎年研修を重ねながら、どんな事業に取り組んできたのですか。ただ研修に参加するだけで、何もしなければ研修の意義がないわけです。

これまで平成25年度をもって同和行政を見直すとの答弁があっていましたが、道理のない誤った予算を平成25年度まで引き延ばすということは、公正公平な予算の使い方に反します。誤りは即修正して、同和行政を一刻も早く終結させるべきだということを強く要請しておきます。

次に、原発と自然エネルギーの問題でありますが、これまでの太陽光発電システムの普及は、地球温暖化防止という環境問題からの取り組みでありました。しかし、自然エネルギーを本格的に導入し、電力の地産地消と地域経済の振興という立場から取り組んでいる自治体があるそうです。一つは高知県の梼原町というところです。ここは電力自給率50％、さらに100％を目指すということです。それからもう一つは、岩手県の葛巻町、ここは電力自給率160％、すべて自分たちの町で賄っているそうです。さらに熊本県水俣市では、住宅用太陽光発電システム設備補助金交付要綱を拡充して、地球温暖化対策と景気雇用対策に力を入れております。最大出力１キロワット５万円、山鹿は３万円でした。上限が20万円の補助、さらに地元の業者に依頼すれば、１キロワット当たり７万円、２万円アップして、上限28万円の補助という制度をとっているわけであります。

そこで、電力の地産地消を目指して、自然エネルギーを本格的に促進し、同時にまちづくりや市の雇用対策を図るという観点から、３点問題を提起したいと思います。これは市長の見解をお願いいたします。

一つは、公共施設、学校や病院、支所、保育園、公民館などに太陽光発電システムをさらに増設し、施設独自で電力が賄えるようにしたらいかがでしょうか。将来的には経費削減にもつながるわけであります。最近、山鹿市民医療センターに行っておりますが、２階に上がりますと広い屋上があります。５階に上がったことはありませんけど、５階の屋上にも太陽光発電システムを置けば、病院の電気料そのものを低減できる、電気代を低減できるわけです。そういうことをやるべきではないかということです。二つ目は、水俣市のように太陽光発電システム設置補助金制度をさらに拡充して、仕事を興し、太陽光発電システムの普及拡大を図るようにしたらいかがでしょうか。三つ目です。岩野川、内田川の豊富な水を利用して、ダムの要らない不要の小型水力発電を起こし、電力の地産地消を目指してはいかがでしょうか。市長のご見解をお願いいたします。

続いて、一般質問の２問目に入ります。民間移譲した養護老人ホームの運営について質問いたします。

養護老人ホーム３施設が民間移譲されて１年半になります。先般、知人を通して

山鹿市石にある福寿荘がなくなり、鹿本か菊鹿の施設に行かなければならない。住み慣れた山鹿を去るのはとてもつらいです、どうにかならないでしょうか、とのお尋ねがありました。

質問します。１点目、福寿荘の廃止は事実ですか。２点目、事実であるとするなら、日本国憲法第22条、移転、居住の自由の保障という立場から、慎重でなければならないと考えます。二つの施設への移送は、どのようにして決めるのかお尋ねいたします。

３問目の過疎対策について質問いたします。我が国における過疎化の進行は、自公政権の市場原理一辺倒の構造改革路線のもとで、あるいはさらに小泉内閣の三位一体の改革による交付金の削減や、市町村合併を押しつけられる中で都市部との格差は一層拡大しているわけです。全国的には現在、過疎地域と見られる自治体は730市町村で、自治体の41％にも上ります。約1000万人、人口の８％が住んで、国土の54％という広大な面積に広がっているという統計が出ております。こうした過疎地域が担っているものは、国土の保全と水の涵養、食料の供給など、国民生活に欠かせない重要な機能であります。ところが、急激な過疎化、人口減少によって、その機能が維持できなくなるという懸念が出てきております。過疎対策は日本の今後にとって重要な課題となってきているわけであります。

２点、質問いたします。１点目、山鹿市の過疎化の実態をどう捉えておられますか。２点目、主な過疎化対策として、どのように取り組んでおられるのか、ご説明をお願いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

ただいまの原議員の一般質問、３回目、自然エネルギーの本格的な導入について、お答えいたします。

まず、公共施設への太陽光発電システムの設置ですが、太陽光発電システムは発電時に二酸化炭素を排出しない環境に優しい新エネルギーで、地球温暖化対策の有効な手段であり、市民への太陽光発電システム普及促進事業を実施しているところです。ご質問の、公共施設への設置につきましては、財政的な面、設置箇所の構造的な問題等もありますので、今後の普及促進についても十分検討していかなければならない課題だと考えております。

次に、太陽光発電システム設置補助制度の拡充についてですが、本市では平成23年度までの時限的事業としております。今後は、国、県の動向を見ながら、来年度

以降の事業展開をどのように進めていくか検討が必要であると考えております。

次に、小型水力発電による電力の地産地消を目指すべきではないかというご質問ですが、小型水力発電は太陽光発電等とともに、原発にかわる新たな自然エネルギーの一つであり、貴重なご意見とありがたく受けとめさせていただきたいと思っております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

原議員の一般質問の２問目、民間移譲した養護老人ホームの運営における福寿荘の廃止及び入所者への対応についてお答えいたします。本市は、これまで合併により３施設の養護老人ホームを有していましたが、周知のとおり、平成21年４月より社会福祉法人山鹿むつみ福祉会へ運営を移譲したところです。３施設とも築20年以上経過しており、特に福寿荘においては築33年を経過し、入所者の安心・安全面からも検討が必要な状況となっております。また、入所者数の減少により、定員割れの状況が続く中、養護老人ホームとしての安定的運営と施設の柔軟な活用を図るため、平成20年２月策定の、養護老人ホーム民間移譲に向けた基本方針に基づき、３施設を一括して移譲したところです。その後、運営協定に基づき、平成22年度に法人と協議を重ねた結果、福寿荘を廃止し、寿楽荘及び清楽園の２施設において運営することといたしました。これを受けまして、熊本県及び法人との協議を行い、施設の統廃合を前提とした福寿荘入所者の方の生活圏の変更、いわゆる転荘につきまして、福寿荘の現入所者及び身元引受人、扶養義務者を含む親族の方を対象といたしまして、説明会を開催し、理解を深めていただいたところです。なお、転荘におきましては、特に本人及び親族等の希望、通院状況、介護認定状況、健康状態、入所者同士の関係、趣味や嗜好、例えば食事、温泉、買い物等を考慮いたしまして、個別の希望調査、施設の見学、行事への参加等を行い、総合的に判断していただいてから、平成24年３月までにそれぞれの施設に転荘していただく計画です。今後とも、入所者の安心・安全な施設生活の継続に努めてまいるところです。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

原議員の一般質問の３問目、過疎対策についてお答えいたします。まず、１点目

の、本市における過疎化の実態についてお答えいたします。山鹿市の人口を見ますと、平成17年の合併当時の人口６万65人に対し、平成23年３月末時点では５万6733人と3332人、約5.6％減少しております。これは少子化の影響による自然減、また進学や就職、転勤等によって市外に転出する人口減によるものですが、この傾向は今後も続いていくものと思われます。こうした少子化や働く世代の流出により、65歳以上の方が集落の半数を超えた、いわゆる限界集落と言われる地域は、平成21年度は３集落でしたが、平成23年３月時点では、５集落に増加しております。また、出生数については熊本県推計人口調査によると、合併後、年平均436人でしたが、平成22年度は396人となり、40人減少している状況です。買い物弱者につきましては、６月議会でお答えしましたように、正確な数字はつかめておりませんが、昨年、地域包括支援センターが行った65歳以上の１万3724人を対象としたアンケート調査では、回収された9942人の11.5％が日常的な買い物する場所がないと回答されていることから、単純計算をいたしますと約1580人が買い物弱者であると考えられております。

次に、２点目の主な過疎化対策への取り組みについてお答えいたします。鹿北、菊鹿、鹿央地域につきましては、合併以前から過疎地域の指定を受けており、生活環境の整備や農業生産基盤の整備など、各種事業を実施しております。また、合併後は山鹿市全域がみなし過疎の指定を受けたことから、新たな過疎地域自立促進計画を策定して、引き続き過疎対策事業を行い、地域の活性化と振興を図っているところです。企画課の取り組みで申し上げますと、過疎集落対策として、市内でも高齢化率が特に高い３集落を対象に、過疎集落いきいき事業を実施しております。本事業は、今後さらに集落機能の維持が困難になると予想される３集落をモデル地域に位置づけ、これからの集落のあり方や課題解決策、特色を生かした地域づくりなど、モデル地域が行う主体的な取り組みを支援するものです。また、校区等が主体的に地域づくりを進める際の地域づくり計画応援事業も実施いたしております。さらに地域住民の方の交通利便性向上を目的に、高齢者の通院、買い物等の支援策としてあいのりタクシーを運行いたしております。現在、菊鹿、鹿央、鹿北地域で運行しており、運行開始から徐々に利用者も増加し、菊鹿地域では１カ月で約1000人が利用されている状況です。このほかにも過疎地域だけが対象ではありませんが、将来の移住、定住につなげる意味で、市内に点在する空き家の実態調査も現在行っております。今後もこうした取り組みを中心に、過疎地域の支援対策を進めてまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

原議員、了解ですか。

○12番（原　　徹君）

議長。

○議長（横手啓介君）

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

○12番（原　　徹君）

養護老人ホームについてお尋ねいたします。福寿荘の廃止は事実とのことでありますが、公共施設が民間に移譲された場合の最大の欠陥があらわに出てきたと思います。もし公立の施設だと、老朽化したからとか、定員割れだと言って簡単に施設を廃止しません。ところが民間の場合は、どんなに良心的な社会福祉法人であっても、利益が出ないと成り立たないということで廃止してしまうわけであります。したがって、公立の施設というのは非常に大切であります。

質問を２点します。１点目、民間移譲された養護老人ホームの指導、監督権はどこにあるのですか。市はどんな役割を果たすのか、お尋ねいたします。２点目、通院者への対応について、転居を余儀なくされる人からは、現在、山鹿の病院に通院しているが、もし菊鹿に移転したら通院はどうなるのか心配だ。こう言われております。もともと養護老人ホームに籍を置いている方は、低所得者の方か無年金の方たちが多いわけで、交通費が心配なわけであります。公立の時のように、施設が責任を持って送迎をしてくれるのかどうか、お尋ねいたします。

次に過疎対策についてであります。今ご説明いただいたように、市は定住自立圏構想や、定住自立圏共生ビジョン等を作成し、さまざまな取り組みを行っているわけであります。過疎地に住む住民の人からこんな話を聞きました。Ａさん、菊鹿出身です。地元が寂れるといけないと、夫婦で話し合って、地元での生活の道を選ぼうとしていたが、保育園はなくなり、小学校も統廃合でなくなるとのこと。これでは子どもがかわいそうだと思って、地元を離れ、山鹿の住宅地に建売住宅を購入した。Ｂさん、鹿北在住の方です。私の家も、近所にも後継者が全くいない。店もなくなり買い物も不便、病院も遠い、近くにあった保育園も小学校もなくなる、仕事もない。あっても勤務先まで遠い。田舎はますます住み難くなり、若者は残らない。過疎化はますます進行していくばかりである。こんな話をされました。したがって、もっと住民の要求を重視して、身近な生活問題の解決を図るべきではないかと思うわけであります。

そこで、２点質問します。１点目、過疎地では地元の小売店が店を閉め、買い物弱者、買い物難民と呼ばれる人が急増しております。芦北町ではＪＡとコンビニが提携して、過疎地への移動販売を実施しております。本市においてもＪＡ鹿本と提

携し、移動販売車の購入を市が補助するなどして、買い物弱者への支援を強めてはどうですか。２点目、先ほど鹿北、菊鹿の人の話を紹介しましたが、過疎地から保育園を廃止したら子育て世帯は、ますます定住しなくなり、過疎化を進行させます。保育園の廃止計画を見直すべきではありませんか。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

原議員の２回目の質問の１点目、民間移譲後の養護老人ホームの指導・監督責任についてお答えいたします。

養護老人ホームにおける入退所を決定する措置権者としての権限は市町村にあり、施設入所に関する措置開始、死亡等による退所に関する措置廃止、入院等による措置変更事由に関しましては、本市の福祉事務所がその業務に当たっております。これに対し、実際、養護老人ホーム施設自体の運営を行っているのは、社会福祉法人山鹿むつみ福祉会であり、老人福祉法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を遵守し、その業務を行っているところです。また、運営に当たり、老人福祉法もしくはこれに基づく命令等に違反したときの設置者に対する施設の設備及び運営の改善等を命じる権限は、県知事にございます。なお、市と法人との間で締結しました山鹿市養護老人ホームに関する運営協定書に基づき、業務状況の聴取等の条項において、市は養護老人ホームの運営の適正を期するために、法人に対して必要な指示をすることができると規定しておりますので、施設の運営上、必要な場合はしかるべき指導等をできる立場にあります。２番目の、通院者への対応につきましては、現在、市内３施設において、それぞれ嘱託医がおり、定期的に往診や薬の処方等が行われております。ご指摘のとおり、直営の時には施設から送迎する場合もありましたが、その場合の多くが、要介護度が重度の方がほとんどで、比較的動ける方で、経済的に余裕がある場合には、自分でタクシー等を利用されておりました。移譲後におきましても、嘱託医が月２回、施設内診療所において診察され、診察の結果、他の病院等へ受診が必要な場合には、施設の車で送迎いたしております。歯科通院の場合は、基本的に地元の協力歯科機関としてお願いし、送迎も施設の車で対応いたしております。また、本人の希望による他の医療機関への受診につきましては、基本的には家族送迎、公共交通機関、介護タクシーにて受診をお願いしているところです。

いずれにいたしましても、福寿荘から寿楽荘、または清楽園へ転荘されましても、今まで同様、通院者への対応に努められるところです。あわせて安心・安定した生

きがいのある生活が保たれるよう、支援に努めてまいるものです。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

原議員の過疎化対策についての２回目の質問の１点目にお答えいたします。買い物弱者への対応として、過疎地への移動販売をしてはどうか。また移動販売車両の購入補助をしてはどうかということですが、まず商業統計調査による市内の小売店舗は、手持ち資料が古うございますが、平成16年度に638店舗でしたが、平成19年度では592店舗と、３カ年で46店舗減少するなど、日常的に買い物できる場所そのものが少なくなっている現実がございます。買い物弱者向けの移動販売は、県内では社会福祉協議会や農業団体、商店街等による取り組み例がございますし、本市でもＪＡ鹿本独自の取り組みとして、支所が廃止された地域などを対象に、住民の方からの要望に応じて、Ａマートでの買い物や金融を利用される場合、送迎サービスを提供されております。本市のあいのりタクシーは、通院や買い物の際に利用される方が多く、交通不便地域における買い物弱者対策の一つになっていると考えておりますが、買い物客が来店するのを待つのではなく、逆に商業者等が直接出向いて販売する、こうした取り組みは、交通弱者に対する福祉施策であると同時に、商業振興、過疎地対策にも寄与する公共性の高い事業であると評価をいたしております。したがいまして、地域事業者の方が今後こうした取り組みを実施される際には、その活動が継続されるよう、積極的に支援できる仕組みを検討してまいりたいと考えております。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

原議員の過疎化対策の２回目の質問の２点目、過疎地から保育園を廃止したら子育て世帯はますます定住しなくなり、過疎化を進行させるのではないか、という質問にお答えいたします。

平成17年度の合併当時、2780名いた就学前の児童は、平成22年度には2560名になり、220名減少いたしました。特にこの10年で、１年間に生まれる子どもの数が年間100名程度も減少し、人口減少の一途をたどっているところです。保育所保育指針には、乳幼児期は子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期

であり、少子化が進み、家庭や地域の、子育て力の低下が指摘される中で、保育所における質の高い養護と教育の機能が強く求められると記載されておりますように、現在は保育園にも教育が求められております。このような子どもの育ちという観点と、少子化、過疎化の進行により、子どもの数が減少している状況をとらえ、公立保育園再編整備を進めております。その方法の一つが、保育園を統廃合することによる定員規模の適正化です。子ども同士が群れ遊び育ち合う環境として、保育園において年齢に合わせた年齢別保育と教育を適性規模の集団で実施することにより、子どものよりよい発達を促すことを目指しております。保護者の皆様には、保育園の廃止により、保育園が遠くなり、送迎に時間がかかる等ご不便をおかけすることになりますが、保育ニーズが変化し、質の高い保育が求められる中で、保育所の役割、機能を再認識し、保育内容の改善を図ることを目的としておりますので、ご理解いただきますようお願いするものです。また、保育園を廃止する場合でも、総合支所を単位として子どもや子育て家庭を見守る地域子ども育成センターを設置することとしております。ここでは、ゼロ歳からおおむね18歳までの子ども、若者や保護者、住民のための地域拠点として設置し、子ども相談、情報発信、親子サークル支援、交流の場を提供することにより、今一段の子育て環境の向上を図り、子どもの育ちと暮らしをつないでいく子育て支援体制を構築してまいります。以上、お答えします。

**○議長（横手啓介君）**

原議員、了解ですか。

**○12番（原　　徹君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

原議員。

［12番　原　　徹君　登壇］

**○12番（原　　徹君）**

12時を回りましたが、あと３分だけお願いします。保育園問題について、定員規模の適正化によって小さな保育園を廃止するとの答弁でありました。

２点から反論します。１点目、保育園の再編計画では、適正な定数を60名と定めており、それに満たない保育園を廃止しようとしているわけであります。どうして60名が適正なのか、その根拠は何か。私は30名の方が適正だと思います。少人数で一人一人により手が行き届くからであります。60名が適正などという根拠はありません。行政はよく適正化という言葉を使用しますが、適正化の名のもとに施設を統廃合し、経費削減、福祉切り捨てのときによく使う言葉であります。経費削減は必

要なことではありますが、子どもを犠牲にしてはならないということを述べておきます。２点目は、地域子ども育成センターを設置し、さまざまな保育ニーズにこたえるとの答弁でありましたが、これは賛成であります。しかし、保育園を廃止するかわりにということであれば正しくないと思います。それは、保育園と子ども育成センターでは目的が異なっているからです。過疎住民の願いは、保育園が身近にあって、気軽に安心して子どもを預けられることではないのか。私は岳間の田中、岳間の中心街から、広見保育園までちょっと測ってみました。約14キロあったと思いますが、ノンストップの安全運転で35分かかります。通園バスの送迎となれば、停車箇所もふえてきますので、１時間近くかかるのではないかと思います。大人から見たら大した距離ではありませんが、毎日通園する幼い子どもたちにとってはかなりの距離と時間だと思います。

企画課の資料によれば、合併してからの人口は鹿北町が11.8％減少、菊鹿町が9,3％減少で、旧山鹿市の3.8％減を大きく上回っているわけであります。合併するときのスローガンを思い出してほしい。サービスは高く、負担は小さくでありました。それが過疎地に住む人たちにとっては、現在では、サービスは低く、負担は大きくとなっているわけであります。繰り返します。過疎地の住民にとって、地元の保育園を残すことは切実な願いであります。過疎対策として保育園の廃止計画は誤りであります。見直すべきだということを主張して、質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、原議員の質疑・一般質問は終了いたしました。ここで、昼食のため休憩いたします。午後１時10分から再開いたします。

午後０時07分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後１時10分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、稲葉昇議員の発言を許します。

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

**○２番（稲葉　昇君）**

議席番号２番の稲葉昇です。鹿進会です。私は今回、一般質問を２問いたしたいと思います。

最初は、有害鳥獣対策についてです。６月議会におきましても佐賀県武雄市のいのしし課の取り組みについて研修報告をいたしました。その中で、防護柵、いわゆ

る簡単でお金があまりかからないワイヤーメッシュ柵、これを山鹿市として導入することになりました。本年２月に、山鹿市全区域を対象に要望調査を実施、要望書が上がった33行政区、約69キロに設置の希望が上がってまいりました。事業費といたしまして、１億996万円と非常に多額な予算となっております。山鹿市として、国からの予算1713万7000円と聞きました。その後、防護柵の設置の状況等をお尋ねいたします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

有害鳥獣被害対策について、お答えいたします。まず、イノシシによる農作物に対しての被害額ですが、平成20年度7143万6000円、平成21年度3966万円、平成22年度1438万7000円となっており、平成21年度からの重要施策として位置づけ、有害鳥獣対策事業に取り組んだ結果、農作物の被害も年々減少傾向にあると思っております。本年度は、国の鳥獣被害緊急総合対策事業を活用し、金網などで農地等を囲い込み、イノシシからの被害防止に最も効果的であると思われます進入防護柵の設置を山鹿市被害防止対策協議会が事業主体となり、行っているところです。地区の選定に当たりましては、本年２月に山鹿市全域を対象に要望調査を実施し、要望が上がった33行政区69キロメートルの設置希望に対して、国から山鹿市へ配分された金額1713万7000円と、市の単独の予算500万円をもとにヒアリングを行いました。その後、現地確認やポイント制による事業の投資効果などを算定し、実施地区を選定したところです。現在、21行政区におきまして約30キロメートルの施工に着手をしております。なお、今回の事業につきましては資材のみを支給し、設置については地元施工のため自己負担金がなく、大変好評をいただいております。しかしながら、最近になって今まで比較的被害が少なかった山鹿、鹿央、鹿本地区からの被害報告もふえており、新たな被害が発生しているのではないかと心配もしております。今後も深刻化、広域化することが予測される鳥獣被害についての防止対策が、農業生産現場における喫緊の課題であることを踏まえ、国に対して、本対策に対する特段の支援を要望しているところです。市といたしましても、重点施策として引き続き駆除と防護の両面から対策を講じるなど、今年度、防護柵が設置できなかった地区も含めまして、被害防止対策の充実に努めてまいりたいと考えております。以上、お答え申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

稲葉議員、了解ですか。

○２番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（横手啓介君）

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

21行政区において30キロメートルということで、非常に長いキロ数でもあります。そういった中で、８月10日にワイヤーメッシュが各地域において配布されているわけです。そういった中、私は昨日、堂原地区というところで敬老会がございまして、その中で、８月10日に配布されましたメッシュ柵を８月20日に集落一同で約１キロほどある長さに部落全体で防護柵を設置したということで、非常に喜んでおられました。そしてまた、敬老会でお年寄りの方々と一緒に酒を酌み交わしながら、区長が一生懸命頑張ってやってくれるからというお答えで、この事業に対して大変喜ばしいということでお受けいたしましたので、皆さん方にご報告をさせていただきたいと思います。それでは、残ります39キロの残りがあるわけでもありますので、その件について来年度の方向性等を少しお聞きいたしたいと思っております。どうか一つよろしくお願いいたします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

○農林部長（潮﨑昭二君）

要望がありました33地区、それから69キロに対しまして、今年度は今答弁いたしましたとおり、21地区の30キロメートルという状況です。残り39キロメートル、それから新たに被害が発生していると思われるところも含めまして、来年度以降の対応をしていきたいと考えております。いずれにしろ、今年度の予算につきましては国の緊急対策ということで、今年度のみの予算でありました。それを十分活用して、今年度はある程度可能な限りの対応ができました。来年度につきましては、国の予算要求がどうなるのか、概算要求を見てみないとわからない部分もございますし、県の動向もあります。そういうのも見ながら、市としても財政が許す限りの予算要求をしながら、必要な予算の確保に努めながら、この対策については重点施策として農林部として位置づけまして、引き続き対応してまいりたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

稲葉議員、了解ですか。

○２番（稲葉　昇君）

議長。

○議長（横手啓介君）

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

○２番（稲葉　昇君）

次年度につきましての方向性を答弁していただきまして、私たち地域住民として大変嬉しく思うわけです。よろしくお願いいたします。

次に、２問目につきまして、鹿北広見細永交差点拡張工事及び芋生線、堂原山下線の改良工事についてお尋ねしたいと思います。

まず、細永交差点については、約15年ほど前から地元からの要望が上がり、設計、施工までの計画がなされていました。すぐにでもできるような感じでもありましたけども、しかしながら鹿北線においては、一番交通事故の多いところでもあります。その中で、大きな交差点が３つあるわけです。四丁の交差点、弁天の交差点、それに私たち広見の細永の交差点ということで、四丁と弁天の交差点は立派にでき上がりました。細永の交差点が若干後回しになった形でもありました。しかし今回、平成20年度におきまして国土交通省の認可が下り、地元として大変喜んでいるところです。しかしながら、道の拡張となりますと民家と事業所のあわせて６軒が立ち退きということで、いち早くご理解をいただき、大変申し訳なく思っているところです。今後、細永交差点から事故がないように願うわけでもあります。立派にでき上がることを願っているところです。

そこで、近々の改良工事の具体的な説明をお願いいたします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。緒方建設部長。

［建設部長　緒方淳一君　登壇］

○建設部長（緒方淳一君）

稲葉議員の一般質問の２問目、鹿北地域の国道３号細永交差点改良工事、恐らく市道の部分もだろうと思いますが、市道芋生線改良工事の工事計画と予定工期についてお答えします。

国道３号細永交差点につきましては、広見郵便局付近の国道３号と、広見小学校へ通じる市道芋生線及び堂原山下線が交差する箇所で、国道を管理する国土交通省の整備計画に合わせて、平成20年度から事業を進めております。国道部分については、国土交通省に確認しましたところ、上下車線に右折レーンを設置する工事で、現在、用地買収、補償等もすべて終わり、年度内完了を目指しているとのことでし

た。市道部分は、国道３号の交差点改良とあわせて、先ほど申しました芋生線及び堂原山下線の道路を拡幅する工事で、現在、工事施工中です。年度内に完了する予定でありまして、細永交差点改良工事は平成24年３月にすべて完了する予定です。

次に、芋生線道路改良工事につきましてお答えします。延長は1900メートルの道路整備を行う工事で、細永交差点改良工事を優先的に進めてきた関係で、整備が遅れておりますけれども、平成20年度に測量設計が終わっておりますので、今後は早期完了を目指していきたいと考えております。以上、答弁を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

稲葉議員、了解ですか。

**○２番（稲葉　昇君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

稲葉議員。

［２番　稲葉　昇君　登壇］

**○２番（稲葉　昇君）**

広見の交差点も以前は追突事故、あるいは死亡事故が多発ということで、早くできないかという要望が上がっていたわけです。平成24年３月までに完了するということですので、大変地元として喜ばしいことであります。それから、芋生線につきまして延長約1900メートルということで、大変長い距離であります。私たち、この道が昭和45年、46年にかけて、当時、芋生の最上仁喜平町長のときに道の拡張ができて以来、43年ぶりの道の拡張でもあります。そういった中で立派にできることを願っているわけでもあります。そしてまた、今回、３年目に迎える芋生線から平山線に通じるトンネルが開通しています。３年目を迎えて非常に交通の便もよく、そしてまた交通量も多くなりつつあります。そういった中で、この芋生線についての設計で、若干問題点を見るわけであります。それは、大変道幅の広いところだけが広いということで、カーブ当たりのところに民家がある。そういったところの場所はそのまま現行でやるという形で、非常に見通しの悪いところに民家があるということで、その民家が立ち退きになるのかならないのかということでも、少しは検討されておりますけど、今回の事業としてはそれがなされていないわけです。将来に向かっての芋生線につきましても、やはり一応の２車線の道路といいますと、そこまで行って初めての拡張道路というふうに思うわけでもあります。今後、そういった中での事業対策を切に要望して、私の質問を終わりたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、稲葉議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原昭三議員の発言を許します。

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

**○７番（北原昭三君）**

議席番号７番、公明党の北原昭三です。発言通告に従いまして、今回、環境対策について、教育行政について、福祉行政について、一括にて３件の質問をさせていただきます。

まず、１件目、使用済みインクカートリッジの回収についてお伺いをいたします。家庭用インクジェットプリンターで使用されたインクのカートリッジが対象ですが、日本で年間約２億個が消費されており、メーカーへの回収率は10％以下というのが現状と聞いております。資源として回収し、リサイクル、リユースすることができます。環境対策としまして、ごみの減量、再資源化を推進するために、インクカートリッジリサイクル業者により回収する取り組みが全国で行われております。

そこで、３点について質問をいたします。１点目、全国の自治体、山鹿市内への回収箱設置の状況等について。２点目、使用済みカートリッジは有価物として取り引きされている現状もあり、委託回収費をかけず回収する方法はないでしょうか。３点目、リサイクル業者と協議し、市役所本庁及び各総合支所に回収箱を設置する考えはありませんか。この件は、所管ですので質問は１回で終わります。明解な答弁をよろしくお願いいたします。

２件目、教育関係について、お伺いをいたします。まず、図書館の取り組みについて、平成21年12月１日、山鹿市図書館ホームページの開設によりまして、鹿本図書館及び中央公民館図書室にあります図書館の所有物や資料を検索、要望することや、各分室図書室の情報についても閲覧することができるようになっております。また、鹿本図書館と中央公民館図書室がネットワークで結ばれ、より利便性の高い図書館となっております。具体的には、１枚の利用者カードでどちらの図書館でも借りることができ、また返却することもできます。インターネットを通じて、パソコン、携帯電話からの図書館のすべての本を検索することができ、予約もできるようになっております。多くの方々が利用されていると思います。そこで質問をいたします。山鹿市には一つの図書館と四つの図書室がありますが、利用状況等についてお伺いをいたします。１点目、蔵書冊数、図書館の利用状況、また人数について。２点目、いろんなイベント等を開催されていると思いますが、イベントの内容等について。３点目、移動図書館の現状はどのようになっておりますでしょうか。お尋ねをいたします。

３件目、子ども医療費の現物給付について、お尋ねいたします。私は平成17年６

月定例会で、初めて、当時は乳幼児医療費と言われておりましたので、乳幼児医療費の現物給付の要望をしました。それから数回にわたり質問、要望をさせていただきました。市長におかれましては、６月定例会で現物給付についての質問があり、またかと思われるかもしれませんが、ご了承をいただきたいと思います。県下14市中、償還払いはあと山鹿市と荒尾市というふうに聞いております。多くの方々から山鹿はいつになったら窓口払いなしの現物給付になるのかと、よく聞かれます。やはり多くの市でこの現物給付になっているのですから、何で山鹿は、と保護者の方々が思われるのも当然かと思います。この現物給付だけが子育て支援とは思いませんが、現物給付になっている自治体に引っ越しをされる人もいるというふうに聞いております。山鹿市の人口は段々減少傾向にあります。若い人の定住を図り、活気ある山鹿市にしていかなければいけません。市長の考えは、今後もずっと償還払いでしょうか。市長の見解をお伺いします。以上で１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

北原議員の一般質問の１件目、使用済みインクカートリッジの回収について、お答えいたします。議員お尋ねの里帰りプロジェクトですが、家庭用プリンターを製造販売している主要メーカー６社が共同で行っている事業で、インクカートリッジの回収から再資源化までのリサイクル活動を推進するための試みであり、具体的には、全国の郵便局や役所などの自治体施設に回収箱を設置し、回収を行っているものです。平成23年８月現在で3639の郵便局、同じく６月現在で820の自治体施設に回収箱が設置されております。山鹿市管内の郵便局におきましても、山鹿、鹿本、鹿北、菊鹿の四つの郵便局に設置されております。熊本県内の自治体における実績といたしましては、合志市に設置されており、宇土市でも設置予定と伺っております。里帰りプロジェクト以外でも、小売店で直接店頭回収サービスを実施している店舗もございます。山鹿市管内の四つの郵便局と三つの大型量販店に実績を聞き取りいたしましたところ、おおよそ年間3000から4000個程度回収されているようです。里帰りプロジェクト事務局にお尋ねしたところ、プロジェクトに参加している６社あわせて、昨年度、全国で約160万個の家庭用インクカートリッジが回収されており、回収率は約10％ということでした。人口規模で概算いたしますと、山鹿市内で約7500個程度販売されたことになり、メーカーや小売店等の自主努力により、約50％が回収されていることになります。市役所本庁や各総合支所において家庭から出されるインクカートリッジを回収する場合、回収先として、里帰りプロジェクト

に参加する、もしくは民間等の回収業者等に有価物として売却する方法があります。どちらにいたしましても、どれくらいの市民のニーズがあるのか、機会を設け、調査等を行い、検討してまいりたいと思います。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

北原議員のご質問にお答えいたします。図書館の蔵書数と利用状況についてですが、現在、鹿本図書館と四つの公民館図書室に本年３月末での数字ですが、約13万4000冊を所蔵しております。主に一般書が６割、児童書が４割の構成となっております。利用状況につきましては、山鹿市全体で１年間の利用者が延べ６万1000人程度、貸し出し冊数が約24万4000冊となっております。それから、図書館のイベントですが、市民の皆さんに本にたくさん触れていただき、読書の楽しさを再認識していただくために、毎年、山鹿市読書活動推進大会を開催しております。五木寛之さんなどの著名な方をお迎えしての講演会や、読書感想文、感想画の表彰式、あわせて図書館まつりを鹿本ひだまりを中心に開催しているところです。そのほか司書及びボランティアによる子ども対象のおはなし会や、親子で楽しむ映画会などを開いているところです。

次に、移動図書の状況についてですが、市内の17の保育園と四つの幼稚園、三つの老人ホームに約100冊程度を月２回、さらに月１回ではありますが子育て支援センター４カ所にも届けているところです。月に１回ないし２回の配送ですので、皆さん心待ちにしていただいているところです。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

ただいまの北原議員の子ども医療費の現物給付についてのご質問にお答えいたします。子どもを産み育てていくことは、命のリレーであり、次世代の山鹿市を担う大事な宝をはぐくんでいくことであると考えております。また、若い子育て世代にとって、医療費による経済的な負担が子育てに影響を与えることなく、安心して子育てに専念していただきたいと願っております。子ども医療費につきましては、償還払い方式を続ける中で、平成22年１月から就学前の子どもから小学校修了前の子どもにまで助成対象を拡大したところです。このことは、就学前の子どもを対象としたまま現物給付とするよりも、子ども医療費助成に関する条例にもありますとお

り、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持及び健全な育成並びに子育て支援を図る上で、より多くの子どもを対象とし、かつ保護者の経済的負担の軽減を図ることが優先すべきであると考えたからであります。子ども医療費の助成につきましては、子育ての第一義的責任者としての責務を保護者の皆様が申請という形で果たしていただき、市は財源の確保等においてそれを支えていくことが重要であり、償還払い方式を継続していきたいと考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

北原議員、了解ですか。

**○７番（北原昭三君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

**○７番（北原昭三君）**

先ほどの答弁の中で、使用済みインクカートリッジの回収につきましては、回収先といたしまして、里帰りプロジェクトに参加する、もしくは民間等の回収業者に有価物として売却する方法があるとの内容でありました。玉名市でも９月定例会で同内容の質問があり、有価物として取り扱い、市役所等に回収箱を設置するとの話を聞いております。私も里帰りプロジェクトではなく、民間等の回収業者に有価物として売却した方が、市としてのメリットがあるのはないかと思います。小さな取り組みが大きな効果となります。今後、十分な調査・検討をしていただき、的確な判断をよろしくお願いをしておきたいと思います。

教育部長の答弁で、移動図書館の現状について説明があり、現在、21カ所に月２回届けていただいており、皆さんが心待ちにしておられ、非常にいい取り組み内容だと思います。大変と思いますけども、今後もより以上のサービスをお願いをいたします。

それでは、２回目の質問をさせていただきます。図書館に独力で行けない高齢者などに図書館の本を宅配するサービスを行っている自治体があります。静岡県の三島市では、65歳以上のひとり暮らしの方など、図書館に行って本を借りたり返却できない人を対象に、本の貸し出しのサービスが始まっております。希望者には、市の職員が申請書類を自宅まで届けて、本の宅配を通じて高齢者の安否確認を行うことも目的の一つだということです。本を読む楽しみを助けながら、安否確認もできるということで、一石二鳥だと言われております。職員の方の仕事がまたふえると言われればそれまでですけれども、可能性はゼロではないと思い、今回質問をさせ

ていただきました。答弁をお願いいたします。

それでは続いて、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、３ワクチンの接種状況についてお尋ねをいたします。ワクチンとは、病気の原因となる細菌やウイルスなどをあらかじめ接種することにより、病気を防ぐことができると思います。３ワクチンについては、費用が高いため、接種にためらいを持っていた保護者の方々もおられたのではないかと思います。本年２月１日より、市町村民税課税世帯の方には、接種費用の１割程度の個人負担はありますが、３ワクチンに対する公費負担が始まり、ワクチンの接種が実施されております。ワクチンを接種することで病気を未然に防ぎ、医療費の面でも削減につながるのではないかと思います。

そこで質問をいたします。１点目、平成22年度、平成23年度は途中ですが、現在の接種状況について。２点目、この３ワクチンに対する、来年度も公費負担は継続事業なのか、お尋ねをいたします。

以上で２回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

２回目の質問にお答えいたします。介護を必要とされている方の読書の要望にどうこたえるか、また福祉施設への図書サービスについてのご質問でありました。まず、要介護の人への図書サービスですが、他の一部の図書館では身体障害者第１級から４級までの方や、歩行困難な65歳以上の高齢者の方を対象に、本の宅配サービスが行われております。本市で宅配サービスを実施する場合、そうした需要をいかに把握するのか、またそれを行うためのボランティアの確保といった問題があります。宅配サービスには及びませんが、現在、図書館から遠く離れて住んでいる方や高齢者の方及び車に乗れない方などに利用していただけるよう、50冊程度のミニ図書館として、街角ライブラリーを市内の郵便局や公民館など、12カ所にお願いをしております。今後も福祉施設など、いろいろな施設に拡大いたしまして、少しでも身近な場所で本に親しまれる場所を設けていきたいと考えているところです。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

**○市民福祉部長（富田辰郎君）**

北原議員の質問の、３ワクチンの接種についてお答えいたします。１点目の、接種状況につきましては、平成23年２月１日から、３ワクチンの公費負担によるワクチン接種を実施しているところです。平成22年度におきましては、接種期間が２カ月しかありませんでしたので、対象者を限定して実施しました。子宮頸がん予防ワクチンは、高校１年生相当年齢の女子279名を対象に個別通知を行い、154名の接種がありました。またヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、５歳未満が対象となりますので、５歳間近の117名を対象に個別通知を実施し、それぞれ39名、37名の接種がありました。次に、平成23年度の接種状況につきましては、４月から８月までの途中経過ではありますが、子宮頸がん予防ワクチンは平成22年度、高校１年生相当年齢の女子で、ワクチン供給不足のため接種できなかった者及び中学校１年生相当年齢から高校１年生相当年齢の女子1296名を対象に個別通知を行い、現在283名の接種があっております。また、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンは、生後２カ月から５歳未満の乳幼児1704名を対象に、それぞれ99名、84名の接種状況となっております。なお、平成23年６月からは、接種できる医療機関を従来からご協力いただいております鹿本郡市医師会に加え、菊池郡市医師会まで拡大し、実施しております。さらに対象者への周知につきましては、乳幼児健診、家庭訪問、広報紙、ホームページ等で行っているところです。２点目の、来年度の公費負担につきましては、事業の必要性等を考慮しながら検討してまいります。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

北原議員、了解ですか。

**○７番（北原昭三君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

北原議員。

［７番　北原昭三君　登壇］

**○７番（北原昭三君）**

３ワクチンとも大きな意味を持ったワクチンですので、来年度もぜひ公費負担になりますよう、関係機関に働きかけと推進をよろしくお願いいたします。

それでは、３回目の質問をさせていただきます。セカンドブック事業についてお伺いをいたします。皆様ご存知のとおり、ブック・スタート事業は全ての赤ちゃんの周りで、楽しく温かいひとときが持たれることを願い、一人一人の赤ちゃんに絵本を開く楽しい体験と一緒に、絵本を手渡す活動です。今年８月31日現在ですが、全国市区町村1746自治体の中で実施している自治体は799市区町村で実施をされて

おります。また、山鹿市では県内初となる１歳半健診時にも絵本の読み聞かせ、配布を行う、ブック・スタートプラス事業が開始されております。これは乳幼児健診時に行っているブック・スタート事業を拡大した、絵本を通じて親子の絆を深め、子どもがみずから読書をすることを目的とされております。今回は、セカンドブック事業についてお尋ねをしていきたいと思います。これは、小学校に入学する新１年生に20冊の推薦リストの中から好きな本を贈るということで、新聞やテレビでも取り上げられ、先進的な教育施策として注目を集めております。本を読むことは豊かな心をはぐくみ、学力にもいい影響を与えます。小さな予算で大きな効果が期待できる取り組みだと言われております。全国の学力調査によりますと、読書が好きな児童生徒は、読書が嫌いな児童よりも小学校、中学校とも国語も算数、数学も正答率は高かったようです。子どもの読書意欲や、本に対する関心を高めるためには、家族みんなが読書に親しむことが大切だと思います。しかし、テレビ、コンピューターゲーム、またＤＶＤの映像機器等の普及により、家族や子どもたちを取り巻く環境や生活が多様化し、読書以外のことに費やす時間が多くなっております。そのため、学年が上がるごとに読書から離れていくのが、学校読書傾向調査からも読み取れるとのが現状です。子どもたちが読書に対する意欲や関心を高め、将来にわたり読書に親しむことは、ゲームやテレビでは得られない豊かな人間性を培い、考える力、生きる力の糧となります。小学校１年生は学ぶ出発点です。本に触れ合うことの大切さを教えるよいチャンスだと思います。小学校へ入学したすべての１年生に絵本１冊を贈り、楽しい本の世界と出会い、読書に親しんでもらうきっかけとなる、このセカンドブック事業に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。考えをお伺いいたします。以上で、私の一般質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

３回目のご質問にお答えいたします。セカンドブックとして、小学校入学前の子どもに本をプレゼントできないかというご質問でありました。ご質問のセカンドブック事業ですが、全国的にはゼロ歳児に本を贈るブックスタート事業が主に行われており、さらに他の一部の市ではセカンドブックとして、小学校入学時にも本を贈り、読書に親しむ契機としているとのことです。全国ではおおよそ８自治体で行われているようです。山鹿市では、先ほどご紹介にもありましたように、１歳半健診時に保護者に絵本の読み聞かせをしていただき、その本を持ち帰りいただくブッ

ク・スタートプラス事業を平成22年度から行っております。この事業につきましても、全国的には７自治体が行っており、熊本県では山鹿市１カ所のみで行っているところです。本市でも、新１年生へ本のプレゼントができないかということですが、小学校入学という一つの節目のときに、保護者の方が本を贈られることで、家族同士が触れ合う機会となり、子どもにとっても一生の思い出として本を大切にし、読書への関心も増してくるのではないかと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、北原議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午後１時58分　休憩

―――――――――――――――――――――○―――――――――――――――――――――

午後２時11分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、冨丸洋一郎議員の発言を許します。

冨丸議員。

［５番　冨丸洋一郎君　登壇］

**○５番（冨丸洋一郎君）**

５番、鹿進会の冨丸洋一郎です。本日最後の質問者ですので、もう少しの間、おつき合いをいただきたいと思います。

通告いたしました一般質問を３問いたします。１問目は一問一答式で、２問目、３問目に関しましては、本来私の所管でありますので、その関連質問ですが、お許しをいただいて一括でお尋ねをさせていただきたいと思いますので、答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、１問目に、学校再編計画の現状と今後について、２点ほどお尋ねをしたいと思います。学校規模適正化基本計画も山鹿小、川辺小の統合学校建設もいよいよ始まりまして、また鹿北地区の統合学校も建設に向けておいおい進んでいるという状況であります。いよいよ計画から実施の段階に進んできたという状況であります。

そこで１点目に、３地域、鹿本地区、鹿央地区、菊鹿地区の統合学校建設事業計画に対する地域住民に対しての説明会が十分なされているかという点について、お尋ねをしたいと思います。閉校になる学校があるわけですので、長年慣れ親しんできた学校が無くなるということに関しては、非常に住民の方々あるいは保護者の方々含めて、複雑な胸中をお持ちじゃないかというふうに思いますときに、地域住

民の方々のご理解が得られないままでは計画は進まないと、このように思います。それから、この３地域に対する現在の取り組み状況などがわかりましたら、現状をお聞かせいただきたいと思います。

２点目に、今後、この３地域で学校の建設位置を決定される場合、その選定基準というのはいろいろあるかと思います。三つを一つにするということですので、どこかが１校残って、あとの２校が閉校になるということも考えられますし、全く別な箇所にということも考えられないわけではありませんけれども、しかしながらやはり、今この新たな学校建設の位置に関しては、私は通学路の安全面の確保、これも優先させるべきじゃないかと考えます。と言いますのも、皆様ご承知のように、広見小学校の生徒たちが通学時に大変な重大事故に巻き込まれてしまったということで、教育委員会としましても各学校への通学路の緊急点検をなされたというふうに聞き及んでおります。そこで私は、鹿本町での統合学校の計画、この予定地を現来民小学校付近ということで決定がなされたということを想定してお尋ねをするわけです。これはもう想定のことに関してはお答えいただけないかと思いますけども、あえて想定した上での私なりの徒歩通学に対してどんな問題があるかということを皆様方にもお聞きいただきたいと思います。

現在、通学距離が４キロメートル以上がスクールバスの対象、そして４キロメートル未満に関しては徒歩通学という計画を出されているようですが、私の地域、要するに三分田・小柳この４部落につきましては、もし来民付近ということになりましたら４キロ未満になる可能性が強く、徒歩通学の対象になるのではなかろうかという可能性があるものですから、この４地域の子どもたちが徒歩通学になった場合、こういった状況が起こります。歩道の部分を持っていない分田橋、それと上流にあります、橋の向こうには人家のない、現在サイクリング道路となっておりますけども第二分田橋、この二つのいずれかの橋を渡って来民方面に行くしか今方法がないわけですけども、住民説明会の中でも、この通学路の安全面は十二分にご意見として出てくるのではなかろうかなと思いますし、その現状を皆さん方も十分ご存知と思いますけども、想像していただければ、そのような状況で非常に危険極まりない橋を本当に低学年の子どもたちがランドセルを背負って往来の激しいこの分田橋を渡らせることができるかということを、私は非常に危惧いたしております。ですから、このような地域については、４キロメートル以上がスクールバスということであるならば、これは中心部からコンパスで引いて４キロということではなく、それぞれの地域からどこまでが４キロ、どこまでならスクールバス、どこまでは徒歩通学というようなことを学校建設の中で十二分に反映していただきたいというふうに思います。ですから、この問題は、ただ私が一方的な思いかもしれませんけれども、

現実を見ますとそういう状況が必ず出てきます。ですからこそ、こういった部分に、子どもたちに対して、どれだけの配慮をして学校の建設予定地を決定していくかということをぜひ検討していただきたいと思いますし、今、教育委員会の中で現在進んでいる状況、説明等につきましては、お答えをいただきたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

冨丸議員の一般質問の１問目、学校再編計画の現状と今後についてのご質問にお答えいたします。まず最初に、３地区への計画説明会は、ということですが、３地区のうち菊鹿地区につきましては、保護者への説明を初め、地域審議会や嘱託員会議、分館長会、そして地域へと説明会を重ね、６月末に関係者にお集まりいただいた中で、統合についての合意がなされたところです。米田小を含めた鹿央地区につきましては、統合の時期と場所について、平成21年度から同様の会議での説明会や、各小学校保護者との意見交換等を重ねてきておりまして、今後ともご理解いただけるよう、さらに続けてまいりたいと考えております。鹿本地区３小学校の再編につきましては、これまで嘱託員会や地域審議会、分館長会や保護者の方へ、少子化に伴う学校規模の現状や課題及び今後の規模適正化を図っていく上での基本的な方針等を説明しております。今後においては、前期計画の進捗状況を踏まえ、教育委員会として提案する統合校の位置や、統合までのスケジュールなどの具体的な説明や、それに対する意見交換等を行い、事業着手を目指していきたいと考えております。

次に、通学路についてですが、統合校の予定地につきましては、関係地区における位置や予定地周辺状況等、さまざまな観点から検討し提案するものですが、通学方向が逆になったり、これまで通らない道を通ったりと、さまざまな状況が想定されます。統合位置が定まれば、そこへの通学に向けて安全な通学路の確保に努めたいと考えております。あわせて、通学距離でおおむね４キロメートルを超える部分を遠距離通学の対象範囲として、スクールバスを基本とした対策を講じてまいります。この通学に関しましては、子どもたちの安心・安全という部分で非常に大きな部分と考えておりますので、今後とも慎重に検討させていただきたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

冨丸議員、了解ですか。

**○５番（冨丸洋一郎君）**

議長。

○議長（横手啓介君）

冨丸議員。

［５番　冨丸洋一郎君　登壇］

○５番（冨丸洋一郎君）

今から私たちの鹿本の方も決定を見るまでには、いろんな方面に説明がされていくものと思いますし、ぜひ時間をかけて決定をしていただきたいと、このように思います。

それと、通学路に関しましては、やはり原則として４キロメートル以上を遠距離というような認定ですけれども、そういった通学道路の事情、そういったものから安全面を考えれば、当然そこには私が先ほど述べましたような事案が発生してくるのではなかろうかと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

それと、これは１点だけ私が気になるところが一つありますので、これを機に、これは直接、質問ではありませんけれども、私も分田橋を渡ってこの議場に入るまでに県道を通ってくるわけです、バス路線を。ただ、気になりますというのは、日置の交差点から大道小学校に行く歩道部分は非常に狭うございます。そしてまた、現状をみますとどういうことになっているかと言いますと、人家が歩道沿いに建っているところは、雑草はありませんけれども、それが途切れたところについては側帯の部分、あるいは歩道の部分での雑草が排水の蓋の上まで掛かっていると、こういった状況が何箇所か見られます。本来なら県道ですので、県が所管して対応すべきだろうと思いますが、私は行政が、市の行政として早く対応できるような、たかだか雑草ということではありませんけれども、もし直接市ができなければ県の方に働きかけてでも、早期に、子どもたちがあの狭い所を通っていくんです。せめてそれぐらいは対応していただけないものかということだけ申し上げておきたいと思います。

次に、２問目に、農業用（防災用）として位置づけております施設の維持管理について、お尋ねをしておきたいと思います。今回、私どもの地域にあります県営小柳湛水防除事業、小柳排水機場は、旧鹿本４集落、そしてまた植木町の田底、鹿央町の奥永、こういった農地の農業用施設への被害防止や、地域住民の安全確保を目的として建設をされております。この施設が建設される前は、常に大雨による冠水地域であった小柳地区にとっては、例年、本当に大雨などによって浸水被害をこうむってきておりましたけれども、現在はこの施設のおかげで運用開始以来、ほとんどそのような状況を解消されたという状況であります。ただ、この施設につきましては、通常６月１日から９月いっぱいまで、要するに田植え時期に雨期の時期だけが通電されているようですし、一度だけ数年前に５月にちょっと大雨があったとき

に、大部分の水田が冠水してしまったという現状でありますが、現在はその期間内では何とかこういった大雨による増水には対応をなされているようですが、今回、この小柳排水機場につきましては、３台の大型ポンプが据えてありますけれども、そのうちの１台が、水漏れを起こしているということで、関係者の方々もこの３台が回せなかったら２台で十分カバーできるかというような心配をなされております。そこで、地元からも農村整備課の方にその報告、そして飛散防止のためにプラスチックのカバーが設けてありますけれども、地元区長としてはこのポンプのスイッチは入れられないというようなことも聞いておりますし、いずれにしましてもこういった大型施設をメンテナンスするには、膨大な金額がかかるということを聞いておりますし、今後、維持管理をどのような形でしていくのか、定期的に実施していただけるならそれに超したことはありませんし、既に15年が経っているこの排水機場のポンプに水漏れが発生しているという事実を踏まえますと、ほかの２台もそういった耐用年数からすると、そういった故障が発生する可能性も出てくるということも言えるのではなかろうかということにつながっていくと思いますので、ぜひこの施設の維持管理、定期点検といいますか、そういったこともやっていただきたいということを要望して、次の質問に移りたいと思います。

３問目は、農業用水路で活用できる発電システムの導入の検討をしてみたらどうかということをお尋ねするところでしたけれども、午前中に原議員の方からも、この小水力発電について市の方に提言がありましたが、私もこのことにつきまして、少しだけお尋ねをさせていただきたいと思います。これは本年７月27日の熊日新聞に、「小水力発電普及目指す新エネルギー、県内も意欲」というタイトルで記事に紹介されたことは、皆様もご覧になっていらっしゃる方も多いと思いますけども、３月11日に発生しました、この東日本大震災で、東京電力で福島第１原発事故を契機に見直されているエネルギーの地産地消の推進役として注目されている、この小水力発電システム、これは農業用水路など、落差を活用して発電することが可能だということを記述してありました。私は、あえてこのシステムを三分田小柳地区の水田圃場に活用できないものかということで、今回お尋ねをするわけです。私ももともとこの三分田小柳地区の農場については21世紀型の水田農場のモデル圃場として整備をされ、要するに自然給水をもたず、揚水機で水を上げてパイプライン方式で給水システムをつくって水稲が作付けされているという方式になって、現在、この施設の揚水機の運転に係る電気料金は４地域で年間250万円ほどかかっているということであります。私はこの三分田地域に限らず、電気料に限らず、現在の農業、環境の中には重油代あるいは資材代などいろんな形でかかっていると思いますし、とりわけ私はこのパイプライン方式を取ったがゆえに、電気料、要するにポンプを

回さなければ米はつくれないと、この現状は今後も変わりませんし、このポンプの交換あるいはこの施設が持つ大型農機の買いかえ、さまざまな問題がこの水田圃場にはずっとついて回る。ですから、米の60キロの価格はどこでつくっても一緒かもしれませんけれども、ここにはそれだけ割高のコスト、高い電気料金が発生しているというふうに思います。ですから、この記事をまず見たときに、こういった自然給水で常に流れております用水路をここに設置していただいて、少しでも４部落の電気料の軽減化につながればと思うわけです。

私も昨年の一般質問で、この太陽光パネルを用水路の上に設置できないものかということをお尋ねしました。これはやはり私もこの小水力発電と同じで、いかにその電気料を軽減するか、いかに地権者あるいは耕作者の負担を軽減するか、その１点でお尋ねをするわけです。設置費用、そういったものについてはまだまだ今から私も調査せねばなりませんけれども、先ほど市長の答弁にもありましたように、すばらしい自然エネルギーとして、注目していくべきじゃなかろうかというふうなご発言がありましたし、私もそれに期待するところでありますし、また本市における農業は基幹産業であるというな位置づけの中にありますならば、この農業振興がさらに維持発展していくためにはそういった高齢化が続く中、あるいは後継者不足の中で農業を守っていかなければならないという状況下にある中では、こういった費用の軽減化につながる施策もどんどん進めていくべきではなかろうかということを思って質問をさせていただきましたので、どうぞご一考いただきたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

まず、農業用施設の維持管理について、お答えいたします。本市では現在５カ所の農業用排水機場を管理しておりますが、中でも一番古い南島排水機場につきましては、建設後36年を経過しており、現在、県営の基幹水利ストックマネジメント事業において平成25年度完了を目指し、再整備を実施しております。また、建設から10年未満の藤井川北第１排水機場、それから藤井川北第２排水機場、中古閑排水機場につきましては、定期的な点検整備を実施しております。

議員ご質問の小柳排水機場は、平成８年に旧鹿本町、鹿央町、植木町３町の流域面積975ヘクタール、受益面積207ヘクタールで、洪水時の農地や農業用施設の被害防止と、地域住民の安全確保を目的に建設されたものであります。現在、15年が経過しており、施設の老朽化のため平成20年度に施設の機能診断を実施いたしました。その診断結果をもとに、今後は改修の長期計画を策定するとともに、施設の長寿命

化を目指した再整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業用水路で活用できる発電システムについてお答えいたします。農業用水路を利用した小水力発電ですが、国の食料・農業・農村基本計画で農村の振興に関する施策の一つとして、再生可能エネルギーの生産、利用を推進する事項として位置づけられております。また、熊本県においても同様に新エネルギーを活用した低炭素社会の取り組みを推進することとなっており、本年度にモデル事業として阿蘇地域で小水力発電施設を設置し、発電能力や維持管理費等の検証が実施されることになっております。本市といたしましても、県のモデル事業の検証結果や先進事例等の情報収集に努め、導入の可能性について今後検討する必要があると考えております。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

冨丸議員、了解ですか。

**○５番（冨丸洋一郎君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、冨丸議員の一般質問は終了いたしました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（横手啓介君）**

これをもちまして、本日の質疑・一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後２時37分　散会

～～～

９月１３日(火曜日)

# 平成23年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

## 議　事　日　程（第３号）

平成23年９月13日（火曜日）午前10時開議

第１　質疑・一般質問

第２　委員会付託

○

発言通告

１．福本　義文

一般質問

（１）職員のマナーについて

（２）事業検証会、その後の取り組みについて

２．吉本　政幸

一般質問

（１）農業振興について

①前期基本計画の成果について

②後期基本計画の具体策について

（２）防災対策について

①土砂災害防止法について

②ソフト面の防災対策について

３．池田　誠一

一般質問

（１）消防団員の人員の維持確保対策について

（２）子ども達に対する精神的教育理念について

（３）ごみ処理の今後の展望について

４．川野　功

一般質問

（１）高齢者対策について

（２）教育問題について

①各学校の特色ある学校づくりについて

②小学校の統廃合について

・合併特例債発行期限の平成２６年度までに間に合うのか

・耐震診断結果を踏まえた対策について

５．太田黒鐵郎

一般質問

（１）米の先物取引について

（２）林業振興について

６．永田　紘二

一般質問

（１）学校経営案について

（２）小中学校の現状について

○

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

○

**出席議員（30名）**

| | | |
|---|---|---|
| １番 | 永田　健 | 君 |
| ２番 | 稲葉　昇 | 君 |
| ３番 | 藤本芳雄 | 君 |
| ４番 | 福本義文 | 君 |
| ５番 | 冨丸洋一郎 | 君 |
| ６番 | 藤本峰秀 | 君 |
| ７番 | 北原昭三 | 君 |
| ８番 | 芹川正美 | 君 |
| ９番 | 藤原　豊 | 君 |
| 10番 | 立山秀木 | 君 |
| 11番 | 立山　隆 | 君 |
| 12番 | 原　徹 | 君 |
| 13番 | 平井邦廣 | 君 |
| 14番 | 吉本政幸 | 君 |
| 15番 | 池田誠一 | 君 |
| 16番 | 堀　茂幸 | 君 |
| 17番 | 永田紘二 | 君 |
| 18番 | 森川昭彦 | 君 |
| 19番 | 川野　功 | 君 |
| 20番 | 古荘克郎 | 君 |
| 21番 | 森　芳顕 | 君 |
| 22番 | 家入憲隆 | 君 |

23番　横手啓介君
24番　高野誠二君
25番　藤原　弘君
26番　森　久雄君
27番　太田黒鐵郎君
28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 杉本作徳君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎君 |
| 農林部長 | 潮﨑昭二君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪君 |
| 市民福祉部次長 | 有働　博君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |
| 環境部次長 | 中川秀人君 |
| 教育部首席教育審議員 | 川野富士夫君 |
| 職員課長 | 阿蘇品貴司君 |
| 財政課長 | 木下　実君 |
| いきがい推進課長 | 小川啓司君 |
| 農林企画課長 | 戸次由夫君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 都市計画課長 | 中原　忍君 |
| 環境課長 | 冨田龍也君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |
| 書記 | 森英州君 |

○

午前10時00分　開議

○

**○議長（横手啓介君）**

これより本日の会議を開きます。

○

**日程第１　質疑・一般質問**

**○議長（横手啓介君）**

日程第１　昨日に引き続き、質疑・一般質問を行います。

発言の通告があっておりますので、順次発言を許します。福本義文議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

４番議員、福本義文です。発言通告に従いまして２点の質問をいたします。答弁は、一問一答にてお願いします。

第１番目に、職員のマナーについてです。きょう私、来るときに秋空といいますか、快晴の中、彼岸花が咲いているのを見て、自然はすばらしいものだと思います。しかし、そういった中、人間というのはどうしてもわがままな態度等が出ますから、今回は強く職員のマナーについて質問させていただきます。

山鹿市の総合計画の中で「心豊かにたくましく生きる人づくり」と掲げてあります。豊かな自然と数々の歴史的遺産に恵まれた山鹿市は、人づくりを進めていくことで地域社会を支える人材を育て、産業や文化が栄えるまちに、そしてすべての人が人権・教育啓発に取り組むことで、お互い尊重し合うまちを目指すとあります。そして、市民の行政参加と協働によるまちづくりの実践、効率的な行政体制の整備、あわせて人事管理の適正化に取り組んでいるとなっております。また、山鹿市人材育成基本方針に基づき、地方分権型社会の進展に対応した職員研修の内容の充実を図り、市職員としての意識改革を推進し、山鹿市人材育成基本方針に定める目指すべき職員像を目標にした職員の育成に努められております。新たな人事評価制度を導入し、各人の目標の達成度を正しく評価し、昇格、昇任、異動配置に的確に結びつけることにより、職員の能力を開発し、意欲を引き起こす人事管理システムの構築に取り組むこととあります。このような人材育成基本方針に基づく目指すべき職員像を職員の教育に挙げておられますが、私２年前にも一般質問の中であいさつ、マナーの件を申しましたが、まだまだ一部の職員ではありますが、考えさせられるような職員もおられます。また、職場によっては来客者にはお茶一つ出さず、職員同士では自分たちのお茶を酌みに立ったり、私語をされたりと、余りにも考えられないような動きがあります。そして、中には職員同士でのあいさつができないよう

な人、言葉遣いの悪い職員もおられるようです。マナーとは、行儀、習慣、態度、方法だと思います。食事にもマナーテーブル、ゴルフに行かれる方もわかりますけど、ゴルフにもマナーというものがあります。そこで、毎年職員の各階層において必要な基本的事項、習慣のための階層別研修が行われております。これも１年間を通せば549名の職員が研修に参加されているようです。そこで、研修の内容を具体的にお示しください。

これで、１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

福本議員の職員のマナーについてのご質問にお答えいたします。

職員のあいさつを初めとしました接遇、勤務態度等につきましては、日ごろから機会あるごとに職員に注意をしているところですが、一部の職員においていまだ徹底されていないことにつきましては、非常に残念に思うところであります。山鹿市を取り巻く環境や時代の変化に対応し、さまざまな住民ニーズにこたえるためには、人材の育成は重要な課題でありますとともに、常に取り組んでいかなければならないと考えております。このため、熊本県を中心に人事交流・派遣研修を積極的に行うとともに、本市独自の研修も行っております。主なものにつきましては、階層別研修としましては、昨年度新規採用職員10名につきまして、延べ11日間の新規採用職員研修を行い、うち２日間は一昨年度採用職員と一緒に消防署において研修を行っております。また、課長補佐級以上の管理職を対象に「これからの自治体経営と管理職に求められるもの」と題した研修を、さらに人事評価につきましての仕組みと面接技法等の研修を実施いたしました。次に、専門研修としましては、時間管理を中心とするタイムマネジメント研修、職員の健康増進に向けたメンタルヘルス研修を延べ４回行うとともに、市町村研修財団が行います市町村アカデミー、ＮＯＭＡと呼ばれます日本経営協会が福岡で行います研修に希望する職員を派遣いたしております。また、平成20年度から熊本県内の市町村職員を対象とする熊本県市町村職員研修協議会が発足いたしましたので、この協議会において、さまざまな階層別、あるいは専門研修に参加しているところです。この結果、昨年度におきましては全体で延べ549名の参加があったところです。しかしながら、このような職場外の研修ももちろん必要ですが、勤務時間のほとんどを費やします勤務中でのそれぞれの職場における日ごろの声かけや指導、意識づけの研修、これがやはり一番肝要であると考えますので、冒頭申しましたとおり、さらに日々徹底していきたいと考えて

おります。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

研修は大事なものかと思いますけど、この研修が各個人に身につくような研修をやっていただきたいと強く希望しておきます。

次に、中嶋市長が実践されておられます早寝・あいさつ・朝ごはん運動の推進を学校だけでなく、この社会人である職員の間でもあいさつ・マナー運動の推進を考えていただきたいものです。あいさつ・マナーは、一部の職員だけの問題だけではなく、上司、管理職の方々にも大きな問題があるのではないでしょうか。今９月議会の開会でも、市長は冒頭、公務中の交通事故についてお詫びの弁がありましたが、この交通事故も職員のマナーの一つだと思います。これも一向に減っておりません。そこで、過去３年間の事故の発生状況を男女別、年代別に詳しくお示しください。

また、事故外でも公務中に交通違反、例えば一旦停止違反等のキップを切られたような職員もおられるのではないでしょうか。このあたりも踏まえたところで、２回目の質問とします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

２回目のご質問にお答えいたします。職員の公務中の交通事故及び違反の状況につきまして申し上げますと、平成21年度が人身事故１件、物損事故８件、合計９件でして、物損のうち相手方があるものが４件です。男女別では、男６件、女３件。年代別では、30代が４件、40代２件、50代３件です。交通違反は６件です。交通違反は６件です。平成22年度は、物損11件でして、うち相手方があるものが３件です。男女別では、男10件、女１件。年代別では20代５件、30代、40代、50代がいずれも２件ずつです。交通違反につきましては１件です。本年度は、今回の報告も含めまして人身１件、物損12件、合計13件でして、物損のうち相手方があるものが５件です。男女別では、男７件、女６件でして、20代３件、30代４件、40代１件、50代５

件です。交通違反は２件です。

以上のように、傾向といたしましては、注意不足によるものだけではなく、最近は運転に不慣れな若手職員も見受けられるところです。このため、今後、公務中の交通事故防止等、安全運転には十分気をつけてまいりますとともに、再度交通教室の開催などを行い再発防止に努めてまいりたいと考えております。これらを通しまして、市民の皆様の信用を回復し、信頼にこたえられるようこれからも努めてまいりたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

この３年間のこういったデータを見れば、恐ろしいような数字であります。それも一向に減るのではなく、増加傾向にあるということは、本当情けないところです。そういった中、私も先日山鹿警察署の方に出向きまして、交通課長と何かいい知恵はないかと相談をしまして、何か参考になるデータ、対策等はありませんかという話の中で、これはやはり一人一人の交通マナー、また自覚の持ち方、注意力の欠如という、そういった人が問題ではなかろうかと。それと、データにつきましては、交通事故を起こす人は75％以上の人が免許取得後10年以上経過したという数字もあらわれているようです。そこで私の提案ですけど、安全協会というか警察の方でも300日無事故無違反運動という形で、３人が一組になって運動がなされておりますけど、これを市職員の職場で５、６人を一組として半年単位で無事故の表彰をしていく。それともう一つ、事故を起こした人や、また事故に遭った人は、その月に課内での集会で事故の原因、注意点、反省点等をみんなの前で話をしてもらうといった、取り組みをなされてはどうかと思います。これは私の提案です。それと、交通事故といっても職員の事故ではなく、きょう新聞の中に、これは県が12日までに、４月中旬から６月中旬、県管理の国・県道にできた穴や落石等で自動車のタイヤなどを破損する事故が12件発生しているということが新聞に出ておりました。その中で、また山鹿市の県道では道路脇の竹が倒れ、ボンネットを破損したといったことがあっております。数年前にも同じように山鹿の中で道路の穴が開いたところで市民の方が事故に遭ったという事例もありますし、そういった面で特に雨上がり等は

もう一つそういった点検をやっていただきたいと思います。これで、３回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

福本議員からの貴重なご提言ありがとうございます。交通事故や違反の撲滅につきましては、今後、再度の交通安全教室の開催や、また安全運転シール等を作成して車に添付する。さらには、事故等を起こした職員に対する社会奉仕活動の実施などを予定しているところです。無事故無違反300日運動につきましては、現在職員の８割が参加しておりますが、この運動につきましては、将来未定ですので、ご提言いただきました方法につきましても参考にさせていただきたいと思います。

なお、交通事故や違反につきましては、常日ごろから再三申しておりますが、さまざまな事柄を見てまいりますと、やはり職員の自覚の欠如、緊張感の欠如があると思われます。このため、指導を行います管理職員につきましては、その責務を自覚するとともに、日ごろから部下職員の指導・育成に努めていかなければならないと思いますし、またその管理職員の育成・教育についても、各部長を通じて徹底を図っていきたいと考えております。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

事故については特に職員一人一人が、やはり再度責任感を自覚してもらって、事故ゼロを目指していただきたいと思います。

次の事業検証会とその後の取り組みについて質問いたします。最近は、いろんな市町村で事業の見直し等がなされております。事業検証会、事業仕分けといいますか、このような中、昨年には八代市におかれて事業仕分けがなされております。本年度は、先月、熊本市でも学識者や公募で市民からなる外部委員が個別に検証し、事業の廃止や見直しなどを判定する市民の視点での事業仕分け、事務事業外部評価会議が立ち上げられたようです。当山鹿市においても、昨年８月に２日間の日程で

学識者等の外部の委員による対象事業18事業の検証会が鹿本町のひだまりで開催され、１年が経過いたしました。

そこで18事業は、どのような検証結果で、その後の取り組みがどのようになされているか、具体的に成果と、その後の動きをお話しいただきたいと思います。これで１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

福本議員の一般質問、事業検証会のその後の取り組みにつきましてお答えいたします。

事業検証会につきましては、行政の事務事業の見直しの一環として、幅広い見地からの検証、行政施策の透明性の確保並びに行政と市民の協働の拡充などを主たる目的として実施したものであります。その検証結果は、18の対象事業のうち３事業が現行推進、15の事業が改善を要するという結果でありました。見直しを要するという評価の具体的意見としましては、施設関係につきましては運営主体の見直し、地元等への譲渡、事業規模の縮小、収入確保策の検討など、またイベント・祭りにつきましては、そのもののあり方、市民や民間主体への転換、他事業との統合、事業の効率化等が指摘されております。この検証結果につきましては、予算編成の参考として位置づけておりましたので、今後、施策の立案過程において、行政サービスの受け手である市民、また実際の現場の声を踏まえた上で、行政としての方向性を確立していくものであります。つきましては、現在、このような取り組みを各所管において実施しているところです。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

18事業の中で15事業が改善を要するとなっておりますが、現場の声を踏まえた上で行政としての方向性を確立していくと言われましたが、現場と言いますか、主催者と言いますか、例えばマラソン・駅伝大会等、また各地のイベント・祭りなどは、

主催者の立場から見れば伝統や歴史、プライド等があると思われます。このような事業を検証して結果を表すのが大事ではないでしょうか。また、行政マンの立場で各所管の判断も苦しいものがあったのではないかと思われるやまが産業祭、自転車の国際ロードレースの廃止の経緯を各部長からお示しいただきたいと思います。これで２回目を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

やまが産業祭の見直しの経緯についてお答え申し上げます。

やまが産業祭は、旧山鹿市において、米まつりに商工観光的要素を加え、平成14年より開始されたもので、合併後においても山鹿市全域を対象とした一体的な産業分野の祭りとして実行委員会主催で開催しておりました。しかしながら、参加状況から見て、山鹿市全域を対象とした一体的な祭りとは言いがたく、また生産者の皆様が主体的に参加する祭りとはなっていなかったというのが実情です。

このようなことから、平成23年１月のやまが産業祭実行委員会において、従来の一堂に会する祭りを見直し、地産地消の核である物産館等を拠点に生産者や地域の団体等が主体となり四季折々旬の特産品をＰＲする祭りとする旨ご提案を申し上げ、了解を得た上でやまが産業祭実行委員会は解散となったものです。なお、今年度より名称をやまが特産品まつりとして五つの物産館を会場にそれぞれ実行委員会を立ち上げ、開催されることとなっております。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

**○教育部長（倉原謙治君）**

福本議員のご質問にお答えいたします。

自転車の国際ロードレース大会「熊本国際ロード」は、平成20年に財団法人日本自転車競技連盟からアジア大会実現に向けた地理的条件等から強い要望があり、本市菊鹿地域での開催となりました。初回は大会名もツール・ド・コリアージャパンとして約5000万円の事業費で開催し、そのうち3000万円は、大韓民国体育振興公団からの資金でした。その後、世界同時不況に陥り、韓国もスポンサーからパートナーへかわり、資金調達が非常に困難な状況になりました。しかしながら、国際大会ができたという実績は、山鹿市の存在を国内外に強く印象づけたところで、翌平成21年、22年と日本自転車競技連盟からの強い要望もあり、山鹿市において開催して

きたところです。平成23年度からの熊本国際ロードは、経済不況によるスポンサー収入の著しい減少などから、日本自転車競技連盟においても資金不足となり、本市の負担増は避けられない状況となりました。また、地元菊鹿地域からは全面協力をいただいておりましたが、午前７時から午後３時までの公道の完全通行どめは、沿線住民ばかりでなく菊鹿地域への負担も大きいことから見直しを行ったものです。ただ、熊本国際ロードを３年間実施してきた実績は大きく、全国高体連事務局からの強い開催要望もあったことを受け、昨年度から全国高校選抜自転車競技大会へと移行し開催することといたしました。高校生大会の場合、北九州市との共同開催で、ロードレースを山鹿市で実施いたしますが、地元菊鹿地域のご理解やご協力をいただきながら、財政的な負担軽減も図られ、さらには本市に経済効果も期待できるのではないかと考えているところです。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員、了解ですか。

**○４番（福本義文君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

福本議員。

［４番　福本義文君　登壇］

**○４番（福本義文君）**

それでは３回目に入りますけど、これからも検証会の新たな計画は考えておられるか、お聞かせください。

それと、これがまた私から見ると気になる項目ですけど、今回の議案書の中で、平成22年度の主要施策の成果について、123事業の予算においての決算額の執行率が80％未満の事業が28事業となっております。その中で、特に数字が低いのが農林振興の経営基盤強化対策実験事業の執行率19％、高度情報化計画策定事業23％、過疎集落いきいき事業34％、やまがブランド確立・販路開拓戦略41％、男女共同参画推進事業51％、国際・地域間交流事業46％、姉妹・友好都市交流事業55％、畜産振興事業55％、このような事業についても内部での検証はなされているのか、このあたりを詳しくお示しください。以上で質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

３回目のご質問についてお答えをいたします。事業検証会の今後については、ど

う考えているのかということですが、昨年実施をいたしました事業検証会につきましては、検証事業数や審議に係る時間的制限の問題、対象事業及び検証委員の選定方法、それから主たる目的である市民との協働、行政の透明性を示す傍聴者数の問題など、幾つかの改善すべき課題があるため、事業検証会自体のあり方そのものについて検証をいたしております。いずれにいたしましても、合併10年目に当たる平成26年度を見据え、各種事業の分析・検証を踏まえた上で事業の継続性、見直し、再編、廃止等の方向性を確立していかなければならないと考えております。

２点目の予算の執行率についてお答えをいたします。平成22年度の一般会計における予算執行率は、全体で92.7％であり、おおむね標準的な執行状況であります。しかしながら、性質別に見てみますと、義務的経費の執行率は96.1％ですが、補助費等が81％であるのを初め、物件費、普通建設事業が低率であり、適正指数を下回っております。ご指摘の事業は、これら補助費等、物件費に該当するものです。この執行率が低率である要因としましては、競争入札の結果、予定していた金額を下回って契約できたことによるもの、予算計上した回数、対象者数等の減少、または単価が減少したことによるもの、執行段階において制度改正がなされたもの、事業の改善・工夫を加えて実施したことによるものなどが考えられます。しかしながら、執行率が50％を下回っているような事業については、予算の積算等に原因があるものと考えております。このことは、予算の適正措置と適正執行の観点から見ますと、その要因を分析する必要があり、その手法の一つであります行政評価を用いて、まずは内部評価による原因究明・改善を図っていかなければなりません。これらのことを踏まえ、財源の有効活用を図るため、所要経費の的確な見積もりや適切な事業の執行管理を行うことにより、効率的な予算執行に努めてまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、福本議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、吉本政幸議員の発言を許します。吉本議員。

**○14番（吉本政幸君）**

14番、みらい山鹿、吉本です。通告に従いまして２点お尋ねいたします。

１点目、農業の振興についてでありますが、先般、熊日新聞に九州農政局が2010年度版の九州農業白書を発表したと出ておりました。詳しい内容についてちょっとわかりませんが、2009年度の九州の農業算出額は前年比3.2％減の１兆6100億円、これについては統計方法が変わり、単純比較はできないがということであります。ただ、この20年で最低の価格であり、農産物自体の価格の低迷が要因であるように書いてあります。また、熊本の農業の現状として、基幹的農業従事者は７万3000人、

平均年齢は62.9歳、これは九州では一番若い方であるとのことですけれども、人口が11％の減、年齢も2.5歳上がり、担い手が早いペースで減り、高齢化が進んでいるとのことで、依然として農業を取り巻く環境の厳しさがうかがわれます。我が市の基幹産業である農業の現状も多分に漏れず、いろんな部分で右肩下がりの状態であるように感じるのは私だけではないと思います。

このような中、農業の振興をいかに図るか、厳しさは厳しさとして認識し、行政としてもしっかりとした後押しをしていくことが必要です。そこで、６月にいただいた第１次総合計画の後期計画、活力ある農業の支援のところで、前期計画の取り組み、成果が記載されております。前期計画の冒頭に、将来の展望として他産業に負けない足腰の強い産業となることを目指すと記され、これに向け前期５年間が経過しましたが、その評価の基準となる、ある程度の数値的なものがあれば、わかりやすく感じます。そこで、具体的な動きが数値的に出るものについては、それを含めお尋ねいたします。

次に２点目、防災対策でありますが、このことは、６月定例会において東日本大震災を踏まえ、数名の議員の方が質問されており、重複する部分もあると思いますが、よろしくお願いいたします。本年のように大きな自然災害が重なる年は、今までなかったのではないかというふうに個人的には思っております。宮崎県の新燃岳の噴火に始まり、その終息がないまま、２万人の方々が死亡・行方不明となったあの東日本大震災、復旧復興もいまだに進まないまま、今度は台風12号による紀伊半島豪雨と続き、このたびも100名以上の方々が亡くなられたり行方不明との報道があっております。本当にこのような自然界の脅威に我々人間は無力であることを痛感した次第です。特に今回の豪雨においては、短期間で１年間の降雨量の半分に匹敵する1800ミリの雨量を観測したとのことであり、そのことによる土砂災害、河川の氾濫等、多くの方々が被災され、家屋施設などにも甚大な被害が出ております。噴火・震災については要因的に我が市としては若干地域的な違いはありますが、豪雨については対岸の火事とは言ってはおられないと感じます。テレビの報道を見てみますと、地形的にも似通ったところがあり、直撃を受けた場合、同じ被害を受けるのではと心配しております。

そこで、二つのことを尋ねます。今回は雨量の多さに伴い土砂災害が今まで以上にひどく、これまでの表層崩壊であったものが雨量の多さにより深層崩壊を起こし、大きなものとなったとの報道であります。そのとき、この地域が土砂災害防止法に基づく、地質的な調査がまだ行われていなかったと言われております。調査の有無で結果的にどうなるのかはわかりづらい部分がありますが、結果的に違った部分はあったのかなと個人的には思いました。先般、我が家にもこの防止法の調査のお知

らせが来ておりました。そこで、まずこの土砂災害防止法についてどのようなものか、またこの調査、現在ではどのようになっているのか、お尋ねします。

二つ目は、ソフト面の防災対策のことで、避難勧告等、また状態の情報提供についてでありますが、今回の災害で全庁的なものがわかりづらく、避難勧告を出すことに迷い、このことが結果的に大きな被害になったとのことであります。以前、災害時の心得として、災害時において住民の命を守ることが最大の目的で、集中豪雨の災害に対しては、行政が住民に詳細に情報を伝達するとともに、早めに勧告することが決め手と聞いております。そこで、我が市における避難等の基準、また情報の伝達はどうなっているのか、お尋ねいたします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

農業振興に係ります前期基本計画の成果についてお答えいたします。成果につきましては、後期の基本計画の施策体系別計画の中で前期基本計画の取り組みと成果を掲げておりますが、主なものにつきまして具体的にご説明申し上げます。

まず、意欲ある担い手の確保・育成では、平成21年４月、農地取得等の下限面積要件を10アールまで緩和したほか、平成21年度からがんばる農林業チャレンジ支援事業に取り組み、平成22年度までに新規就農者13名、新規作物等の開拓で28名に支援し、平成22年７月には就農支援センターの設置などの対応の結果、前期５カ年での新規就農者数は55名となりました。また、営農組織の育成と法人化の支援により、農作業受託組織４組織の発足、集落営農組織20組織のうち２組織の法人化が実現いたしました。有害鳥獣対策では、農業生産現場における大きな課題であることを踏まえまして、平成21年度から特に重点的に取り組んでまいりました。その結果、前期の５カ年間で約5200頭のイノシシが捕獲され、平成20年度の被害額約7100万円が平成22年度では約1400万円までに減少しております。新たな加工品の開発では、平成22年度から生産・加工・販売までを行う６次産業化を推進、あんぽ柿と灯籠蜜芋アイス及び焼酎に取り組む集落組織を支援しております。また、米の消費拡大に向けた米粉商品の開発、鹿央みそや大豆粉パンなどの開発を支援し、商品化されております。新たな販路開拓や販売促進では、平成18年度から職員を派遣している熊本県福岡事務所の協力のもと、山鹿マーケットでの商談会や物産展への出展支援など、福岡都市圏を中心に情報発信を行い、紫山芋や古代米などを対象に13社以上との取り引きが開始されております。また、ＪＡ鹿本においては、平成20年度からＪＡ沖縄との米の販売提携を開始し、山鹿キャンペーン等への支援を行い、年間約5000俵

の取り引きに至っております。地産地消の推進では、平成22年９月、市が設置している四つの物産館とＪＡファーマーズマーケット夢大地館を構成団体とした山鹿市物産館連絡協議会が設立され、共同グルメフェアやまが秋味めぐりや米粉を使ったピザやスイーツの開発、商品化などが実施されております。消費者との交流では、地域の農産物などの資源を生かしたたけんこ街道、竹林オーナー制度、番所の棚田ふれあい探訪ツアー、菊鹿農業体験交流、古代の森里やま交流など、地域の主体的な取り組みを支援し、農産物等の知名度アップと地域の活性化につながったと考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

防災対策のご質問の１点目、土砂災害防止法についてお答えをいたします。土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命を守るためにがけ崩れなどが発生するおそれがある区域を明らかにし、災害発生に備えた警戒避難体制の整備や区域内での土地開発や建築など、一定の行為の制限を行うもので、平成13年４月に施行されました。指定区域には、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域の２種類がありますが、後者につきましては、土砂災害警戒区域のうち建物や住民に大きな被害を及ぼすおそれがある区域としての位置づけになります。なお、指定は都道府県が行うものでありますが、法施行から現在まで、本市におきましては192カ所が指定を受けているところです。指定の手順につきましては、危険箇所の地形や地質などの基礎調査を実施した上、土砂災害発生のおそれがあると認められた場合、県は市町村長の意見を聞き、その同意を得て指定することとなっております。また、関係地区に対しましては、指定前に県及び市による住民説明会を開催しているところです。

なお、本年度は山鹿地区32カ所、鹿北地区59カ所、菊鹿地区82カ所、鹿央地区56カ所の計229カ所について、現在、基礎調査が実施されており、その結果を踏まえ、来年度以降に区域指定の手続きが行われることとなります。

次に、ご質問の２点目でありますソフト面の防災対策についてお答えいたします。

初めに、河川の増水に伴う避難勧告等の基準につきましては、国や県が設置する水位観測システムにおいて設定された警戒避難基準を参考としております。具体的には、水位レベルに応じ、第１段階が水防団待機水位、第２段階がはんらん注意水位、第３段階が避難判断水位、第４段階がはんらん危険水位となっております。各段階の水位レベル設定につきましては河川ごとに異なっておりますが、例えば山鹿大橋上流に設置された観測点につきましては、基準点からそれぞれ第１段階が3.2

メートル、第２段階が４メートル、第３段階が6.1メートル、第４段階が6.3メートルという設定となっております。

次に、土砂災害に対する避難勧告等基準としましては、大雨に関する気象情報に加え、気象台と熊本県が共同で発表する土砂災害警戒情報を複合した中で、総合的な判断を行うこととしております。なお、避難勧告等の防災情報につきましては、防災行政無線とオフトークを使用して情報を提供している状況ですが、気象状況によっては区長や消防団に早めに連絡を行うことで災害発生想定地区における早期の警戒避難態勢を取っていただく場合もございます。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

吉本議員、了解ですか。

**○14番（吉本政幸君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

吉本議員。

［14番　吉本政幸君　登壇］

**○14番（吉本政幸君）**

農業振興につきましては、幾度となく申しておりますけれども、やはりどうしても農業を取り巻く環境の厳しい状況の中でどのような動きを行政がやっていくのか、農家の方々は非常に注目されていると感じております。私も地域的に農家の方と話す機会が多く、話の中で、やはりどうしても今の行政の動きとして建物の建設が目につき、もっと農業に対するてこ入れを期待する声が多く聞かれます。ある方は、福岡ターゲット構想を声高らかに打ち上げたのはいいが、どのような成果が上がっているのかわからないということを言われました。今回、後期計画に現状と課題、今後の施策の展開が記されております。これからの農業をどう支えていくのか、また導く点があればどう導くのか、重要な部分であると考えます。この点につきましても具体的な施策をお尋ねします。第１次産業の元気は、山鹿の元気にしっかりつながるものと信じておりますので、よろしくお願いします。

防災につきましては、旧鹿央町当時、町の防災会議、振興局の防災会議に出席しておりましたが、そのとき、急傾斜地崩壊危険箇所というのが出ておりました。このような地点の調査であるのかというふうに感じます。当時の箇所数からすれば、より多くの調査指定が行われているようであります。ただ、ぜひとも早目の調査等していただくよう願うものです。情報提供に関しましては、以前、島根県の自治体において過去の災害を教訓とし、庁舎と住民が防災無線で結ばれ、河川の状況等５分おきに50回もなされていたという話を聞いております。このように、逐一提供さ

れることにより、家にいて河川の様子が知られ、非常事態宣言が出され、避難３時間後に濁流がまちなみを押し流し、２階まで泥の直撃を受けたが、600名の住民全員が被災から逃れたという事例を聞いております。これらを踏まえ、情報の提供は十分すべきと考えます。また、災害の三原則として疑わしきは行動、最悪の事態を想定して行動、空振りは許されるが、見逃しは許されない、このように言われております。難しい点もあると思いますが、しっかりとした検討を願います。

最後に、この紀伊半島豪雨を含め、どのように考えておられるのか、お尋ねし、私の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

農業振興の２点目、後期基本計画の具体策につきましては、前期基本計画の成果を踏まえ、効果が期待できるものについては継続・拡充させるとともに、新たな取り組みを展開してまいります。特に重点的に進める具体的な取り組みの主なものについてご説明を申し上げます。

まず、意欲ある担い手の確保・育成は、最大の課題と考えます。従来からの奨励金や農林業資金の利子補給に加え、本年度から市外からの新規就農者の定住化のため、家賃などの生活支援や研修受入農家に対する支援を行います。魅力ある農畜産物の生産・加工では、本年度よりめざせ日本一地域特産品特別対策事業に取り組みます。熊本県のクリ・タケノコは、それぞれ全国で２位、３位の生産量となっており、その中で県下一の生産量を誇るのが山鹿市です。全国に誇れる産地の育成と知名度向上を目指すものです。クリにつきましては大玉化、秀品率の向上、生産量の倍増に向けた剪定活動、有機液肥の散布への支援、タケノコにつきましては、荒廃竹林の再園地化、竹林の日光量の確保による早掘りタケノコの収穫量の拡大に向けた伐竹処理機の導入支援、乾燥タケノコの商品化実証などに取り組みます。また、本市が目指す資源循環型社会の構築のため、家畜排せつ物や生ごみなどの資源の活用により、良質な堆肥や液肥の製造と利用をより一層促推進し、化学肥料や農薬の使用の低減を基本とした資源循環型農業を山鹿農業の特色として定着化を目指します。山鹿産材利用の拡大では、木造公共施設整備を積極的に推進するとともに、本年度より温もりのある住まいづくり事業に取り組み、個人住宅の新築、改築時における木材購入に対し補助するもので、林業の活性化とあわせて定住化を促進してまいります。

福岡ターゲット構想につきましては、既に実施している福岡・山鹿直行バス、よ

へほ号と連動した物産館めぐりツアーなど、受入態勢の充実を図るとともに、さらに農林畜産物を初めとする特産品の認知度アップや販路開拓、誘客宣伝などを目指し、農林・商工・観光が一体となり山鹿を売り込むための新たな取り組みの実施に向け、現在検討を進めているところです。

最後に、後期基本計画期間においても、引き続き、収益性の高い農林業、儲かる農林業の実現を大きな柱に、国や県の施策に積極的な対応を図るとともに、現場の声をしっかりお聞きしながら本市独自の施策を展開したいと考えております。以上、答弁といたします。

**○議長（横手啓介君）**

本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

２回目のご質問の１点目、土砂災害防止法で指定された場合の情報の提供についてお答えをいたします。県の指定を受けた場合、市町村は円滑な警戒避難を確保するため必要な事項を記載した印刷物を配布することになっております。このことにつきましては、現在、危険箇所について防災マップ上に表示し、全世帯に配付しているところです。また今回、新たに指定区域ごとのハザードマップの作成について準備を進めております。なお、県におきましても今後の計画的な基礎調査による危険区域の把握に努め、順次、土砂災害警戒区域等の指定を行っていく計画であるとのことです。

次に、ご質問の２点目であります台風12号による土砂災害被害を教訓とした防災体制の強化策についてですが、今回、和歌山県等で発生した土砂災害におきましても、実務上、行政による避難勧告発令等の判断やタイミングが大変難しかったことが取りざたされました。先の議会でもご説明しておりますとおり、防災対策の強化策といたしまして、今後重要なことは、もちろん早目の判断も大事ですが、一方では行政機能を補完する各地域ごとの防災力の強化であると認識をしております。そのようなことから、住民の自己判断による避難の実行など、自治会等を単位とした災害発生時の連絡体制や避難誘導等の役割分担を確立するため、自主防災組織の設立を強力に推進してまいりたいと思っております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

吉本議員、了解ですか。

**○14番（吉本政幸君）**

終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、吉本議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午前11時06分　休憩

○

午前11時16分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、池田誠一議員の発言を許します。池田議員。

［15番　池田誠一君　登壇］

**○15番（池田誠一君）**

議席番号15番、池田誠一、みらい山鹿です。通告しておりました一般質問３問について一括質問させていただきたいと思います。

まず１問ですけれども、消防団員の人員の維持確保対策についてということで通告をいたしておりますが、これは昨日も各議員の方からも質問ありましたように、３月11日の東日本大震災及び台風12号、先月末から今月冒頭にかけての近畿地区を襲いました台風災害について大きな被害をもたらしたことは、皆さんご承知のとおりであろうと思っております。そういう中において、今、新たにこの防災についてのクローズアップ、いかに人命、生命を守るか、そして財産を守るかという点が大きくクローズアップされてきたのも事実であろうと思います。そういう中において、消防団の活動そのものが今新たに、また各地域において見直されるということも今大きくクローズアップされております。そういう中で、今、消防団の活動を見ましたときに昔ほどの活動がないのではないかという危惧を持っているのは私だけではないと思っております。合併当初、2300名ほどの団員数の中で正月に行われます出初式等は、９割近い団員の方が出席をなされ、一つの場所に集まり勇壮とした披露を行われておりました。しかしながら近年、すべての団員が参加することなく、団員総数はそんなには減っておりませんけれども、そういった中での団員の参加者が大きく下回っております。今、1300名ぐらいの団員が出初式に参加をしているという状況であろうと思います。そういう中で、どうしてこのような状況になっていくのか。そしてまた各地域における消防団の勧誘に行きましても、「いや、うちんとは無理ですよ」とか、「いやもう言うたばってん、どぎゃんしても入らん」という若い人たちの声があるということで、今、現役の団員は、新しい団員の確保について大きく、そしてまた、とまどっていらっしゃるのも事実であります。そういう中において当市としましてこの一番大切なこの山鹿市民の生命と財産を守る、そして一番力にならざるを得ない、頼らざるを得ない団員の人たちの確保についてどのよ

うに考え、そしてまた対策を取られようとしているのか、お伺いをしたいと思います。

続きまして、２問目です。子どもたちに対する精神的な教育理念についてということで通告をしておりますが、これは先ほど申し上げました消防団員の確保とちょっとリンクいたします。と申しますのは、今、子どもたち、そしてまたその母親、父親に関しましても昔とちょっと違った観点の教育方針、家庭教育が今なされているように思います。と申しますのは、自分たちの権利、そういったものに本当に左右されながら、周りに対する、そしてまた地域に対する貢献というものをおろそかにしているような感覚が否めません。自分は仕事があるから、ちょっとその日は来られないとか、そういうのが大きくクローズアップし、またそのことによって、昨日質問に立たれました古荘議員の公役等の参加についても同じようなことが言えるのではないかと思います。その原点は何かと私が試行錯誤いたしました中で、思いつきますのは、今、教育関係、福祉も含めて、人権教育の行き過ぎというのが否めないのではないかなと私は思います。大きく取り上げました大会等が当市におきましても三つぐらいあります。しかしながら、この人権教育、自分たちの権利、そして人間の権利を守るということはクローズアップされながらも、人間として果たさなければならない義務と責任というのは何一つ教えてくれません。そういうのを含めたときに、本当に自分たちの主義主張ばかりするような人間に育ってはいないか。それは、人権教育の行き過ぎというのを私は一つの懸念材料として持っているわけでであります。確かに憲法でうたわれております基本的人権の尊重、本当にこれはすばらしいものです。しかしながら、それが行き過ぎるということは、あえて権利の乱用につながりはしないかという懸念も持つわけでありまして、今、地方の崩壊、そしてまた昔日本人が持っていたお互いの共同精神、お互いが助け合おう、そして地域のために頑張ろう、村のために頑張ろう、この山鹿のために頑張ろうといった、そういった昔ながらのすばらしい精神が若干なりとも失われつつあるのが残念でなりません。そのようなところを今どのようにして考えられて、この子どもたちの教育に当たられようとしているのか、教育長にお尋ねを申し上げます。

それと、先般大阪府の橋下府知事が国歌国旗を無視し、立たない先生たちに対して罰則を与えるという条例を制定されました。このことに対して、本当にすばらしいものを制定されたと思いますが、当市においてはそういう先生は多分いらっしゃらないだろうと思います。そういった中で、この国旗・国歌君が代、このことに関して当市の教育委員会としてどのような判断のもとで子どもたちの指導をなさっておられるのか、あわせてお尋ねを申し上げます。

続きまして、ごみ処理の今後の問題につきましてですけれども、これは資料配付

をお願いしたいと思いますので、議長にその許可をお願い申し上げたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

資料配付の要求があっておりますので、会議規則第150条の規定によりこれを許可いたします。職員に配付させます。

（資料配付）

**○15番（池田誠一君）**

ごみ処理等につきましての質問は、昨日冒頭に森川議員から同じような質問をなされております。しかしながら、私は若干観点を変えながら質問をさせていただきたいと思います。と申しますのは、今、このごみ処理問題について方針が正確に決定したわけじゃないというふうに聞き及んでおりますが、このごみ処理等つきまして、一つは今までの焼却ごみ、燃えるごみ等に関しまして、山鹿市の部分におきましては環境部と広域の方で収集を行い、鹿央町のクリーンセンターで処理をなさっておられました。ところが鹿本町につきましては、今、バイオマスセンターの方で燃えるごみの中で生ごみにつきましては処理をなされているということで、その辺につきましては、当市の所管でもあります農林部の方で対応をしているという、いわばこのごみ処理に対して二つの部が同じような形の中でこの新たなるごみ処理等についての所管を担っているということは否めないと思います。はっきり当市としての指針がまだ出ない中ではありますけれども、その辺のところしっかりとした方針を立てていただかない限りには、周りの方たち、そしてまた職員の方たち、そして私ども議員の方もどこにそういったその軸足を置くのかというのがわからないので、もしよければこの場でトータル的な窓口というものはどこに置くということを明言していただければと思います。そして、このごみ処理等をどうするのか、焼却をするのか、焼却しないのか、まだその辺のところも具体的な構想はまだ今検討中だと思いますけれども、私たちみらい山鹿６人でつい先般、８月24、25、26日で研修に行ってまいりました埼玉県日高市というところですけれども、先ほど皆さん方のお手元に配付しました資料がそのごみ収集日程表です。この中で大きく違うのは、当市は17品目の分別を行っておりますが、日高市は13品目で足りるということです。どうしてかと言いますと、一番大きな目玉は可燃ごみのところのガラス・瀬戸物、これを見ていただきますとわかるように、ガラス・瀬戸物は燃えるごみになっております。どうしてそれが可能かと申しますと、私たちが見に行きました日高市のごみ収集は、市役所の真隣に歩いて２分ぐらいのところにその処理施設があるわけです。その周りは全部住宅街です。そういった中で、セメントの材料としてそれを全部受け入れているということです。ですので、可燃はしません、燃やすことはありません。約60度の熱によって100メートルの大きな２メートル50センチメートルぐ

らいの大きな筒の中を100メートルぐらい通しながら、それを細分化していくというか、粉にしていくという形の中で粘土質にしていって、セメント材料に使うということです。もともとその隣にあったのが朝日セメントです。昭和30年に設立されたということですけれども、当初何もなかったそうです。その畑いっぱいの真ん中にあるわけでして、その後に市役所ができ、周りに住宅ができたということで、たまたま今稼働が５基あったのを今３基しか使っていない。残り２基あった部分をこれに市としていろんな焼却施設がどうしても立て直さざるを得なかったときに何をするかということで試行錯誤した中、いろんな地域にその可燃施設処理場をお願いしに行ったところ、すべての地域から断られたということで、どうしようもなくなった段階で、この隣にあった朝日セメントの工場の一角をどうにかできないかということで話を持っていき、受け入れていただいたということです。一番肝心なのは、この施設によって、市民の感想は、クレームが一切ないということです。というのが、分別しなくて済むという、よその地域から比べて本当に分別しなくていいということで、大きな市民の方たちの賛同を得られている。そして、よその地域からこの地区に編入してこられた方たちも、このことによって大きく驚かれ、こういったのがあるならば、すばらしかったということでされているという、これはこの担当課の人たちの話ですので、本当だろうと思っております。燃えるごみもすべてその中で処理されますので、ましてそのガラスとか、コップとか、茶碗類の割れたものも全部受け入れられますので、埋め立て処分は少なくて済むそうです。ただ１点、デメリット的にあるということで言われたのが、ランニングコストがちょっとかかりすぎるということです。ただ、この日高市は、施設そのものがもともと隣にあったわけですので、その施設そのものをつくらなくてよかった。ただそれを利用するだけでよかったというので、若干その改修が必要だったのでしょうけども、それは朝日セメントが行ったということで、何ら今問題ないということで、５年間の委託契約を結びながらずっとそれが継続しているということですので、そういった施設もあるということで紹介させていただきました。

そこで質問ですけれども、先ほど言いました１カ所に一つの窓口としてどこかの課にまとめていただけないかというのが１点と、これから先の焼却施設といいますか、ごみ処理に対する考え方を再度お尋ねし、１回目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。本多総務部長。

［総務部長　本多隆文君　登壇］

**○総務部長（本多隆文君）**

一般質問の１問目、消防団員の人員の維持確保対策についてお答えいたします。

まず初めに、本市の消防団員の状況についてご説明いたします。本市の消防団員数は、県内14市の中では４番目に多い状況となっておりますが、人口に対する団員数の割合は最も高くなっております。なお、平成23年度におけます本市の消防団員数は2280名であり、昨年度から22名、約１％の減少となっております。全国の状況を見ますと、平成22年度においては88万3698人が消防団員として活動しておりますが、これは10年前から比較すると６万7371人、7.1％の減少となっており、全国的に消防団員の減少化が進んでいることがわかります。本市におきましても、少子化を初め、就職等による若年層の流出などから、今後も消防団員の減少が予測されるところであり、その対策としましても、市内在住の若者の消防団への入団を促進していかなければならないものと感じているところです。元来、消防団は地域の安全を守るために住民組織の中で立ち上げてきた自警団の一つであり、その根幹にあるのは、深い郷土愛に基づく使命感と奉仕の精神です。しかしながら、現代社会におきましては地域コミュニケーションの希薄化から郷土愛も薄れており、その背景には新旧住民の混住化や就業体系の多様化など、さまざまな要因が含まれていると言われております。このようなことから、本市としましては消防団員の確保に向け事業所に対する消防団活動へのご理解とご協力をお願いしていくほか、区長や消防団幹部に対して、さらなる勧誘の促進をお願いしていきたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

**○教育長（杉本作徳君）**

池田議員のご質問のまず１点目、権利と義務についての指導についてお答えをしたいと思います。今日の経済的な豊かさによって生活の安定や利便性の向上、物やサービスの多様化など、人々は自分なりのライフスタイルを選ぶことが可能になったと考えられます。これに伴って、人々の価値観も大変多様化し、地域コミュニティーが崩れ、個人主義の時代になったとも言われております。また、個人意識が叫ばれるあまりに、みずからの権利を主張し義務を果たさなくなったとも言われ、これは集団の中で助け合い、支え合ってきたという地域コミュニティーの姿が消えつつあることを示唆しているとも思われます。

さて、学校教育におきましては、すべての教育活動を通して教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、子どもたちが自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して子どもたちの内面にある道徳性の育

成が図られるように道徳教育を進めております。今度の新学習指導要領でも道徳教育の重要性をしっかりうたっておりますが、道徳教育の内容に、主として集団や社会とのかかわりに関することの中で、小学校高学年においては、公徳心をもって法や決まりを守り、自他の権利を大切にし、進んで義務を果たすということがあります。この内容については、小学生の発達段階に応じて指導されるものであります。また、中学校におきましては、さらにこれをはっきりさせまして、法や決まりの意義を理解し、遵守するとともに、自他の権利を重んじ、義務を確実に果たして、社会の秩序と規律を高めるように努めるということがあります。道徳教育は学校の教育活動全体を通じて進められるものでありますから、道徳の時間はすべての教科領域において進められるものです。また、権利と義務について具体的には、社会科の学習の中で学習をするわけですが、小学校においては、政治の働きの中で、国民としての権利及び義務を学んだり、中学校におきましては社会科公民の学習で、自由、権利と責任、義務の関係を広い視野から正しく学んでおります。

以上のように、学校教育におきまして、子どもたちが道徳を中心にしながら、さまざまな教科・領域の中で、権利と義務について学習を行っておりますし、さまざまな体験学習を通して、「ひと・もの・こと」と出会う中で、権利と義務について体験的に学んでいくものと考えております。

それから、２点目のご質問、国歌・国旗を敬うことや郷土を愛し郷土に尽くすことについて、私の考え方を述べさせていただきます。国際化の進展に伴いまして、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとともに、子どもたちが将来、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくためには、国歌及び国旗に対して正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てることは大変重要なことであると考えます。学校教育の中では、特に愛校作業で除草や花を植えたり、長い間受け継がれてきた学校の伝統について学んだり、先輩・先人の話を伺ったりすることにより、母校を愛する気持ちを育てることができております。同じように、郷土の伝統や文化を大切にし、先人の努力に学んだり、地域の方々をお招きして地域の伝統や文化を大切にする学習活動に取り組んでいくことにより、郷土を愛し、郷土を大切にしていく心を育てております。現在、山鹿市内のそれぞれの学校におきましても、それぞれの地域において地域を素材とした学習を行ったり、地域の人材を活用したりしながら学習を進めております。このことは、郷土を愛することにつながる教育だと考えます。池田議員からも、権利を主張し、義務を果たさない大人や子どもが多くなっているという話がありましたが、物質的に恵まれた社会の中で、個人主義が優先され、他者との関係も薄れてきている時代です。このようなときだからこそ、学校教育において開かれた学校づくりを推進する必要があ

ります。地域の方がたくさん学校に来てくださるような学校応援団をふやし、子どもたちが多くの大人と出会い、コミュニケーションを取り合いながら人間関係づくりができるような取り組みを進めていくことが重要だと考えております。地域の人々に支えられてきた経験を持つ子どもたちは、必ずや地域に貢献できる子どもたちに育つと、そのように信じております。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

古荘環境部長。

［環境部長　古荘秀幸君　登壇］

**○環境部長（古荘秀幸君）**

池田議員の一般質問の３問目、ごみ処理の今後の展望についてお答えいたします。昨日の森川議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、平成25年４月以降のごみ処理に関する方針につきましては、現在検討を行っているところですが、難しい課題もあります。特に新たな焼却施設を整備するまでの間の処理方法につきましては、限られた選択肢の中から安全処理確保を前提として、経済性、効率性の観点から検討し、リスクが少なく確実に実施可能な処理方法を決定したいと考えておりますので、今しばらくお時間をいただきたいと思っております。お尋ねのごみ処理の所管につきましては、ごみ問題全般について環境部が全体の窓口として所管し、山鹿植木広域行政事務組合及び農林部と協同してまいります。特に生ごみ処理に関する所管につきましては、生ごみの収集、運搬、バイオマスセンターへの搬入に関する部分については環境課が所管し、生ごみの堆肥化とバイオマスセンターの施設の利用・管理に関する部分と生産された堆肥の販売に関する部分は、農林振興課の所管となります。今後も両課・両部で連携を図りながら、効率的な生ごみの処理の仕組みを構築してまいりたいと思います。

また、新たな焼却施設の事業計画につきましては、今後、建設候補地の抽出や選定の方法、スケジュール等の検討を行ってまいります。先ほどの他市の施設についての情報提供ありがとうございました。環境課におきましても、本市のごみ処理の状況に類似した焼却施設の資料を収集し、検討を行っているところです。山鹿市が目指しております資源循環型社会の構築、低炭素社会の構築には、ごみの減量化、資源化が必要不可欠であると考えております。さまざまな先進事例も参考にしながら検討してまいります。以上、答弁を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

池田議員、了解ですか。

**○15番（池田誠一君）**

議長。

○議長（横手啓介君）

池田議員。

［15番　池田誠一君　登壇］

○15番（池田誠一君）

それぞれの部長また教育長より答弁をいただきました。この消防団員の確保と教育問題というのは、離れているようで離れていないのではないかというふうに考えます。と申しますのは、人間の精神的な問題でありまして、やはりすべての年齢に達した男性であるならば、可能な限り消防団員として勧誘されれば入っていただくのがその地域としての自分の役割として当たり前ではないかという観念を持つのは私だけでしょうか。やはり年が古いのでしょうか。今の若い人たちの観点というのは、そうじゃないと思います。勧誘に言って断られる理由というのは、自分は他に仕事があるからできないとか、どうしてもできない人はしようがないにしても、昔であるならば仕事は仕事として、地域のために誘われればみんな入るというのが当たり前の感覚ではなかったろうかと思います。そういうふうになったのは、一つはやっぱり教育的な部分もあるのではないか。やはり今の子どもたち、学校教育だけではなく、家庭教育がまずなっていないと思いますし、今の保護者、私がたまたま今ＰＴＡ会長を仰せつかってその職にあるわけですけれども、同じ子どもを持つ親として、私とその同級生の子どもの母親、お父さんたちを見ますと、約15年から20年違います。まるで自分の子どもみたいな感じです。ですから、そういう感覚というのがまずわからないところが幾つも出てきます。ちまたに言われておりますモンスターペアレンツといったような考え方の保護者も今若干多くなっております。自分の子だけとか、自分の子どもが校庭でケガしたから、それで病院に連れて行った。その病院に連れて行った日当をくれと、ケガしたその費用をくださいとかいう保護者も中にはいます。そういったものまで含めて、自分の権利、主義、主張を行うような、余りにもちょっと突出しすぎた部分も目立つような今日、本当にこういう社会があと50年先はどうなるんだろうかと危惧せざるを得ません。やはり昔ながらの日本人的、本当に郷土を愛し、自分の周りを愛し、親を敬い、先輩を敬い、そしてそういった一番すばらしい部分がもう一度改めて今の子どもたちにも教えていくべき時期にきているのではないかなというふうに思いますので、消防団員の確保ともども、そういった、この山鹿市はそういうことはないと、いつもみんな山鹿市のために頑張るよ、若い者も、子どもも、中年も、お年寄りも、みんな揃って山鹿のために頑張るよと、地域のために頑張るよと言えるような強い社会システムを構築すべきではないかというふうに思いますので、これから先、職員の皆さんも含めてご努力方お願いを申し上げ、質問に代えさせていただきますが、最後のごみ処理問題

につきましては、本当にいろんなこれから先、大きな事業です。皆さんとともども、いろんな方たちのコンセンサスを得ながら、そしてまた山鹿市にとって100年の計に足り得るようなこの処理施設をつくっていただくことを心から願いながら、私の質問を終わらせていただきます。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、池田議員の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。午後１時から再開いたします。

午前11時47分　休憩

―――――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――――

午後１時00分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、川野　功議員の発言を許します。川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

**○19番（川野　功君）**

19番、温もりの会の川野です。先日通告しておりました２問、高齢者対策について、教育関係について一問一答方式で質問いたします。よろしくお願いいたします。

まず１問目、高齢者対策について質問いたします。本市も合併後６万人いた人口が現在では５万6000人まで減ってきております。このままいくとあと10年も経たずに５万人を割ってしまう状況ではないでしょうか。その人口減少に加えて、近年急速に少子高齢化の方も進んでおります。少子高齢化の少子についても非常に問題がありますが、今回は高齢化に伴う独居老人対策について質問いたします。高齢化についてちょっと調べてみました。日本は世界に類を見ないほどのスピードで高齢化が進んでおります。高齢化率が７％から14％になるのにかかった年数、要するに高齢化率が倍になるのに何年かかったかという年数で見てみますと、フランスでは115年、スエーデンは85年、イギリスが47年かかったそうですが、日本は何と24年で高齢化率が倍になってしまったそうです。しかも日本は2007年には75歳以上の占める割合が10％を超えているということで、本当に世界に類を見ないスピードで高齢化が進行しております。このように、少子高齢化が加速する中でも、特に独居老人の割合が急激にふえていると聞いております。

そこで質問です。本市で暮らしているひとり暮らしの老人と高齢者のみの世帯はどれぐらいあるのか、お尋ねいたします。

次に、もしもの時の対策はどのように取っているか。以上、２点お尋ねいたします。

○議長（横手啓介君）

執行部の答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

川野議員の一般質問の１点目、高齢者対策についてのひとり暮らし高齢者数及び高齢者のみの世帯数並びにもしものときの現在の取り組み状況につきましてお答えいたします。

本市における平成23年９月１日現在の高齢化率は30.1％、特に鹿北地域における高齢化率は34.8％、菊鹿地域における高齢化率は34.7％であり、全国平均と比較しましてもかなり高い数値を示しており、今後、団塊の世代が高齢期に入ることで、その傾向は、さらに加速度を増すものと思われます。また、市全体の人口は減少しておりますが世帯数は増加しており、今後ひとり暮らし高齢者の方や高齢者のみの世帯が増加傾向にあるものと思われます。ご質問の高齢者のみの世帯数は、平成23年９月１日現在で6003世帯であり、そのうち、ひとり暮らしの高齢者は3496人です。

次に、現在の取り組み状況についてご説明申し上げます。

まず、災害時要援護者支援計画におきましては、高齢者や障害者の方々を対象として災害発生時や災害の発生が予想されるときに情報連絡や一緒に避難してもらう等の支援をしていただくことと、災害時要援護者に係る避難所等での支援体制を構築することといたしております。

次に、増加している認知症の方への施策として、市が養成した認知症サポーターの方が平成23年８月現在で7640人おられ、この方たちの支援も得ながら高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、ともに支え合う地域社会づくりを目指しているところです。あわせまして、食の自立支援事業としまして、ひとり暮らし高齢者等に栄養のバランスの取れた食事を提供し、高齢者の見守りを行うとともに、食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立支援に資する事業を実施しております。また、緊急通報体制等整備事業としまして、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病、災害等の緊急時における迅速かつ適切な対応を図り、その福祉の増進に資することを目的に事業を実施しております。さらに、日常の見守りとして、地元民生委員による訪問活動、山鹿市社会福祉協議会における地域福祉協力員の方による見守り活動、老人クラブ助成事業における友愛活動も実施されているところです。

このように、ひとり暮らしの高齢者の方たちを身近な地域で支え合い、見守り体制を構築することが最も重要なことであり、家庭や地域から孤立しがちな高齢者の方への支援が図られるものと考えております。以上、お答えします。

○議長（横手啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

まず、今の答弁にありました緊急通報体制等整備事業という事業が出てきましたけれども、その内容をもっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

それと、先月ですが、愛知県に住む友人からメールが来ました。その内容は、今、山鹿市に親父が一人で住んでいるが、もしものときを非常に心配しているということです。彼の住んでいる愛知県清須市では、命のバトンという事業があり、いざというときに必要な情報が関係者に確実にわかるようになっているので、心配を少し和らげることができるが、山鹿市にはそういう制度はないのかというメールでした。ひとり暮らしの父を持つ子どもとしては、当然の心配ごとだと思います。この救急医療情報キット「命のバトン」という取り組みは、最近多くの自治体で取り入れられております。本市では、この命のバトン事業についてどのような対応を考えているのでしょうか。先ほど議長のお許しを得ましたので、ここに持ってきましたけれども、こういうものです。この中に緊急情報として緊急連絡先、かかりつけの医療機関、本人と確認できる写真、持病等があればその内容を書いたもの、健康保険証の写し、診察券の写し、お薬手帳などを入れます。何を入れるかは決めごとですので自由に設定すればいいと思いますが、そういうものを入れます。そしてこれを冷蔵庫の中に入れるというものです。そして、冷蔵庫の表ドアには、この命のバトンが入っているという目印のステッカーを貼っておきます。また玄関のドアの内側の方にもまたステッカーを貼ります。こうすることで、救急隊や医師が迅速に救急救命活動を行えるというものです。もちろんこの運営には行政機関や医療機関、区長や民生委員等の連携が不可欠で、簡単に導入とまではいかないかもしれませんけれども、これをぜひ検討していただきたいと思います。現在、本市では過疎地の限界集落の３地区について、企画課が実施検討をしているところです。これは今、山鹿市の分です。独居老人は過疎地だけが危ないのではなく、市内の中心地で孤立している老人もたくさんいらっしゃいます。人と人との結びつきから言えば、中心地の方が希薄かもしれません。こういう事業は一気に全市に広げてもらいたいと思いますけども、その点、お尋ねいたします。

○議長（横手啓介君）

答弁を求めます。富田市民福祉部長。

［市民福祉部長　富田辰郎君　登壇］

○市民福祉部長（富田辰郎君）

高齢者対策についての２回目の質問にお答えいたします。

まず、緊急通報体制等整備事業につきましては、疾病などにより緊急時の対応が必要なおおむね65歳以上の高齢者世帯に対して、電話回線を利用し電話機の横に緊急通報装置、いわゆるハンドフリーボックス及び携帯できるペンダント型を設置するものであり、その機能には非常ボタンと相談ボタンがございます。緊急通報があった場合には、看護師が24時間常駐している緊急通報センターへ電話がつながるシステムです。通報を受けた看護師は電話にて状況を確認し、管制センターへ出動指令を出し、その職員が駆けつけて対応するとともに、必要に応じて救急車の出動要請、協力員、家族への連絡など適切な対応を行うものです。また、月４回電話による健康状態の確認を行うお元気コールを実施し、緊急時の対応等にあわせて高齢者の見守り、安否確認等を行っております。

次に、緊急医療情報キット「命のバトン」につきましては、県内では11の自治体がこの事業に取り組まれております。本市では、過疎対策事業の一つとして企画課が過疎集落いきいき事業の中で命のバトンに取り組んでいますが、これは高齢化率が特に高い３集落を対象に実施しているもので、地域住民の方と地域づくりの話し合いを行った結果、健康や病気への関心が高く、緊急時における不安の解消や安心・安全な暮らしづくりのため、ぜひ導入したいという地域からの要望を受けての取り組みです。現在は一つの集落で導入済み、他の２集落も導入に向けその準備を進めている状況です。お尋ねの命のバトンの今後の対応ですが、山鹿市の高齢者の健康と安心・安全・見守り合い、助け合いの地域づくりを構築するという視点で現在進めております。災害時要援護者支援の体制整備やご提案の命のバトンも含め、山鹿市全体での高齢者対策を検討してまいります。以上、お答えします。

○議長（横手啓介君）

川野議員、了解ですか。

○19番（川野　功君）

議長。

○議長（横手啓介君）

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

○19番（川野　功君）

救急医療情報キット「命のバトン」の導入につきましては、全体での高齢者対策の中で検討しますということでした。この検討しますというのがくせもので、実際にどうするのか微妙ですけれども、これ以上言っても仕方がありません。ただ、できない理由を考えるよりも、どうしたらできるかをぜひ考えていただきたいと思います。先ほど言われましたように、県内にも11自治体で導入しているそうですし、予算は余りかからないかと思います。また、個人情報保護法との絡みからも問題があるかもしれませんけれども、他の自治体がやっているのですからできないはずはありません。この命のバトンがあるだけで、少しでも安心して暮らしていけるひとり暮らしのご老人が少なからずおられると思います。よろしくお願いいたします。答弁は要りません。

次に２問目、教育問題について質問いたします。１、各学校の特色ある学校づくりについて、２、小学校の統廃合について質問いたします。

まず、特色ある学校づくりについてですが、本市には三つの幼稚園、20の小学校と六つの中学校があります。それぞれ園長、校長先生が学校経営案というものをつくり、創意工夫した特色ある学校にしようと取り組んでおられます。具体的にはどのような特色を出し、そのためにどのような取り組みをしたのか、幾つかの事例を具体的にお尋ねいたします。

次に、小学校の統廃合について質問いたします。山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画では、平成23年度までを前期計画とし、山鹿と川辺小学校、鹿北３地区の小学校、菊鹿地区の３小学校、鹿央地区の３小学校と米田小学校を再編検討する。次に、平成26年までを後期計画とし、小城、三岳小学校と鹿本地区３小学校の再編を検討するとなっております。これに伴い、合併特例債は学校再編計画に約100億円を使う計画だったと思います。特例債を使うには、期限までの平成26年度までに再編が完了しなければなりません。今の進捗状況では、計画どおりにはとてもいかないと思いますが、その点の見解を質問いたします。そして、平成27年度以降、特例債が使えなくなった場合、財源をどうするのか、そのときの計画変更はあるのか、お尋ねいたします。

次に、小中学校の耐震診断が出ている校舎の結果を踏まえて、どのような対応をするのかを質問いたします。早急な対応が必要とされる耐震強度0.3未満の建物が複数あると聞いております。本市は学校施設の耐震工事進捗状況は県下でも最低レベルとなっております。今後の対応をお尋ねします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

○首席教育審議員（川野富士夫君）

川野議員の特色ある学校づくりについてのご質問にお答えいたします。

まずは、山鹿市小中学校26校、幼稚園３園すべてが園児・児童生徒や地域の実態等を十分に踏まえ、各園長、校長の熱き経営方針のもと、創意工夫を生かした特色ある園、学校づくりに励んでおります。具体例を申し上げますと、はなくまちゃんの日という家族挙げてノーテレビ・ノーゲームデーに取り組んでいる幼稚園、朝会等の会議の縮減や日課、週時程の工夫を行い、朝や放課後の時間に体育的な活動、教科の補充的学習、児童生徒の集会活動等に取り組んでいる学校、教科や道徳の研究を学校全体で行い、その成果を研究発表会として県下の学校に公開している学校、家庭・地域と連携し、学校応援団を組織し、子どもたちのテストやドリルなどの丸つけを行う学習支援や登下校の見守りを行う安全支援等を実施している学校、中学校区で小学校と中学校が連携し、算数の問題やドリル集を作成したり、教科の授業交流を実施している学校、地域と一体となった文化的な活動を実施している学校、総合的な学習の時間等を利用し、子どもみずからがテーマを定め、調査、探求的活動を行い、家庭や地域に発信している学校等、その取り組みはさまざまな分野にわたっております。なお、山鹿市におきましては、山鹿市元気あふれる学校応援事業による財政的支援、指導主事及び学校教育指導員を各学校の校内研修に派遣するなど、各学校の特色ある取り組みを支援しております。いずれにしましても、山鹿市の子どもたちの健全な育成のため、山鹿市の教育目標である限りない夢を抱き、心豊かにたくましく生きる人材の育成のため、各学校が一丸となり教育活動に邁進していることに変わりありません。以上、答弁申し上げます。

○議長（横手啓介君）

倉原教育部長。

［教育部長　倉原謙治君　登壇］

○教育部長（倉原謙治君）

川野議員のご質問、小学校の統廃合についてお答え申し上げます。現在取り組んでおります小学校の再編につきましては、平成21年１月に策定しました山鹿市立小・中学校規模適正化基本計画に基づき進めております。計画期間は平成26年度までを第１次計画期間とし、そのうち平成23年度までを前期期間、平成24年度から平成26年度までを後期期間とし、それぞれの計画期間内に統合について保護者や地域のご理解をいただき事業に着手できるよう取り組むこととしております。前期期間の着手分としまして、四つの地区のうち山鹿小学校と川辺小学校の再編、鹿北地区及び菊鹿地区の再編につきましては、統合について保護者や地域のご理解をいただき事業に着手しているところです。鹿本地区を含めた後期期間につきましては、今

後、前期期間の進捗状況を踏まえ、統合校の位置や統合までのスケジュールなどの具体的な説明や意見交換等を行い、平成26年度までに統合についてご理解をいただき、事業に着手できるように取り組んでまいりたいと考えております。

なお、事業の着手につきましては、多額の事業費を必要としますので、国の補助金や合併特例債などの有利な財源を最大限活用できるように取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成27年度以降につきましては、第１次計画の進捗状況や地域の状況及び財政状況等を踏まえて、再編を検討してまいりたいと考えているところです。

続きまして、耐震診断の結果を踏まえた対応についてお答えいたします。耐震診断の結果の状況ですが、現在耐震２次診断を実施し、結果が判明しておりますが、耐震補強が必要とされる建物が17棟あります。その中で早急な耐震化が望まれる耐震強度ＩＳ値が0.3未満となる建物が３棟あり、残り14棟はＩＳ値が0.3以上0.7未満という状況です。今後の対応としましては、耐震２次診断を実施していない14棟につきまして今回補正をお願いし、耐震診断を完全に実施いたします。次年度以降、耐震数値の低いものについては、優先して耐震補強工事を行い、それ以外のものにつきましては、耐震数値の状況、建物の状況等を勘案しまして年次計画により耐震補強工事を実施し、平成27年度までに学校施設すべての耐震化を完了したいと考えているところです。以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

川野議員、了解ですか。

**○19番（川野　功君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

川野議員。

［19番　川野　功君　登壇］

**○19番（川野　功君）**

特色ある学校づくりの内容をある程度具体的に紹介いただきました。それなりに一生懸命に取り組んでおられ、成果も出ていると思います。ただ、一般の授業、部活、生活指導に加えて、このようなことに取り組むのですから、先生方には大変な努力、ご苦労が必要になります。先生方に十分な能力ややる気のある先生がいっぱいいらっしゃるなら大丈夫ですけれども、最近の学校事情としては、臨時採用の先生が非常にふえていると聞いております。たしか今年度は80人を超えたと聞きました。通常は正規の先生の約１割程度ですので40数名程度だと聞いておりました。ですので、倍近くふえていることになります。こういう状態だと、学校としても満足

のいくような授業や他の取り組みができないのではないかと心配しております。もう一つ心配なのが、先生方は事務処理などが多すぎて、子どもと向き合う時間がますます取れなくなってきていると聞きます。これは、県教育委員会との絡みで簡単には改善できないかもしれませんが、本市教育委員会はその点をよく理解していただき、できるだけ先生方の事務的な負担を減らす努力をしていただきたいと教育長に特に強くお願いいたします。現在、鹿本教育事務所管轄に転勤を希望する先生方が少なくなっていると聞いております。山鹿市の教育が先生方にとって魅力的な環境にすることが絶対に必要です。本市の教育レベルを上げるためには、結局教育は人なりと言います。人が人を教えるのですから、本市の教育レベルを上げるには教育に意欲と経験のある先生方をできるだけ多く集めるかが勝負だと思っております。昨年９月の私の一般質問で、教育長に人事についての質問をしましたけれども、そのときの答弁で、教育長の人事異動に対する考え方として４点ほど挙げておられました。その中で、管外に出ている先生方と管内との人事交流を積極的に進めていきたい。特に植木町と山鹿市は積極的に進めたいと思っていると言っておられました。しかし、今年３月の人事では、先ほど申しましたように教育長の思いが全然発揮できなかったようです。来年の３月には熊本市が政令指定都市になってしまいます。今度の人事がラストチャンスです。もし失敗すると、取り返しのつかないことになってしまいます。今度も人事で失敗したら、幾ら校長が特色ある学校づくりを提案しても、満足のいく結果を残すのは難しいでしょう。来年の３月の人事について、教育長には必死になって取り組んでもらわなければならないとお願いしておきます。これらのことは、私の所管委員会でありますので、あとは委員会の方でお聞きしたいと思います。答弁は要りません。これで質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、川野議員の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、太田黒鐵郎議員の発言を許します。太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

**○27番（太田黒鐵郎君）**

27番、太田黒鐵郎です。通告のとおり一般質問を２問お伺いいたします。一問一答方式でお願いします。私の質問は非常につたないものですので、大分眠い方もいらっしゃるようですので、どうぞ安らかにお眠りください。

それでは、まず第１問目ですが、米の先物取引についてお伺いいたします。米の先物取引が今年の８月８日から72年ぶりに復活しました。低迷する国内商品先物取引の活性化の切り札として期待が集まる中、東京電力福島第一原発の事故による放射能汚染問題、米への波及が懸念されている中、船出は非常に波乱含みです。先物

取引の仕組み、それから意味について少し申し上げますと、この先物取引は実は発祥は日本だそうです。大阪だということでありまして、時代の背景やそのタイミングをひもとくと、大阪市堂島にあった米相場がその元祖だとされているところです。この米相場は、江戸時代までは米はお金に等しいほど価値があったものでありました。大名の規模や勢力を表す石という単位も、米を図る単位です。米は大名の勢力や財力を示すための単位に使われるほど経済の基盤をなしていたということです。その米が大阪市の堂島にある商品取引所で売買されていました。当時大阪は天下の台所と呼ばれ、経済の中心都市であったことから、日本中の米やお金が集まってきて活発に売買されていたということです。ところが米は毎年安定して生産されるとは限りません。現在でも、米の豊作、不作がありますように、当時から天候などの事情により豊作、不作のリスクが常にあったわけでして、経済の基本は需給のバランスですから、米が不作になると米不足になり価格が上昇します。その逆もしかりです。これが米相場の現物取引ということになりますが、そこで当時の商人は考えたのです。米の価格を安定させて流通させることができ、もっと商売を発展させる方法はないだろうかということです。その思案の結果生まれたのが、この米の先物取引ということであります。これにより、毎年秋になってから収穫される米をまだ田植えの段階から買いつけるというわけです。今年の秋収穫される米を作況にかかわらずこの価格で買いますという約束を取りつけておくわけです。これにより米の作況にかかわらず仕入れ価格が決まりますので、その米を幾らで販売するかという経営計画を立てることが可能になることです。これが現在の商品先物取引の始まりだそうです。つまり現在も活発に取り引きされている商品先物取引というのは、ある商品について実際に取り引きされるよりも前の段階で一定価格で売買する約束をしておくということです。このことにより、将来にわたって商品の仕入れ価格を確定させることができますので、リスクの心配がないということです。このようなことが米の先物取引の概要でありますが、現在、東京穀物商品取引所では、トウモロコシや大豆、小豆など７品目を上場しており、米の先物取引を含めますと８品目になります。取引高が低迷する業界の立て直しの起爆剤になるということで、投資家の参加を期待しているところであるということです。２年間の試験上場の中で十分な取引量が見込まれ、生産・流通に著しい支障を及ぼす恐れがないということであれば、正式上場の手続きに入る予定であるとされております。

そこで質問でありますが、米の先物取引が正式に上場されるようになった場合、米の生産者にとってどのような影響があるのか。メリット・デメリットについて詳細にお示しいただきたいと思います。

また、生産者、いわゆる市民の方々からこの先物取引はどういうふうになるかと

聞かれたとき、どのように説明するのが一番いい方法であるか、教えていただきたいと思います。以上、第１問目の質問を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

米の先物取引についてお答え申し上げます。

去る８月、東京穀物商品取引所と関西商品取引所において、米の先物取引がスタートいたしました。２年間の試験的な取り組みとされておりますが、十分な取引量が見込まれ、かつ生産・流通に特段の支障がないと判断されれば、本格的に実施される可能性があります。ちなみに、取引価格の水準につきましては、関東や北陸のコシヒカリを標準品として、スタート時点では１俵１万8000円台という高値でしたが、現在は１万5000円台で推移しております。なお、現物の受け渡しについては標準品から受け渡し共用品へ変更できることになっており、熊本県の米ではコシヒカリとヒノヒカリが関西商品取引所において受け渡し共用品に指定されております。先物取引は、１カ月先から６カ月先の価格を事前に決めておく取引です。生産者にとってのメリットは、値下がりによる損を回避でき、値上がりした場合でも予定外の利益はないものの、当初予定した利益は確実に確保することができるなど、計画的な生産販売に役立ちます。逆に、デメリットとしては値上がりによる儲け損ないが生じること、取引単位が東京穀物商品取引所では100俵、関西商品取引所では50俵となっており、小規模な稲作農家では参加しづらい面があることなどが挙げられます。

次に、本格実施される場合の農家への説明についてですが、先物取引とはどういうものか、生産者のメリットやデメリット、現在出荷しているＪＡや業者との関係に注意することなどを説明するだけにとどめ、参加または不参加を誘導するような説明は避けるべきではないかと思っております。以上、お答えいたします。

**○議長（横手啓介君）**

太田黒議員、了解ですか。

**○27番（太田黒鐵郎君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

**○27番（太田黒鐵郎君）**

これは、農業新聞に掲載されておったことですが、年間150トンから200トンの米を生産し、将来は米の輸出も考えているという秋田市の農業生産法人の話ですが、今までは農協の買い取り価格が指標のようになっていたが、需給バランスに関係なく価格を出す根拠のない値段だったということでありました。それが買い取り直前にならないとわからない。規模の大きい生産者にとっては、非常にリスクが大きいと述べ、ぜひ先物取引を検討していきたいということが載っておりました。ただいま部長からの答弁の中で、私は今、市民の方々にどのように説明するがいいのかということですけれども、最後の方で、現在出荷しているＪＡや業者との関係に注意してということですけれども、ＪＡとか業者に何で注意するのか、これに問題があるからこういうことを私は質問しているわけです。ＪＡの今の出荷体制、流通の流れを、部長はどのくらい知っておられるかわかりませんけれども、私はこれは非常に問題があるということでこの質問をしたわけですけれども、今、米の生産というものが、皆さん方ご承知のとおり、５月の初めに種をまいて、田植えをして、そして暑い時期に汗水たらして丹精込めて育てた米を収穫して農協に持っていって、何もかも委託して、売っていただくというような話です。農業者は裕福だからいいけれども、精算はいくら売れたかわからない。精算は３年後、今年の清算金は何百円、300円かどしこかしか入らないという、そういう商売は今ありません。売ってから払うということで、一番に値段も決めないような商売というのは、成り立たないわけであります。午前中に吉本議員が、質問した中で部長が答弁しました。武者はよか、沖縄に持っていって何千俵売りよりますという答弁があっていたようですが、沖縄に何千俵売っているかもしれないが、話に聞くと沖縄には、この山鹿の米は一番安く売りよるということです。わざわざ沖縄まで持っていって安く売る必要はないという話でありました。非常にこれは農協というものは生産者を何と思っているのかということが感じられるわけです。余りよかことはせんもんなということで、ついこの間まで常務理事をしていた稲葉議員が言うことですから間違いないということでありました。そういう流通のやり方では、本当に生産者は困る。これはよそのＪＡのことですが、このＪＡ鹿本とよそのＪＡの米の値段は違うわけです。どうしてかと言いますと、鹿本は沖縄にも売りよるかもしれないけれども、大部分経済連を通して売りよるかもしれん。そして今度は業者、米穀商ということで、私の同級生が宇城の方で大きな米穀商をやりよりますが、つい２、３日前にいろいろ話を聞きましたが、農協から買うのが一番よかもんなと。農協はちっとほどようしとくとしゃが、あっどんがおれたちには儲けさせるけんというような話をするということです。経済連にやると経済連の手数料をぴしゃっと取る。そして今度はまたここのＪＡ鹿本の手数料を取られる、２段階方式で手数料を取られる。こういうことを

黙って見ておいて、はいどうぞ、売ってくださいと言って持っていく方がどやんかしちゃおらんかと思うけれども、やっぱり今はそういうシステムになっているということが非常に問題ではなかろうかと思います。農協のことばかり余り言いよるといろいろ嫌われるかもしれませんので、そのくらいですが、とにかく今の答弁のこの農協とか業者に注意することとは何を注意するのか。市民にどういうふうに説明をしていいか、もう少し丁寧に答弁をしてください。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

私が先ほど答弁した中で、現在出荷しているＪＡや業者との関係に注意することという答弁を申し上げました。ここで言いたかったことにつきましては、現在の米の主な出荷先としてＪＡがありますし、ＪＡ以外で直接米の卸売業者の方に取り引きしている、みずから直売しているという形もあろうかと思います。それが先物取引に参加するということになりますれば、一応今の取り引きが変わるということから、現在の取引相手に対して、取り引きを変えますと、私は直接先物取引に参加しますからと、そういうやりとりが必要ではないかということを一つ懸念して、関係に注意することという答弁をしたところです。

それからもう一つ、大きい話としまして、産地というがあります。やはり個々の稲作農家がつくられた米に対しての評価がこの先物取引では出てくるだろうと思います。やはりこれまで生産者と一緒になって、いわゆる米の産地を育成してきたというＪＡ側といいますか、農業団体のこれまでの産地づくりに対するものがあったのだろうと思います。産地づくりと、産地を育成するということについては、生産者が一体となって取り組んでいかなければならない、そういう過程を踏んで、でき上がってきた産地だろうと思っておりますので、個々の農家の判断で先物取引に、個々の農家が参加していくということに対しては、これまで地域一帯となって、その産地として取り組んできたことに対して、今後、非常に産地づくりの取り組みというのが弱くなってくるのではないか、そういうことに頑張ってこられたＪＡにとっても、非常に影響のある話ではないかなということも考えまして、ＪＡや業者との関係に注意すること、そういう発言をしたところです。以上です。

**○議長（横手啓介君）**

太田黒議員、了解ですか。

**○27番（太田黒鐵郎君）**

議長。

○議長（横手啓介君）

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

○27番（太田黒鐵郎君）

今の答弁では、ＪＡに心配したような話ですけれども、そういう小さな話ではなく、農林部長は経済のことは非常に詳しいということを日ごろ聞きよるから、私は農林部長に質問しているわけですから、一番から知っているだけのことは丁寧に答えるということが基本です。農協が育成したという話ですけれども、もちろんそれは組合員ですから育成はしてきたと思うけれども、もう一つ飛躍して考えるなら、この先物取引というのは単位が大きいわけです。３俵、５俵じゃできないわけです。100俵から何百俵という形でいきますものですから、そういうことならばＪＡ鹿本が生産者のために本当に考えるならば、それをまとめておいて、先物取引にかたるか、かたらないかというようなことを検討しながら、農協の中でその委員会あたりつくっておいて、今年は幾ら売ろうかということで、検討しながら、本当に生産者のためを考えて、一銭でも高く売ってやるような工夫をしていくのが本当の農協であり、組合のためになることではなかろうかということを考えたから申し上げたわけです。そういうことで、農林部長もいろいろ農協の方と話し合いをするときには、そういうことを申し入れて、もう少し農協が本当に組合員のためになるような農協にしていただきたいと願うわけです。

１問目はこのくらいにして答弁は要りませんけれども、次に２問目ですけれども、林業振興についてと書いておりますが、このことにつきましてはご承知のとおり、３月11日に東日本大震災がありました。この被災地の本住宅建設に国産材、いわゆる地元材を優先的に使うようなシステムはつくれないのかという提案です。もとよりどんな家を建てるかということは、個人の自由でありますけれども、助成措置をして地元材を使わせるということは非常に大事なことであると思いますし、古い農家の場合は、ほとんど地元材で建設されているわけです。これは、当然のことではなかろうかと思います。思えば敗戦後、戦後復興、国家再建は、植林からというような国を挙げての大合唱で、一斉に植林が始まり、少年期にあった私たちは仕事に使われ、植林は自分の代のためではない。子や孫のため、未来への贈与なのだというようなことを言い聞かされながら、そのようにして草刈りなどに汗を流したものであります。昭和39年東京オリンピックの年でありますけれども、木材が自由化され25％の関税がゼロになりました。安い外材が殺到し、山村は暮らしの土台を失い、これが限界集落の第一歩であったと今思います。しかし、風雪に耐えて守られてきた美林はいっぱい残っているわけです。これは私の持論ですが、植物は自分の寿命

の終わりを察知して、花を咲かせ、実をつけ、子孫を残そうとする。竹の花が咲くと枯れてしまうということはご承知のとおりですけれども、既に伐期を迎え過ぎた杉やヒノキは、毎年花を咲かせ、花粉を飛散させ、花粉症の発生源となっております。今年の林業白書では、新たな木の文化を目指し、2011年度を森林林業再生元年とうたってあります。このためにも、国が率先して国産材を使い、使用を奨励し、未来のために汗を流した先人たちの苦労に報いるべきではないでしょうか。現在の山の状況はご承知のとおりであると思いますけれども少し申し上げますと、とにかく山に今、目を向ける人はほとんどいないという状況です。なぜか。安い、ただのようだ、生産者が経済的に成り立つならば、まだ山の手入れもしますということで、今、山の中に行ってみますと間引きもしとらん、ほどよく管理をしとらんところは中の方は暗くて草も生えとらん。そういうことですから、大雨が来るとすぐ崩壊して災害が起きるというようなことです。これは、生産者が、木材を生産される山持ちさんたちが本当に経済的に合うならば、手入れをしながら、そして搬出をするわけですけれども、非常に今、悪循環になっているのが森林組合に市場を持っておりますけれども、非常に出荷が少ない。これは、安いから。そういう材料が寄らないと今度は買い手が少なくなるというようなことで、買い手が少ないなら、また安くなる、これが悪循環になってしまっているということです。そこで、本当に生産者が潤うというか、経済的に成り立つように立米幾らかというような保証金あたりでも制度をつくって、補助をして、今、県と国ということで、そういう働きかけ、いわゆる山鹿からそういう意見を発信する時期が、もう遅れているかもしれないけれども、早くやらにゃいかんというような時期ではなかろうかと思っているところです。とにかく製材所とかプレカット工場とか、そういう中間では非常に景気がいいかもしれないが、山林ばかりではありませんけれども、他のところも一番しわ寄せが来ているのが生産者であります。これは、もう経済の流れが反対になってしまっている。安く買って高く売る方がいいけれども、これを反対に生産費が幾らかかるから、これぐらい売らないと生産者も合わんとですよというような業者は一人もいないというようなことですので、その辺をやっぱり真から考えてやっていただかにゃならん。今、熊本県で水とみどりの森づくり税、みんな500円ずつ払いよります。500円払いよるかどうか知らんもんが多い。１億何千万円か集まるという話です。何をしているか、余り見えない。これを大体倍にでも、３倍にでもしておいて、金を寄せて、県も財政が厳しいならそういうことで寄せておいて、そして全伐をしてやっていかにゃならんというようなことで、材木の搬出をどんどんやる。全伐をしたならば、植林をせにゃいかん、植林したなら下刈りをせにゃいかんということで、ここに非常に公共事業も減ってくる中で雇用が生まれる。そういうことで、全伐を

したならば、中腹から上の方はもう人工林にはしない、これはもう雑木林、雑木にするということで、その方が水源涵養、保水力も非常にいいというようなことと、もう一ついいことがある。イノシシの被害が今は毎回質問が出るようにあるけれども、イノシシの生活をする場は中腹から上に雑木をずっと植えて、実がなるのを植えたならば、イノシシの生活の場は上の方に移っていくと私は思うわけですので、イノシシも喜ぶ、雇用される人たちも喜ぶということでありまして、もう戦後60年以上なる、もう切り替えの時期が来ているということを考えながら、そのようなことを計画していただきたいと思います。そういうことをして、中腹よりも上に雑木山ということでするならば、もう中腹から上の林道をつくる必要も何もない。林道は、今つくっているのを整備しなければならない。毎年雨が降ると流れてしまうから、すぐ今度は、ダンプで積んでいって、そしてバラスを広げにゃん。また明くる年は流してしまう。この繰り返しというようなことではなく、計画的に舗装等しながら、整備をしてやる。中腹から上には林道は要りませんという話です。そういうことですので、ぜひ山鹿市からこのことを国・県に発信して、そういう要望をしていくならどうかということを考えているところですので、優秀な部長の答弁をいただきたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

２問目の質問にお答えいたします。我が国におきましては、戦後植林した人工林が伐採適齢期を迎えております。本市におきましても、スギ40年、ヒノキ45年という標準伐採期を過ぎた人工林の面積は約７割に達しますが、作業道の整備やある程度団地化を図り、複数の森林所有者の山林をまとめて整備する、いわゆる集約化施業の遅れなどから、生産性が低く、木材価格も低迷しており、森林所有者の林業への関心は低下しております。また、相続などにより所有していることすら意識しない森林所有者の増加が懸念され、森林の適正な管理に支障を来すことも危惧される状況にあります。

一方、外材輸入の先行きは不透明さを増す中で、木材を化石燃料の代替資源としたり、コンクリートから木材に転換するなど、低炭素社会づくりを進める上で国産材の利用は今後ますます拡大されていくと思われます。このような状況を踏まえ、平成21年度に国におきまして今後10年間を目途に我が国の森林・林業を早急に再生していくための指針となる森林・林業再生プランが提唱され、今年４月には法制面で具体化するために森林法の一部改正が行われました。これを受けて、いろいろな

制度改正が行われることになりましたが、特に間伐等におきましては、今までの小規模分散型の間伐ではなく、５ヘクタール以上の面的なまとまりがあり、かつ１ヘクタール当たり10立方メートル以上の木材を搬出する間伐でなければ補助対象にならないこととなりました。これにより、大規模な森林整備と木材供給の拡大、さらにはコスト縮減が図られ、今後ますます森林整備の推進につながることが期待されます。また、今後、東日本大震災後の住宅建設においても、九州の木材の需要が高まると思われる中、品質のよい山鹿の木材をふんだんに使っていただきたいという思いがあります。しかし、現実には何十年もかけて手入れをしてきた木が補助金などを使って伐採、搬出してもわずかな収入にしかならない、あるいは赤字となる場合もあり、森林所有者が積極的に森林整備を行うことは、余り望めないのではないかと思われます。

そこで、太田黒議員が提案されたように、国産材の利用促進とともに、森林所有者が安心して森林整備に取り組めるような、例えば林業版の所得保障制度のような新たな助成制度の必要性を国・県に対し働きかけていきたいと思っております。以上、お答え申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

太田黒議員、了解ですか。

**○27番（太田黒鐵郎君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

**○27番（太田黒鐵郎君）**

今、答弁をいただきましたけれども、間伐をやるぐらいでは、収入も得られないということでありますので、やはり木材生産者もいい、中間の製材所、プレカット工場もいい、そして末端の住宅建設される方も非常に喜ばれるというような、そういう方式をつくらなければならんということで、もう一つ知恵を出すならば、被災地までこっちの地元材を山鹿にはプレカット工場もありますので、プレカットをしておいて、家１軒分大型車に積んでおいてどんどん送っていくというようなこと。それから、今、非常に広告での販売が盛んになっておりますけれども、５種類でも10種類でもいいけれども、そのひな形をつくって、この手の家ならば材料を幾らで送りますよと、この手の家ならば材料を幾らで送りますよと言って、被災地で注文を取らなければならない。プレカット工場でも、製材所でも、今度は山鹿市にはさくら湯ができる、学校もどしこでも建てる。庁舎も建てなければいけないので、こ

の際儲けろと思って手ぐすね引いて待っている。そういうことじゃなく、市内のことはある程度奉仕的な気持ちでやらにゃいかん。それよりももう少し大局を考えながら、全国的にその販路あたりを拡張して考えるならば、そういうこともできるのではなかろうかということです。今ほとんどプレカットで建てておりますので、そういうことは可能なことではなかろうかというようなことも考えているわけです。今、答弁の中に国・県に対して働きかけていきたいという答弁ですが、働きかけるとは、どのようにして、具体的に何をして働きかけるのか。国会の方に要望書を出すのか、県の方にはどうするのかというようなことで、具体的にどういう気持ちでこの働きかけを考えておられるのか、その点についてお尋ねしますことと、私の提言に対しまして山鹿市長はどのような所感をお持ちか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。潮﨑農林部長。

［農林部長　潮﨑昭二君　登壇］

**○農林部長（潮﨑昭二君）**

再度ご質問がありました国・県に対する働きかけを具体的にということですけれども、私個人といたしましては、要望書という形で考えております。まだ内部でこれから十分検討して、要望書という形で県、それから場合によっては国に要望書を提出するというようなことで検討してまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（横手啓介君）**

中嶋市長。

［市長　中嶋憲正君　登壇］

**○市長（中嶋憲正君）**

ただいまの太田黒議員のご質問に対する私の所感ということです。先ほどからずっとご提案なり、ご質問を聞いておりまして、本当にひしひしと胸に迫るものがありました。特に私たちのこの山鹿市は、第一次産業、農業、林業、こういったものが多くを占める基幹産業です。そういった中でのあり方等は非常に厳しい状況でありますし、先般も農業問題の中で、この第１次産業が基幹的地域である山鹿の場からいろんな声を上げて行くべきである。農村整備のことも今回出ましたけれども、そういったことを現場から声を上げていく、訴えていく、そういったことが非常に大事であると私は常々思っております。そういった中で、今回、私もぜひ発言をしたいと思っておりまして、発言の機会をいただきまして、大変うれしく思っております。かねて、職員にも言いますことは、やはり現場に出向けと。市民の方に直接会いながら、その課題を見つけてこいと、そして一緒になって、市民の方々と一緒

に課題を解決するための政策を打ち出していけと、そういったことを常に申し上げております。まさにただいまの太田黒議員の提案、ご質問は、そういった現場に入った中での質問であったなとつくづく心にしみてきたところです。詳細にわたってのイノシシの問題、鳥獣被害の問題、林道の問題、あるいは植栽の針葉樹から雑木に変えていく、そういったこと、雇用につながっていく等々の問題、一つ一つが非常に今日的な課題であるという思いがしますし、そういった現場の厳しさを、状況をしっかりと国や県に訴えていく、それが私たち政治にいるものの使命かなという思いがいたします。私たち執行部も、その声をしっかりと受けとめながら申し上げていきたいと思いますし、ともに議員さん方も政治の、市民の代表としておられる、一緒になってこの声を伝えていきたい。そして、山鹿の地の浮揚、そういったものにつなげていきたいと、そんな思いを強くいたしました。そのことを申し上げて、答弁とさせていただきます。以上です。

**○議長（横手啓介君）**

太田黒議員、了解ですか。

**○27番（太田黒鐵郎君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

太田黒議員。

［27番　太田黒鐵郎君　登壇］

**○27番（太田黒鐵郎君）**

やっぱり市長となると本当に話が上手。うまいとこ、やっぱり答弁されると思います。そういうことで、ひとつしっかり頑張っていただきたいと思います。とにかく潮﨑部長に申し上げますけれども、何事も仕掛けていかないと始まらないわけです。このことも一つ仕掛けて、いい方向に向くように努力していただきたい。これは先日、聞いた話ですけれども、潮﨑部長が今、福岡ターゲット構想ということで、福岡市役所の前の広場で山鹿物産フェアを大々的に打ち上げるということです。２日か３日やるそうですけれども、これは非常にいいことやるなというようなことで感心しているところです。やはり山鹿の物産を福岡に紹介する。そして、紹介しておいて、福岡の人に今度はネットで販売したり、直行バスで来てもらう。そして直行バスで来たならば、今度は田舎の方に、例えば鹿北を紹介するならばマイクロバスにちっと気の利いたガイドをつけて、「ようこそ山鹿にいらっしゃいました。ただいまから鹿北町の方を紹介させていただきます。今日１日、皆さん方とおつきあいいたします、太田黒です。」というようなことでやり始める。「今日は最初に、鹿北町というところのたけんこ街道から入っていきます。」たけんこ街道を説明して、

そして次に、「山間の村で自然薯まつりがあっております。これを見学をしていただきたいと思います。ここには、70歳、おらが村では青年団というようなことでありまして、70歳の人も青年団で頑張っているというような、非常に元気のあるところです。次には、何々集落で、秋の収穫祭、いわゆる産業祭を行っておりますので、そこをご紹介いたします。ここには60歳台の女性の会がまんじゅうをつくったり、山菜料理、これがおいしいですよということで宣伝をする。そして、ここには80歳の青年団も頑張っておりますよというようなことで宣伝をしながら、そしてぐるっと回ってトンネルを超したところは平山温泉だったと。どうぞ平山温泉で旅の疲れを癒してください。皆さん方、今日はたくさん買い物をしていただきまして本当にありがとうございます。持ち荷になりますから、今、丸山運送をチャーターしておりますので、トラックで今皆さん方の福岡まで送りつけます。」というようなことでやるならば、どんどん行列つくって来られるというようなことを計画できるのは、この潮﨑部長しかおらんわけです。潮﨑部長は、山鹿に来られるときに市長から私は話聞いた。今度は、とにかくよか人材を確保しました。とにかく蒲島県知事が大分渋りましたばってん、しょんなかたいと、山鹿は私の故郷であるし、中嶋市長が言いなはるならということで、今度は優秀な人材をいただくことができました。今度はよくなりますよと言われたとおり、以前の松永部長という優秀な部長がおりましたけど、松永部長なんか足下にも及ばんというようなすばらしい部長です。県からの派遣ですので何年おられるか知りませんけれども、３年なら５年、５年のときは10年で、１年でも長くおって、山鹿の農政の刷新を図っていただきたい。この人がいるならば、山鹿は火が出るような勢いで今から発展してきます。こういうことを考えますと、今からまだ頼んでいませんけれども、１年でも長くおってもらうように市長にお願いに行こうと思っております。市長、そのうち頼みに行きますのでよろしくお願いしておきます。

いろいろ申し上げましたけれども、そういうことで提案と、それから質問を申し上げたわけです。これで終わります。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、太田黒議員の一般質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

午後２時17分　休憩

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

午後２時31分　開議

**○議長（横手啓介君）**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、永田紘二議員の発言を許します。永田議員

［17番　永田紘二君　登壇］

**○17番（永田紘二君）**

17番議員、温もりの会の永田紘二であります。発言通告に基づきまして一般質問を２問行います。一問一答にてお願いをいたします。まず１問目は、学校経営案について、２問目は小中学校の現状についてお伺いします。

まず１問目の学校経営案について、先ほど川野議員からちょっと触れられましたけれども、毎年、年度の始まりに各学校から教育委員会に学校経営案というのが提出されていると思います。委員会としては、各学校が提出されました経営案をどのようにとらえて、どう指導し、どういう改善につなげているかについて、まずお伺いします。

**○議長（横手啓介君）**

執行部の答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

**○教育長（杉本作徳君）**

永田議員の１回目のご質問にお答えいたします。

まず、学校経営案につきましては、学校長の学校経営のビジョンが明確に示されているものととらえております。その学校に在籍する児童や生徒の知・徳・体における実態や地域の実情を把握した上で、学校教育目標、目指す児童生徒像・教師像・学校像を示してあります。学校教育目標や目指す児童生徒像に向けて、どのような教育課程を編成し、教育実践を行っていくかの大変重要な柱になるものと思っております。教育委員会といたしましては、毎年、議員からご案内がありましたように、学校経営案を提出させおりまして、学校訪問を行っております。その学校訪問に際しまして、事前に学校経営案、それから諸教育計画、学級経営案、学習指導案等を提出していただいて、そして私たち教育委員会学校教育指導室の方で集中的に提出資料に目を通した上で学校訪問に出かけます。特に学校経営案につきましては、前年度の学校訪問時に改善点等について指導をしておりますので、前年度と本年度の学校経営案を比較しながら指導に当たっております。また、児童生徒の健康状況や学力や体力などの課題になるところにつきましては、具体的な改善がなされるように指導をお願いしております。また、避難訓練の実施を初めとする安全面のことや危機管理マニュアル等についても具体的でなく、漠然としている計画につきましては、実効性のある、より具体的な計画となるように指導を行っております。

以上、答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

永田議員、了解ですか。

**○17番（永田紘二君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

**○17番（永田紘二君）**

学校経営案につきまして２回目の質問を行います。学校経営案、毎年地元の学校の経営案を見せていただいております。そこには、地図が表示されていまして、通学路の指定、それから通学時の危険箇所等が明記されております。今回の広見小学校の通学路での事故を受けてどのような新たな対策をとっているかをお伺いいたします。

また、通学路というのは地元の人、関係者しかわかりません。地域の皆さん方にわかるような道路標示等の提示等はできないものか。そこら辺もあわせて伺います。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作德君　登壇］

**○教育長（杉本作德君）**

永田議員のただいまのご質問にお答えをいたします。確かに学校経営案に通学路に関することや危険箇所等が掲載されております。また、年度当初には各学校から通学路届を提出していただいております。本年６月の梅雨入りの際に通学路において下校中に児童が用水路に落ちる事案等がありまして、緊急に通学路の危険箇所等の再点検をお願いしたところでした。各学校の安全マップ等に危険箇所を示し、危険度の高い順に番号をつけて各学校から提出していただきました。これまでにも通学路の危険箇所の点検や安全確保につきまして取り組んできたところですが、今回改めて危険箇所がどのような状況にあり、どのような対応が必要であるかについて、再度取りまとめております。道路につきましても、国道、県道、市道、河川管理道等がありますので、関係機関と連携を図りながら安全対策を進め、できる限りの対策を取っていきたいと考えております。

また、すべてがハード面の対策ばかりではなく、今まで行ってきた安全対策を進めながら、児童生徒への安全指導を繰り返し行うことも大変重要だと考えております。また、先ほどご指摘がありました広見小学校の事故を受けて、この夏季休業中に各学校に通学路の見直しがないか検討をしていただいております。その結果、一部通学路を変更すると申し出があった学校もあります。それから、通学路の表示に

つきましては、各校区の状況が異なっておりますが、山鹿市地域自治振興交付金活用やＰＴＡとの連携を図りながら、各校区の実態にあわせて表示していただくようにお願いをしているところです。

最後になりましたが、広見小学校の通学路につきましては、保護者と学校と関係諸機関の連携によりまして迂回路を通ることと、一部国道３号線を通る箇所につきましては、国土交通省により歩道の拡幅とガードパイプの設置が行われました。また、迂回路の市道につきましては教育委員会の方で通学路の表示やカーブミラーの設置、路上への安全表示などを行ったところです。いずれにしましても、夏休み中に通学路の安全確保がなされ、２学期が迎えられたことに心から感謝をしております。今後とも通学路の実情を把握しながら、関係諸機関と連携を図り、通学路の安全確保に向けて取り組んでまいります。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

永田議員、了解ですか。

**○17番（永田紘二君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

**○17番（永田紘二君）**

通学路の危険箇所につきましては、先ほどご報告ありましたけれども、事故があればやると、事故がある前に何かできないものか、そこら辺を十二分に検討をして、ハード面もやっていただきたいと思います。

２問目の小中学校の現状について、三つの観点からお伺いをいたします。まず一つは、不登校や特別支援を必要とする子どもたちの数、現状について。二つ目には、山鹿市における児童生徒の学力の状況について、三つ目は熊本県内における教職員、学校の先生方の配置、山鹿における実情等についてお伺いをいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。川野首席教育審議員。

［首席教育審議員　川野富士夫君　登壇］

**○首席教育審議員（川野富士夫君）**

永田議員の小中学校の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、不登校あるいは特別な支援を必要とする子どもの数につきましてですが、現状としまして不登校傾向及び不登校児童生徒数は10人となっております。そのうち、２人の児童生徒は学校に復帰しておりまして、実数としては８人です。現在、

その８人の子どもたちも少しずつ学校復帰ができるようになっております。また、特別支援学級に在籍する児童は74人、生徒は40人で合わせて114人の子どもたちが特別支援学級で学んでいることになります。さらに、通常学級に在籍する児童生徒で支援を必要としている子どもたちは各学級で６％は在籍していると言われておりますが、現状は若干ふえつつあるようです。

次に、本市の児童生徒の学力の状況ですが、全国標準学力検査の結果から、小中学校におきましては、全国標準を超えている現状にあります。山鹿市の小中学生は基礎的、基本的な学力は身についておりますが、習得した知識、技能を活用することが苦手であります。また、新学習指導要領で求められている思考力、判断力、表現力等につきましても、しっかりと育てる必要があります。

最後に、教職員の配置数につきましてお答えいたします。平成23年度の県内の教職員数は臨時の職員も含み１万1347人で、熊本市の教職員数は概数で3900人程度と把握しております。山鹿市の教職員配置数につきましては、本年度正規職員366人と臨時職員の87人で計453人となっております。臨時職員のうち講師、直接子どもたちの学習にかかわる者については69人です。講師の内訳につきましてですが、本採教職員の国内留学等の研修、産前産後休暇、育児休業、また加配や35人学級等の配置の臨時職員など、どうしても臨時職員でなければならない先生方が20人です。したがいまして、実質の欠員としての臨時職員は49人となります。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

永田議員、了解ですか。

**○17番（永田紘二君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

**○17番（永田紘二君）**

小中学校の現状について２回目の質問を行いたいと思います。

まず一つ目は、小中学校の、先ほどご報告いただきました現状について、その対策と戦略について教育長のご意見をいただきたいと思います。

二つ目は、人事面の課題解決のためにこれまでどのような対応をしてこられたのか。今後どういう対応をしていかれるのか、これも教育長の方からご答弁をいただきたいと思います。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

**○教育長（杉本作徳君）**

永田議員の小中学校の現状の課題をとらえて、その対策と戦略について、お答えをいたします。

まず、第１点目の不登校あるいは特別に支援を要する子どもの数についてですが、１回目の答弁で申し上げましたように、不登校傾向及び不登校児童生徒の実数は８人ということです。その８人の子どもたちも、２学期に少しずつですが学校復帰ができるようになってきております。その理由といたしましては、各学校の先生方が一生懸命指導をしておられるのはもちろんのことですが、山鹿市教育委員会に設置されております、適応指導教室オアシスクラブの、３名のスタッフが、懸命に子どもたちや保護者と関わりながら、子どもたち同士の仲間づくりや自立に向けてのさまざまな活動を通して、学校と綿密な連携を図りながら進めてきた成果だと考えております。また、特別支援学級に在籍し、学んでいる子どもたちは114人ですが、さらに通常学級の方にも在籍している支援を必要としている子どもたちもいるというのが現状です。本年度からは新たに鹿本教育事務所で行っておられたやつを山鹿市特別支援連携協議会というのを立ち上げました。そして、特別支援教育のさらなる充実に向けて取り組んでいるところです。また、山鹿市教育センターの研修講座におきましても、今年度は学校教育指導員を特別支援教育に専門的な知識、技術を持っている指導員を１名増員して、特別支援教育の研修を初め、学校への授業参観並びに児童生徒への支援の助言等を行うなど、各校の先生方の指導力向上にも力を入れております。さらに、何らかの支援を必要としている子どもたちに対しましては、各学校で支援体制を整えていただいたり、教育委員会といたしましてもサポートティーチャーを今年度は５名増員して、対策を取っているところです。

次に、本市の児童生徒の学力の状況につきましてですが、先ほど答弁いたしましたように基礎・基本の力は全国レベル以上です。しかしながら、課題としましては習得した知識・技能を活用すること、いわゆる応用力です。思考力、判断力、表現力等をはぐくむ必要があること等が挙げられます。そのような中で、私がまず考えておりますことは、先生方が子どもと向き合う時間をしっかり確保したいということです。学校現場におきまして先生方が子どもたちと向き合う時間を確保することにより、各学校において主体的な学び合いのある授業づくりや確かな学力を定着させる工夫ができるのではなかろうかと考えております。

二つ目のご質問の人事面での課題解決のためにこれまでどう対応してきたか、今後どう対応していくのかについてお答えをしたいと思います。人事面につきまして

は、昨年度から鹿本教育事務所と連携を図りながら進めてきたところです。確かに先ほど数字で申し上げましたように、本年度の山鹿市の臨時採用の先生方は多かったと認識をしております。平成24年４月から熊本市は政令指定都市として動き始めるために熊本市内等へ転出した先生方が多かったことは否めないかもしれません。しかしながら、これは熊本市の近隣地区では似たようなことが生じておりまして、山鹿市に限ったことではありません。一方では、人材育成という観点から山鹿市教育センターの講座において、臨時採用の先生方や若手の先生方の研修を初め、各学校の中堅の先生方の研修を行ったり、管理職を目指す立場の先生方へのさまざまな研修を実施したりするなど、懸命に人材育成に努めているところです。山鹿市の教育を推進するに当たり、人材確保はとても重要なことだと認識しております。魅力ある山鹿市、山鹿市で子どもを育てたい、山鹿市で子どもたちを指導したいと言われるような、そういった山鹿市の教育環境づくりに努めていく覚悟です。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

永田議員、了解ですか。

**○17番（永田紘二君）**

議長。

**○議長（横手啓介君）**

永田議員。

［17番　永田紘二君　登壇］

**○17番（永田紘二君）**

３回目の質問を行います。今までの質問につきましては、うまい具合に答弁をいただきました。これから、本当の私の気持ちを伝えながらご答弁をいただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、教育長は山鹿市の教育を推進するに当たり、人材確保、先生方の確保はとても重要であると答弁されました。昨年の９月、また先ほど川野議員が質問をされました、植木と山鹿の交流の問題、植木から取れるのではなく、ほとんど植木の方に流出した先生の方が多かったろうと思います。また当然、教育委員会では、山鹿の小中学校へ来ていただけるような先生たちの調査もされていると思います。特に人材確保のための教職員人事に関しましては、山鹿では教育長ただ一人かかわれるところであると思います。あえて人材確保について教育長の考え方をお伺いいたします。なぜなら、こういう背景があります。一つ目、平成24年３月末にて小中学校の６名の校長先生が退職されます。二つ目、今年度は山鹿の教職員、先ほどお話ありました87人が臨時職員であると、約20％です、５人に１人は臨時の

先生に子どもたちをゆだねているという現状であります。三つ目、熊本県内の教職員は約１万1000人という報告がありました。熊本市が約3900人ということでありまして、約35％を占めます。平成24年４月から、先ほどから報告があっておりますとおり教職員は県職と市職とに区分されます。35％を占める熊本市が攻撃をして人材確保に動き出すはずです。こういう中、山鹿市からも多く出ていく可能性があるという現状が見込まれます。四つ目であります。平成25年３月で県の鹿本教育事務所が廃止されます。県内教職員が１万1300名であります。山鹿は臨時を入れても453名という形であります。約４％弱です。今後は、人事確保は山鹿市独自で教育事務所がないわけですから、山鹿市独自で確保をする必要に迫られます。山鹿の教職員の確保、ましてや人材の確保に向けて教育長としてどのような具体策を考えておられるかお伺いいたします。また、教育長は非常にお忙しそうであります。先ほど市長のお話の中にも職員には現場に出なさい、しっかり現場に出てきなさいという話をしているということをお話されました。果たして教育長は学校経営の中で学校訪問、年に一度か二度は行かれたと思いますが、その他に先生たちがどういう授業をしているのか、何回かでも小中学校に出向ける時間があったのでしょうか。また、危険箇所の報告は確かに受けられますけれども、その危険箇所がどこに、どういう具合にあるかというのを見たことがありますか。また、きのう森川議員の川辺で行われました岩野川の環境学習会、多分行っておられると思いますけれども、お忙しくて行かれなかったかもしれません。私はこう考えます。教育長は市長が宣言されました子どもはやまがの宝だ宣言、この山鹿の宝である子どもたちの健全育成に専念されてもいいのではないかと思います。教育委員の先生方、教育長、教育委員会での活動、それに専念できるような組織の見直し等も考えて充実した活動を期待いたします。これにつきましては、今後の課題として残しておきたいと思います。まず、平成24年度の先生方の確保、そして優秀な人材の確保を急がなければなりません。教育長にその辺の戦略、考え方等についてお伺いいたします。

**○議長（横手啓介君）**

答弁を求めます。杉本教育長。

［教育長　杉本作徳君　登壇］

**○教育長（杉本作徳君）**

永田議員の３回目のご質問に現時点での私の考えを申し上げたいと思います。教職員の人材確保につきましては、喫緊の課題だと真剣に受けとめておりますし、現在、魅力ある山鹿市の教育創造を目指し、その具体策をしっかり検討しながら進めているところです。

まず、指導面と管理面がありますが、指導面におきましては、１点目として先生

たちが振り向いてくれるような魅力ある学校づくりに努めます。校長会と教育委員会、教育事務所が共通認識を持って、教育現場で大きな課題とされております教職員の多忙感解消に取り組みます。学校行事や会議等の面でまだ見直しがきくところがあります。その見直しと精選、教育行政のリーダーシップと施策のスリム化、教育委員会、教育事務所を含めてです。これによって、先ほど申し上げましたように先生たちが現場で本気で子どもと向き合う時間を確保したいと、そのように考えております。そして、先生方が日常の授業改革に懸命に取り組み、学校が授業を中心とした主体的な教育活動を展開できるように、そして校長も主体的な学校経営ができるような、そういった魅力ある学校づくりを目指したいと考えております。

２点目といたしまして鹿本教育事務所の廃止のご指摘がありました。これに向けては、平成23年度、人事面で懸命に頑張ったつもりです。教育委員会を中心とした学校の指導・支援体制づくりの強化に努めます。現在、先生方の資質向上のための取り組みとしては、平成18年から行ってきました山鹿市教育センター研修、を改めて精査し、研修のあり方の見直し、先生方のニーズに合った研修の実施、これを行って、質の高い研修に改めたいと、研修体制の改善に取り組んでおります。また、平成23年度から指導主事、学校教育指導員、社会教育主事、サポートティーチャー、ＡＬＴ、スクールソーシャルワーカー、読書活動推進員等、教育委員会指導スタッフの増員に努めました。そして、学校訪問等による指導・助言を強化し、先生方の指導力向上の取り組んでおります。また、地域人材を活用した学校応援団の支援体制づくりや、家庭の教育力向上を目指し、子育て支援を行うための家庭教育支援事業を現在４名で教育センターを拠点に家庭に出向いて積極的に推進し、学校組織としての学校力の向上に取り組んでおります。さらに、このような山鹿市の魅力ある教育創造への取り組みや日常の質の高い授業実践、この授業は私も教育長に就任して以来見てきましたが、本当に県下各地に紹介できるようなすばらしい授業実践をしている学校があります。議員もご承知と思いますが、県下各地から訪問に来ている学校があります。そしてまた、すばらしい教育活動への取り組みで実績を上げております。９月に入りまして早速吉報が届いて、小学校、中学校で九州大会で合唱が金賞を射止めてきました。スポーツ・文化面で県内九州大会で優勝するなどということは、これだけの規模の学校では本当にすばらしい取り組みをやっているのではなかろうかと感じます。こういうことをこの後シリーズで紹介したり、その授業研究会等に県内はもとより、山鹿市管内はもとより、管外の先生方にも案内状を送付して、そして山鹿市の魅力ある教育をこういうふうにやっているということを広報発信したいと思います。そして、山鹿市で子どもたちを教育したいという教職員をふやすという、そういった指導面での取り組みをまず考えております。

それから、人事管理面ですが、この点については熊本市が平成24年度から政令指定都市になりますが、今年度が先ほどご指摘がありましたように最後の機会です。どこも、菊池市も、玉名市も全く一緒です。転出防止を図るために、政令指定都市になる前に校長ヒアリングやＯＢ教職員の先生方の支援を得て、山鹿市に人材確保に努めてまいる所存です。また、先ほどご指摘がありました管理職の人材確保につきましては、管理職はこの方々は県の方から指示が出れば県下全域どこにでも飛んでいかなければいけません。山鹿市出身の管理職が管外交流という３年間の約束で現在外の方で力をつけております。この人たちを山鹿市内に帰すような努力をしたい。教育事務所と連携を取って県に働きかけ、計画的に人材確保に努めてまいりたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（横手啓介君）**

以上で、永田議員の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。これにて質疑・一般質問を終結いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

**日程第２　委員会付託**

**○議長（横手啓介君）**

日程第２　委員会付託を行います。ただいま議題となっております全案件を、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

**散　会**

**○議長（横手啓介君）**

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後３時05分　散会

～～～

９月２２日(木曜日)

# 平成23年（第５回）山鹿市議会９月定例会会議録

## 議　事　日　程（第４号）

平成23年９月22日（木曜日）午前10時開議

第１　議案第76号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の－部を改正する条例
議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）
議案第78号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第79号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成22年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成22年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成22年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成22年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成22年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成22年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成22年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成22年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成22年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成22年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成22年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第13号　平成22年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第14号　平成22年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第10号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する陳情書
陳情第11号　郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
陳情第12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書

（委員長報告）
討　　論
採　　決

○

本日の会議に付した事件

第１　議案第76号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の－部を改正する条例
議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）
議案第78号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第79号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成22年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成22年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成22年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成22年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成22年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成22年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成22年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成22年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成22年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成22年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成22年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第13号　平成22年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第14号　平成22年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第10号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する陳情書
陳情第11号　郵政改革法案の早期成立を求める陳情書
陳情第12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書

（委員長報告）

討　　論

採　　決

第２　意見書案第２号　農業農村整備に必要な予算確保を求める意見書

意見書案第３号　電力多消費型経済からの転換を求める意見書

意見書案第４号　郵政改革法案の早期成立を求める意見書

○

出席議員（30名）

| | |
|---|---|
| １番 | 永田　健君 |
| ２番 | 稲葉　昇君 |
| ３番 | 藤本芳雄君 |
| ４番 | 福本義文君 |
| ５番 | 冨丸洋一郎君 |
| ６番 | 藤本峰秀君 |
| ７番 | 北原昭三君 |
| ８番 | 芹川正美君 |
| ９番 | 藤原　豊君 |
| 10番 | 立山秀木君 |
| 11番 | 立山　隆君 |
| 12番 | 原　徹君 |
| 13番 | 平井邦廣君 |
| 14番 | 吉本政幸君 |
| 15番 | 池田誠一君 |
| 16番 | 堀　茂幸君 |
| 17番 | 永田紘二君 |
| 18番 | 森川昭彦君 |
| 19番 | 川野　功君 |
| 20番 | 古荘克郎君 |
| 21番 | 森　芳顕君 |
| 22番 | 家入憲隆君 |
| 23番 | 横手啓介君 |
| 24番 | 高野誠二君 |
| 25番 | 藤原　弘君 |
| 26番 | 森　久雄君 |
| 27番 | 太田黒鐵郎君 |

28番　丸山寛治君
29番　寺崎勇児君
30番　丸山康昭君

○

説明のため出席した者

| | |
|---|---|
| 市長 | 中嶋憲正君 |
| 副市長 | 池田永実君 |
| 教育長 | 杉本作徳君 |
| 総務部長 | 本多隆文君 |
| 市民福祉部長 | 富田辰郎君 |
| 農林部長 | 潮﨑昭二君 |
| 商工観光部長 | 三森兄臣君 |
| 建設部長 | 緒方淳一君 |
| 環境部長 | 古荘秀幸君 |
| 市民医療センター事務部長 | 荒木　隆君 |
| 教育部長 | 倉原謙治君 |
| 首席審議員兼会計管理者 | 富安　豪君 |
| 市民福祉部次長 | 有働　博君 |
| 市民福祉部次長 | 山口敦子君 |
| 農林部次長 | 冨田弘海君 |
| 環境部次長 | 中川秀人君 |
| 総務課長 | 原　弘文君 |
| 職員課長 | 阿蘇品貴司君 |
| 農林振興課長 | 金光一誠君 |
| 商工課長 | 大森健司君 |
| 観光課長 | 早田順二君 |
| 住宅課長 | 山内敏雄君 |
| 市民医療センター総務課長 | 野田修誠君 |
| 監査事務局長兼選管事務局長 | 緒方　栄君 |

○

事務局職員出席者

| | |
|---|---|
| 議会事務局長 | 幸村英星君 |
| 局長補佐兼議会総務係長 | 渡邊義明君 |
| 議事係長 | 中村武志君 |

書　　記　　森　　英　州　君

○

午前10時00分　開議

○

○議長（横手啓介君）

これより本日の会議を開きます。

○

日程第１　議案第76号～議案第79号
認定第１号～認定第14号
陳情第10号～陳情第12号

○議長（横手啓介君）

日程第１、各常任委員会に付託してありました議案、認定、陳情の全案件を議題といたします。

○

議案第76号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）
議案第78号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）
議案第79号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）
認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第２号　平成22年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第３号　平成22年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第４号　平成22年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第５号　平成22年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第６号　平成22年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第７号　平成22年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第８号　平成22年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第９号　平成22年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第10号　平成22年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第11号　平成22年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第12号　平成22年度山鹿市水道事業会計決算の認定について
認定第13号　平成22年度山鹿市病院事業会計決算の認定について
認定第14号　平成22年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について
陳情第10号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する陳情書

陳情第11号　郵政改革法案の早期成立を求める陳情書

陳情第12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書

○

**○議長（横手啓介君）**

各常任委員長の報告を求めます。立山経済観光常任委員長。

［経済観光常任委員長　立山秀木君　登壇］

**○経済観光常任委員長（立山秀木君）**

経済観光常任委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に付託されました案件は、議案１件、認定５件であります。去る９月14日午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。議案審査に先立ち、現地調査を行いました。最初に、菊池市商工会の買い物支援施設「よっこら処」におきまして、菊池の軽トラ朝市について岩木事務局長から説明を受けました。この朝市は、平成21年10月から毎月第４日曜日に開催されており、朝７時から正午まで、菊池市の立町、中央町、迎町約800メートルの区間を歩行者天国とし、軽トラックか軽ワゴンによる販売で、約100区画を目標に取り組まれております。駐車場やトイレ等の課題はあるものの、出展数も60から65店舗、山鹿市からの出店もあり、リピーターもふえているという説明を受けました。

次に、菊池れとろ館におきまして、冨田施設長から説明を受けました。この建物は酒蔵を改造して３月にオープンしたもので、食堂や交流スペース、デイサービスなど、子どもからお年寄りまで訪れることのできる町の縁側コミュニティ施設として活用されておりました。

午後１時30分から委員会を再開、慎重に議案審査を行いました。

議案第77号　平成23年度山鹿一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第８号　平成22年度六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第９号　平成22年度城北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第10号　平成22年度稲田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第11号　平成22年度稲田六郷財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、経済観光常任委員会の報告を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

藤原福祉厚生常任委員長。

［福祉厚生常任委員長　藤原　弘君　登壇］

**○福祉厚生常任委員長（藤原　弘君）**

福祉厚生常任委員会の審査の経過と結果についてご報告いたします。

まず、去る８月18日午後１時から議員控室におきまして、執行部に関係職員の出席を求め、山鹿市幸の国健康館「ゆ～かむ」について閉会中の所管事務調査を行いました。

始めに、執行部から施設の管理運営に関する基本的な考え方や今後の方向性及び利用者の健康増進にどのように役立っているかなどについて詳しい説明を受け、慎重に調査を行いました。委員からは、健康増進施設に適した専門性を有する指定管理者を選定すべき、あるいは健康増進施設として、市の全体計画の中で多角的に議論を深めるべきなどの意見が出ました。

最後に、管理運営の方向性につきましては、民間の専門的な能力やノウハウを最大限に活用した、より効率、効果的な事業運営を図るため、今後平成26年度をめどに民間移譲に向け準備を進めていくことについて確認をいたしました。

続きまして、本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案３件、認定６件であります。去る９月15日午前10時から３階会議室におきまして委員全員出席のもと、執行部に関係職員の出席を求め、付託案件について慎重に審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第78号　平成23年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第79号　平成23年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成22度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管）、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第２号　平成22年度山鹿市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第３号　平成22年度山鹿市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定につい

て、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第４号、平成22年度山鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第６号、平成22年度山鹿市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第13号、平成22年度山鹿市病院事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、福祉厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（横手啓介君）**

平井建設環境常任委員長。

［建設環境常任委員長　平井邦廣君　登壇］

**○建設環境常任委員長（平井邦廣君）**

建設環境常任委員会の報告をいたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案１件、認定５件、陳情１件であります。去る９月16日午前10時から議員控室におきまして委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）中所管、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成22年度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について（中所管)、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第５号　平成22年度山鹿市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第７号　平成22年度山鹿市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第12号　平成22年度山鹿市水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第14号　平成22年度山鹿市下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第12号　「原発」依存のエネルギー政策を抜本的に見直す意見書の提出を求める陳情書、委員から各分野に影響のある問題であり、慎重に審議したいので継続審査を求める発言がありました。委員会として、なお慎重に審査する必要があると認め、継続審査すべきものと決しました。

以上、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

寺崎総務文教常任委員長。

［総務文教常任委員長　寺崎勇児君　登壇］

○総務文教常任委員長（寺崎勇児君）

総務文教常任委員会の報告をいたします。

まず、閉会中の継続審査であります陳情第10号　建設に働く仲間と地域経済を救うルールづくりに関する陳情書につきまして、去る８月18日午前11時45分から本庁３階会議室におきまして委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。この陳情につきましては、提出者から資料が添付されており、調査する機会を設けるため、継続審査としておりました。審査に当たり、千葉県野田市で制定されております公契約条例について、担当課から説明を受けました。継続審査を求める意見と採決すべきとの意見があり、継続審査を諮りましたが、賛成少数でありましたので、原案について採決することといたしました。その際、反対討論がありましたので、挙手採決の結果、賛成者なしにより不採択すべきものと決しました。

その後、小学校の耐震化の方針及び学校規模適正化計画の今後の方針等につきまして執行部から報告を受けました。

次に、本定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案２件、認定１件、陳情１件であります。去る９月20日午前10時から本庁３階会議室におきまして委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第76号　山鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第77号　平成23年度山鹿市一般会計補正予算（第３号）、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第１号　平成22度山鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決しました。

陳情第11号　郵政改革法案の早期成立を求める陳情書、採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（横手啓介君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

［「質疑なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

［「討論なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第76号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第77号から議案第79号までの３案件を一括採決いたします。議案第77号から議案第79号までの３案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、３案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、認定第１号に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、認定第１号は原案のとおり認定することに決しました。

次に、認定第２号から認定第14号までの13案件を一括採決いたします。認定第２号から認定第14号までの13案件に対する委員長報告は認定であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（横手啓介君）

ご異議なしと認めます。よって、13案件は原案のとおり認定することに決しました。

次に、陳情第10号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第10号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

［賛成者起立］

**○議長（横手啓介君）**

起立なしであります。よって、本案は不採択とすることに決しました。

次に、陳情第11号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、陳情第11号は、採択することに決しました。

次に、陳情第12号に対する委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、陳情第12号は、閉会中の継続審査とすることに決しました。

ただいま意見書案３件が提出されました。職員に配付させます。

［職員配付］

**○議長（横手啓介君）**

お諮りいたします。この際、意見書案３件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、意見書案３件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

―――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――

**日程第２　意見書案第２号　農業農村整備に必要な予算確保を求める意見書**
**意見書案第３号　電力多消費型経済からの転換を求める意見書**
**意見書案第４号　郵政改革法案の早期成立を求める意見書**

**○議長（横手啓介君）**

日程第２、直ちに一括議題といたします。

意見書案３件について、職員に朗読させます。

［職員朗読］

意 見 書 案 第 2 号

平成23年９月22日提出

農業農村整備に必要な予算確保を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　立山　秀木

賛成者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

山鹿市議会議員　藤原　　弘

山鹿市議会議員　平井　邦廣

山鹿市議会議長　横手　啓介　様

国は、平成22年度予算において、戸別所得補償制度をモデル的に行う予算を確保する一方で、「コンクリートから人へ」の理念を踏まえ、農業生産の基礎的部分である農地や農業用水等の整備を行う農業農村整備事業予算を対前年比63.1％減と大幅に削減した。

農業農村整備は、これまでも農業生産性の向上や規模拡大など、農業の振興を図る上で重要な役割を担ってきたが、就農者の減少に加え、農家の高齢化が進む中で、予算削減により整備が先送りとなれば、地域の農業振興・集落機能の維持や地域資源の保全への悪影響だけでなく、その付けを次世代に回すことになり、将来の食料安定供給や財政負担への不安を増幅させるものである。

そうした中で、本年度予算においても、６割以上削減された平成22年度よりさらに削減され、地方が必要とする予算は到底確保されておらず、その結果、継続地区の完了工期の延伸、新規地区の採択凍結等の多大な影響が出ており、大変遺憾である。

このような予算削減により必要な整備が先送りとなれば、農業のさらなる疲弊を招き、農業農村そのものの存続を危うくさせるおそれがあるとともに、それを支える農村の安全確保やコミュニティの崩壊にもつながることが危惧されるものである。

よって、国におかれては、我が国の農業農村の振興に必要不可欠な農業農村整備に関する施策を具体的に推進するため、下記事項について特段の配慮をされるよう強く要望する。

記

1　農業農村整備事業並びに農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金については、農業生産の基礎的整備に必要な施策であり、十分な予算を確保すること。

2　特に、農山漁村地域整備交付金及び地域自主戦略交付金については、地方自治体が裁量を発揮して取り組む制度であることから、地方が必要とする予算規模に拡大すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年９月22日

熊本県山鹿市議会

衆議院議長　　横路　孝弘　様
参議院議長　　西岡　武夫　様
内閣総理大臣　　野田　佳彦　様
財務大臣　　安住　　淳　様
農林水産大臣　　鹿野　道彦　様

意見書案第３号
平成23年９月22日提出

電力多消費型経済からの転換を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提出者
山鹿市議会議員　北原　昭三
賛成者
山鹿市議会議員　立山　秀木
山鹿市議会議員　藤原　　豊

山鹿市議会議長　横手　啓介　様

３月に発災した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さな

い状況にある上、東京電力福島第一原発の事故を受けて、エネルギー供給が制約される中で長期的な電力消費の抑制が必至となっている。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着している。しかし、節電努力の要請が長引くと見込まれる中、現在のような個々の努力に委ねられている場当たり的な「節電対策」のままでは、社会全体の対応として限界がある。

そのため、これまでのいわゆる“当面の対応”から脱却し、「電力多消費型」経済社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要がある。

よって、政府におかれては、電力消費を低減する対策とともに「電力多消費型経済」から転換させるため、以下の項目を早急に決定・実施するよう強く求める。

記

1　家庭での省エネ、エコ化の早期推進のため「節電エコポイント」（仮称）を創設し、省エネ型家電への買いかえ（旧式の冷蔵庫・エアコンの買いかえ）、LED 照明の普及を促進する。住宅エコポイントは、改修工事の対象範囲などを拡充した上で再実施すること。

2　事業所等における太陽光発電設備や LED 照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じること。

3　企業における長期休暇取得や輪番操業の徹底、在宅勤務の推進などを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年９月22日

熊本県山鹿市議会

内閣総理大臣　野 田　　佳 彦　様
厚生労働大臣　小 宮 山　洋 子　様
経済産業大臣　枝 野　　幸 男　様

意 見 書 案 第 4 号

平成23年９月22日提出

郵政改革法案の早期成立を求める意見書

地方自治法第99条の規定による意見書を会議規則第14条第１項の規定により提出する。

提出者

山鹿市議会議員　寺崎　勇児

賛成者

山鹿市議会議員　藤原　　弘

山鹿市議会議員　立山　秀木

山鹿市議会議員　平井　邦廣

山鹿市議会議長　横 手　啓 介　様

これまで郵便局は、地域社会において「情報」「安心」「交流」の拠点としての役割を担っており、特に過疎地域を多く抱える当市においては、地域住民の利便性の増進等に大きく貢献していた。

しかし、平成19年10月、郵政民営化法に基づき郵便・貯金・保険の郵政三事業は民営・分社化され、郵便外務員に貯金・保険の取り扱いを依頼できない、郵便局へ郵便の問い合わせが出来ない、各種手数料が上がった等、「利便性向上」を謳う法の趣旨に逆行するさまざまなサービスの低下が生じ、地域住民から不満の声が多く寄せられている。

また、現行法には、郵便事業は全国一律のサービスを維持することが明記されているが、金融ユニバーサルサービスは担保されていないため、将来的に貯金・保険を提供できない郵便局が現れ、公益性・地域性が失われる恐れがある。当市においては、金融機関が郵便局のみという地域が多数あり、住民生活にとって死活問題であると懸念している。

これらの不満・不安を解消するため、昨年４月郵政改革法案が閣議決定され、通常国会に提出されたが、以後秋の臨時国会、通常国会と未だ成立しておらず、たなざらしの状態が続いている。この間、郵便事業における経営不安も報道されているところである。

全国２万４千郵便局ネットワークは、国民共有の財産であり、生活に必要不可欠なライフラインでもある。それを今後も維持し、さらに地域社会が有効活用していくために

も、一刻も早く郵政改革法案を成立するよう、強く要請する。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年９月22日

熊本県山鹿市議会

| | |
|---|---|
| 衆議院議長 | 横路　孝弘　様 |
| 参議院議長 | 西岡　武夫　様 |
| 内閣総理大臣 | 野田　佳彦　様 |
| 総務大臣 | 川端　達夫　様 |
| 郵政改革担当大臣 | 自見庄三郎　様 |

**○議長（横手啓介君）**

意見書案第２号について、提案理由の説明があれば、発言を求めます。提出者、立山秀木議員ありませんか。

**○10番（立山秀木君）**

ありません。

**○議長（横手啓介君）**

次に、意見書案第３号について、提案理由の説明があれば、発言を求めます。提出者、北原昭三議員ありませんか。

**○７番（北原昭三君）**

ありません。

**○議長（横手啓介君）**

次に、意見書案第４号について、提案理由の説明があれば、発言を求めます。提出者、寺崎勇児議員ありませんか。

**○29番（寺崎勇児君）**

ありません。

**○議長（横手啓介君）**

これより、ただいま議題となっております３案件について質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております３案件については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、３案件は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。意見書案第２号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第３号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、意見書案第４号について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

**○議長（横手啓介君）**

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

―――――――――――――――――― ○ ――――――――――――――――――

**閉　会**

**○議長（横手啓介君）**

これをもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、平成23年（第５回）山鹿市議会９月定例会を閉会いたします。

午前10時36分　閉会

～～～

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長　**横　手　啓　介**

山鹿市議会議員　**立　山　秀　木**

山鹿市議会議員　**藤　原　　豊**